

（ 令 6 . 5 . 1 3
総 2 - 1 ）

説明資料

〔経済社会の構造変化等について〕

令和6年5月13日（月）

財務省・総務省

デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したこれからの税制のあり方について審議を求める。

I. 租税の役割と基本的考え方 (1. 租税の役割 2. 租税と民主主義 3. 租税の分類とタックス・ミックス 4. 租税制度の基本原則)

- 税とは、社会に必要とされる公的サービスの費用負担を皆で分かち合うものであり、「社会共通の費用を賄うための会費」。
- 所得・消費・資産などの課税ベースを適切に組み合わせつつ、全体としてバランスのとれた税体系を構築していく必要。
- 租税原則「公平・中立・簡素」と並んで租税の「十分性」は重要。数が少なくなっていく将来世代一人ひとりの負担の重さに従来以上に配意し、財政の持続可能性を損なわないために必要な負担を、能力に応じて広く分かち合う必要。歳出の内容や水準も、租税を負担する国民が納得いくものにする必要。

II. 租税制度の変遷と近年の税制改革の流れ (1. 我が国における租税の成り立ち 2. 第二次世界大戦と戦後の税制 3. 昭和62年・63年の抜本的税制改革 4. 平成6年の税制改革 5. 平成10年度以降の税制改革 6. 地方税における税制改革 7. 社会保障・税一体改革)

III. 経済社会の構造変化

1. 経済社会の構造変化の加速： 公的サービスを提供するために必要な財源を確保した上で、「公平・中立・簡素」に適う、多くの人から納得感を得られるような税制を構築するためには、(税制のみで全ての社会経済の課題に対応できるわけではないが)以下のような社会の様々な問題・課題をしっかりと把握し、将来生じ得る変化を見据え、目配りをしていくことが重要。

2. 働き方やライフコースの多様化： 雇われない働き方の拡大やシェアリングエコノミーの活発化といった働き方の多様化、ライフコースの多様化、共働き世帯の増加や世帯構成の変化、外国人労働者などの増加も加速しており、成長分野への円滑な労働移動も念頭に、それらに対して中立的な制度の構築が重要。

3. 経済のグローバル化・デジタル化： 経済のグローバル化・デジタル化が進展する中、プラットフォームの台頭やWeb3.0等の技術による環境の変化、暗号資産の普及など、これまで以上のスピードで状況が変化してきており、我が国においても、産業の新陳代謝の促進やスタートアップ・エコシステムの構築などが重要。

4. 格差を巡る状況の変化： 非正規雇用や貧困などの格差を巡る状況にも変化が生じ、シングルマザーや孤独・孤立化する人々への対応も必要。教育と格差の固定化や、所得の源泉の変化と所得分布への影響なども踏まえ、税や社会保障による再分配が引き続き重要。

5. エネルギー・環境問題などの変化： 社会におけるSDGsへの関心が高まる中、気候変動問題への対応や環境対応型自動車の促進が課題。ロシアによるウクライナ侵略は我が国が抱えるエネルギー問題を浮き彫りに。

6. 安全保障環境の変化： 世界的な安全保障環境が変化する中で、経済安全保障の観点からサプライチェーンの問題などで新たな企業戦略の策定や、経済力・財政基盤の強化も含めた国力としての防衛力の強化が課題。

7. 人口減少・少子高齢化： 人口減少・少子高齢化が更に進展する中、社会保障制度の持続可能性の確保が大きな課題。若者・子育て世代の所得向上など、こども・子育て政策を強化していく必要。

8. 地域社会の変化： 少子高齢化やデジタル化など地域社会が変化する中、介護、医療、子育て等の社会保障サービスの提供、地域経済の活性化、防災・減災対策等地方公共団体が対応する課題は増加。地域の実情に応じて行政サービスを安定的に提供できるよう、持続可能な地方税財政基盤の構築が必要。

9. 我が国財政の構造的な悪化： 上記の構造変化の影響もあり、バブル経済崩壊以降、構造的に悪化してきた我が国財政は、緊急的な対応であるとはいえ、コロナ禍への対応としての財政出動により、一段と深刻な状況に。地方税財政についても、依然として厳しい状況。将来世代へ負担を先送りしている状態を続けないう、持続的な経済成長を実現しつつ、租税の財源調達機能を十分に果たしていく必要。

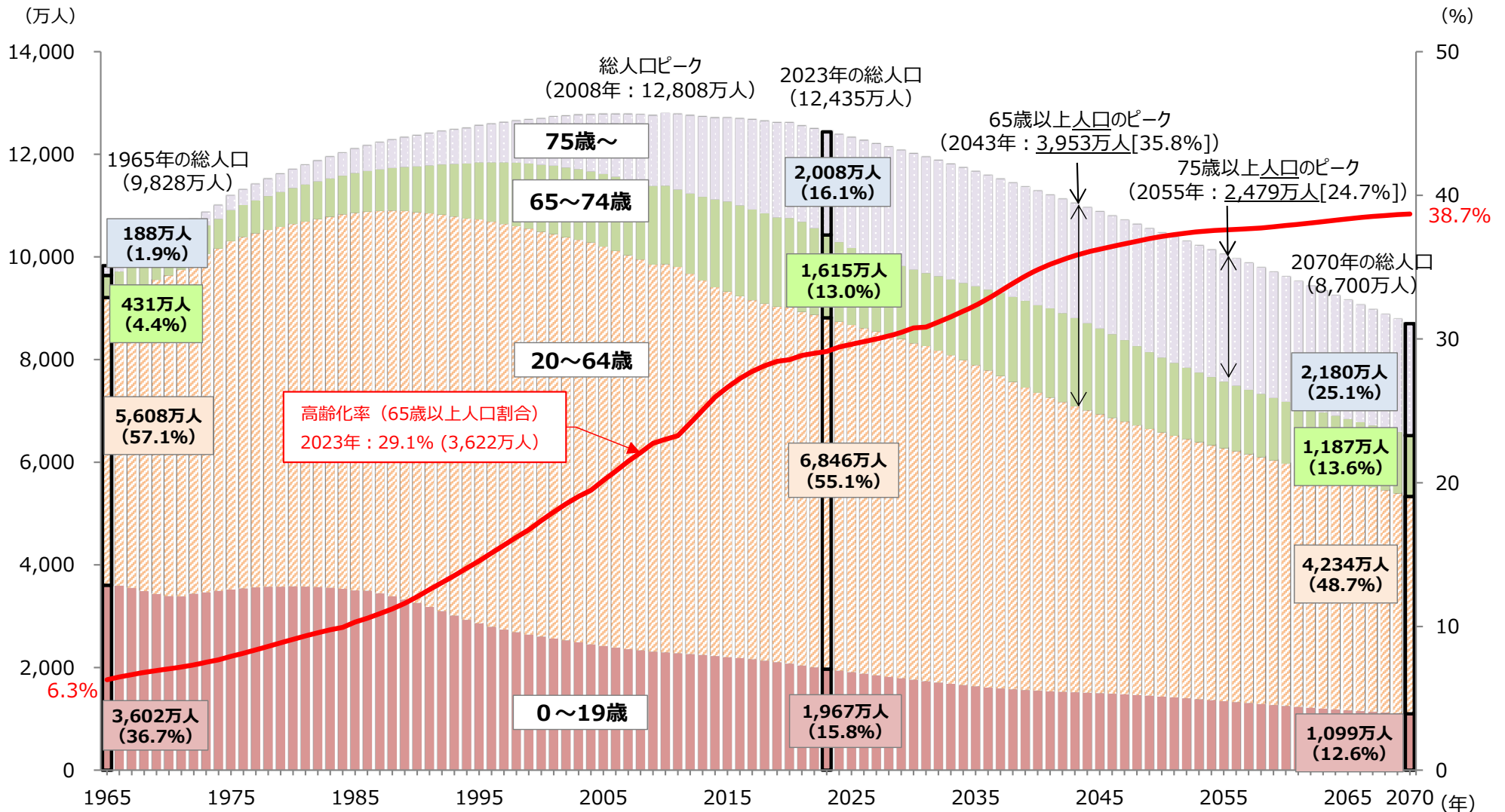
10. 経済社会の構造変化への対応： 今を生きる現在世代、これから生きていく将来世代が将来に希望が持てるような、公正で活力ある社会を実現するために、税制について、「公平・中立・簡素」を基本としつつ、経済社会の構造変化を見据えた見直しを進めていく必要。

※事務局作成

個人所得課税	<p>(1)働き方などの選択に中立的な税制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 30年度改正(特定の収入に対応する控除から人的控除に重点をシフト)に続き、公平かつ働き方に中立的な税制を検討 企業年金・個人年金等に関する税制について、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な負担の観点も踏まえて検討 給与・退職一時金・年金給付間の税負担のバランスに留意 個人住民税については、引き続き充実確保を図るとともに、地域社会を取り巻く経済社会情勢等の変化にも留意 <p>(2)所得再分配機能の適切な発揮の観点からの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合課税と分離課税分を統合した税負担率の分布状況を分析し、データに基づき必要な検討 29年度及び30年度改正の見直しの影響も見極めつつ、引き続き、所得控除のあり方を検討 <p>(3)税制の信頼を高めるための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を活用した納税者の利便性向上(正確な記帳を通じた事業者の簡便・適正な申告・納税) 公平性確保に向けた取組み(暗号資産取引やプラットフォーム取引、租税特別措置) 	資産課税等	法人課税
消費課税	<p>(1)消費税</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なる増加が見込まれる社会保障給付を安定的に支える観点からも、消費税が果たす役割は今後とも重要 国境を越えた役務提供への課税(プラットフォーム事業者を通じた課税の実現) 地方における社会保障の安定財源の確保等の上で、地方消費税は重要 <p>(2)酒税・たばこ税</p> <ul style="list-style-type: none"> 同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って負担のあり方を検討 <p>(3)自動車・エネルギー関係諸税</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車関係諸税は、電気自動車等の普及を念頭に置いて、受益者・原因者負担の原則を踏まえ見直し 石油石炭税は、その税収を燃料の安定供給や省エネ対策等に活用するという目的・財政需要等に留意しつつ、あり方を検討 	納税環境整備	
国際課税	<ul style="list-style-type: none"> 「2本の柱」からなる解決策(市場国への新たな課税権の配分(「第1の柱」)、グローバル・ミニマム課税(「第2の柱」))の実施に向けた取組みが最重要 国際課税ルールや経済構造の変化に対応した、租税条約ネットワークの質・量の更なる拡充 個人・法人の租税回避等への対処、税に関する情報交換の促進も図っていく必要 	<p>(1)相続税・贈与税</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済社会の構造変化や税制の負担構造のフラット化の中で、再分配機能を有する相続税は引き続き重要な役割 課税方式のあり方については、相続のあり方に関する国民の考え方なども踏まえ、幅広い観点から議論する必要 相続税・贈与税分野の各種特例措置について、政策目的の今日的妥当性、政策目的との整合性、適用実態等を踏まえつつ検討 <p>(2)固定資産税等</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が住民サービスを提供するために必要な基幹税として、引き続きその安定的な確保が必要 税負担の公平性等の観点から、土地に係る負担水準の均衡化の促進等を図ることが必要 <p>(1)法人税</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得税、消費税とともに基幹税として、安定的な財源としての役割を果たす必要 「成長志向の法人税改革」は、客観的・実証的な検証が必要 <p>(2)租税特別措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要性・有効性があるものに限り、期限を区切るのが原則 適切なデータを用いた効果検証を踏まえ、不断に見直す必要(EBPM) <p>(3)地方法人課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会経済状況の変化等に対応し、外形標準課税のあり方を検討 分割基準のあり方、偏在性の小さい地方税体系の構築についても不断に検討 	<ul style="list-style-type: none"> 記帳水準の向上や第三者から提供されるデータを活用した確定申告の実現等の税務手続のデジタル化を推進 eLTAXを通じた申告・納付等の地方税務手続のデジタル化等を推進 適正な申告・納税の実現や申告の利便性向上の観点から、暗号資産取引やプラットフォームを介した取引に係る法定調書や報告のあり方を検討 税務調査への非協力等や第三者による不正加担、課税逃れといった税に対する公平感を大きく損なう行為への対応を検討

少子高齢化の進行（日本の将来推計人口（令和5年4月推計））

○ 我が国の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じており、他国に類を見ない速度で高齢化と少子化が進展し、人口が減少していく見通し。



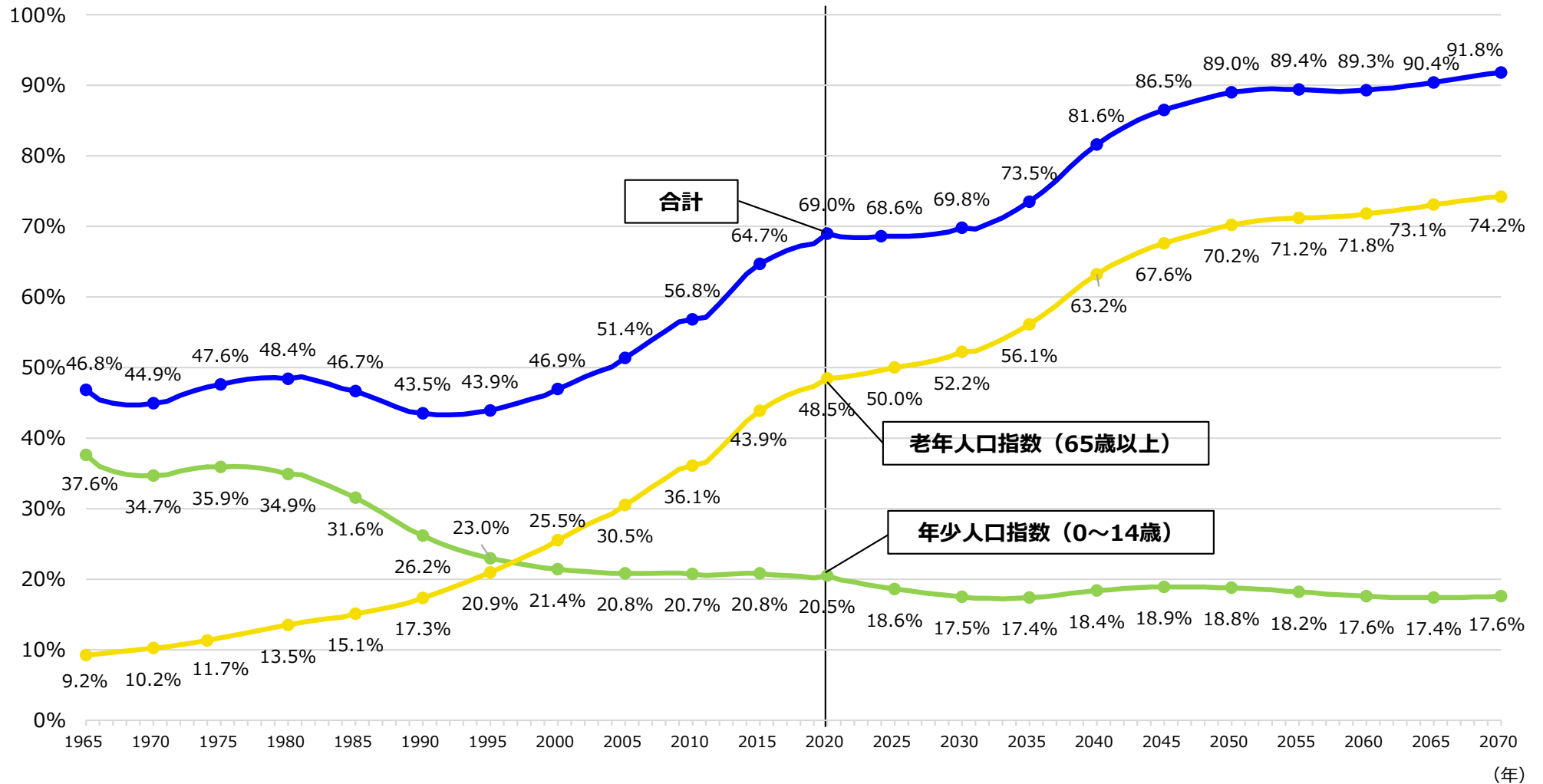
(注) カッコ書きの計数は構成比

(出所) 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年4月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）

年少人口指数・老年人口指数の推移（日本の将来推計人口（令和5年4月推計））

人口減少・少子高齢化

○ 年少人口指数（0～14歳人口を15～64歳人口で除した比）と老年人口指数（65歳以上人口を15～64歳人口で除した比）の合計は、高齢化と少子化を背景に一貫して増加傾向。



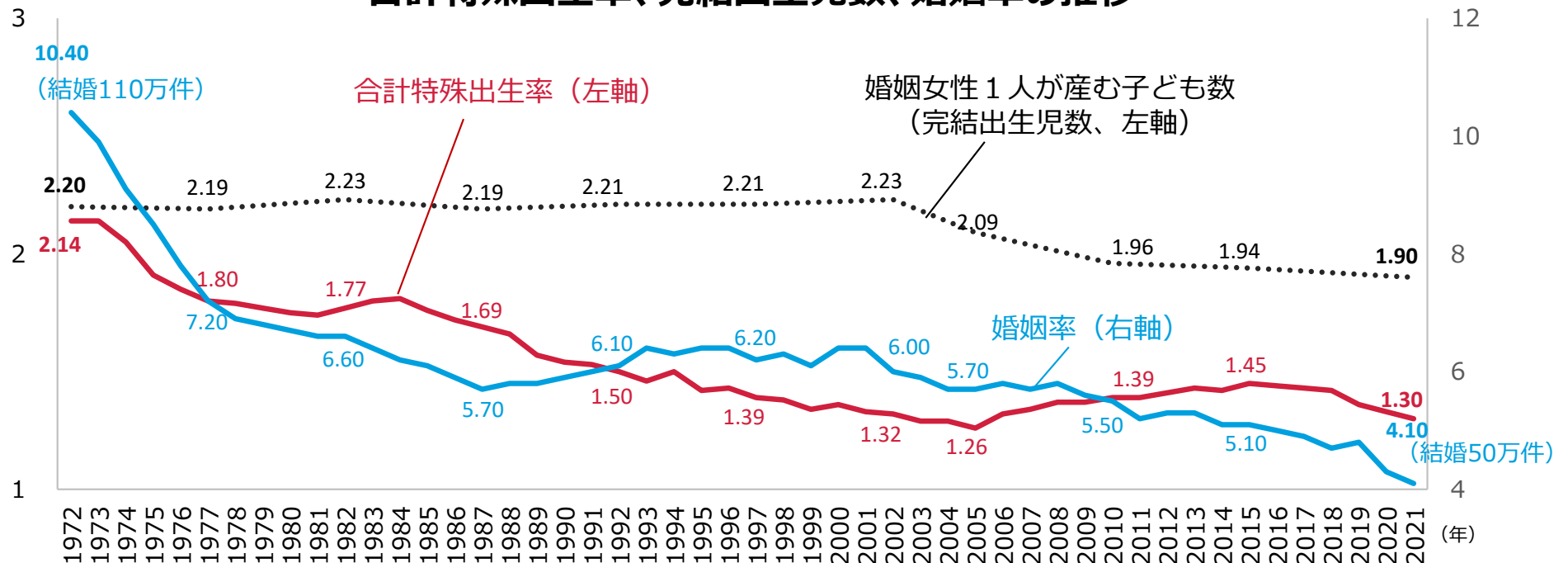
（出所）2020年以前は、総務省統計局「国勢調査報告」及び「人口推計」による各年10月1日現在人口の実績値をベースにしている。

2021年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の推計による各年10月1日現在の総人口をベースにしている。（出生中位・死亡中位仮定）

出生率・婚姻率

- 我が国では、戦後最低の出生率となった「1.57ショック」（1989年）を契機に「少子化」が政策課題として認識され、2003年には「少子化社会対策基本法」が制定されるなど、少子化対策は政府全体の取組として位置付けられ、その後も、社会保障と税の一体改革による安定財源の確保を背景に、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められている。
- 出生率は2005年の1.26をボトムに一定程度回復したが、近年、コロナ禍の影響もあり、再び低下。

合計特殊出生率、完結出生児数、婚姻率の推移



合計特殊出生率（その年における15～49歳の女性について年齢ごとの出生率を積み上げたもの）の算定式

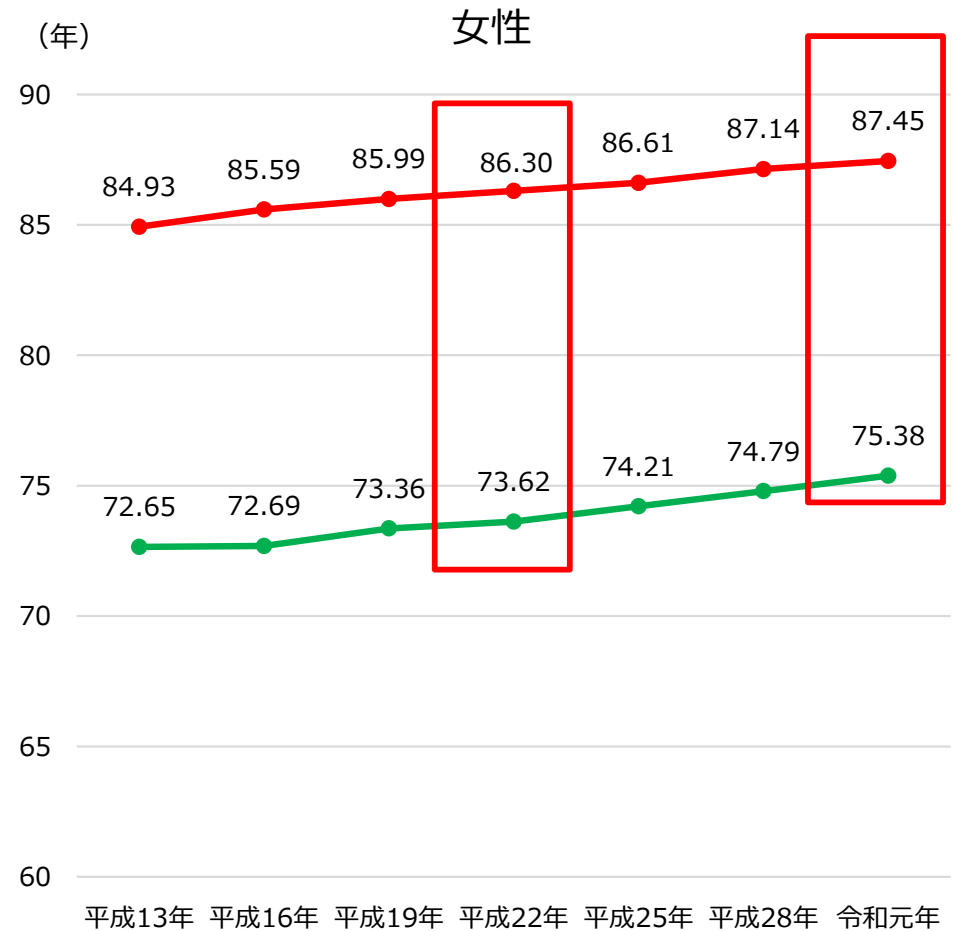
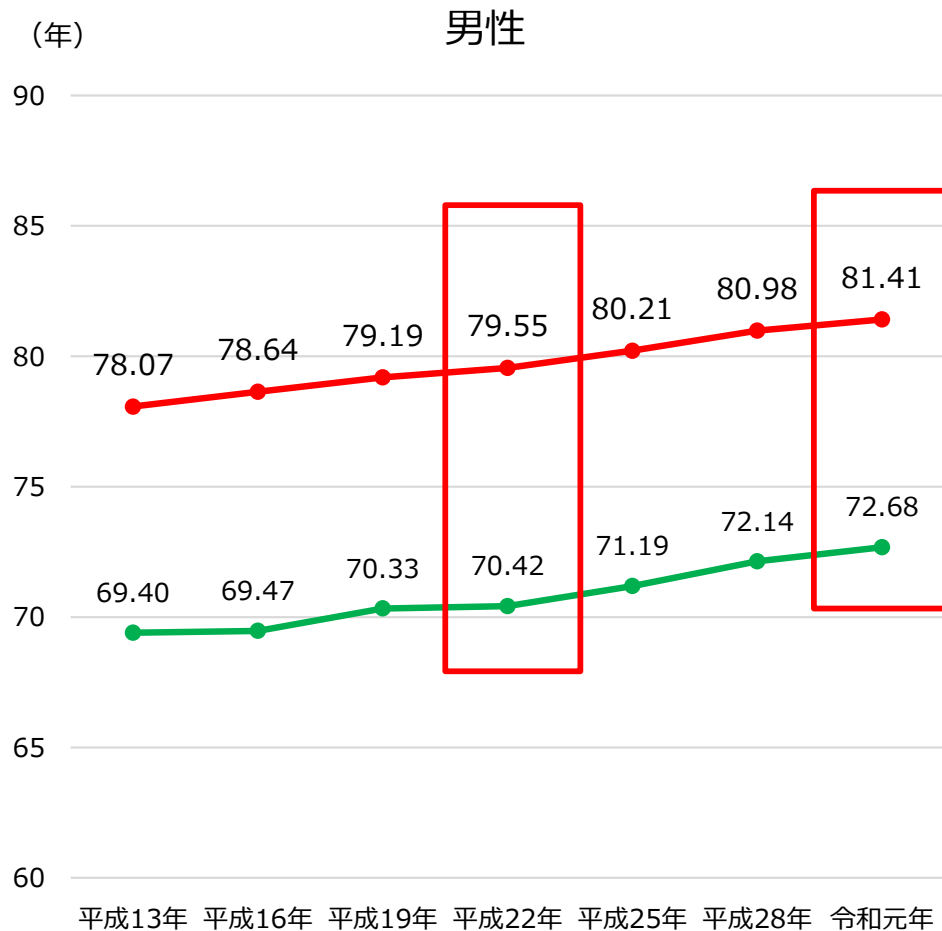
$$\text{合計特殊出生率} = \frac{\text{出生数 (母親15歳)}}{\text{女性人口 (15歳)}} + \frac{\text{出生数 (母親16歳)}}{\text{女性人口 (16歳)}} + \dots + \frac{\text{出生数 (母親49歳)}}{\text{女性人口 (49歳)}} = \frac{\text{既婚女性数 (15歳)}}{\text{女性人口 (15歳)}} \times \frac{\text{出生数 (母親15歳)}}{\text{既婚女性数 (15歳)}} + \dots$$

≒ 15～49歳女性の婚姻率 × 15～49歳の既婚女性1人の出生率

≒ 女性の婚姻率（人口千人当たりの婚姻数） × 既婚女性1人が産む子どもの数（完結出生児数）

健康寿命と平均寿命の推移

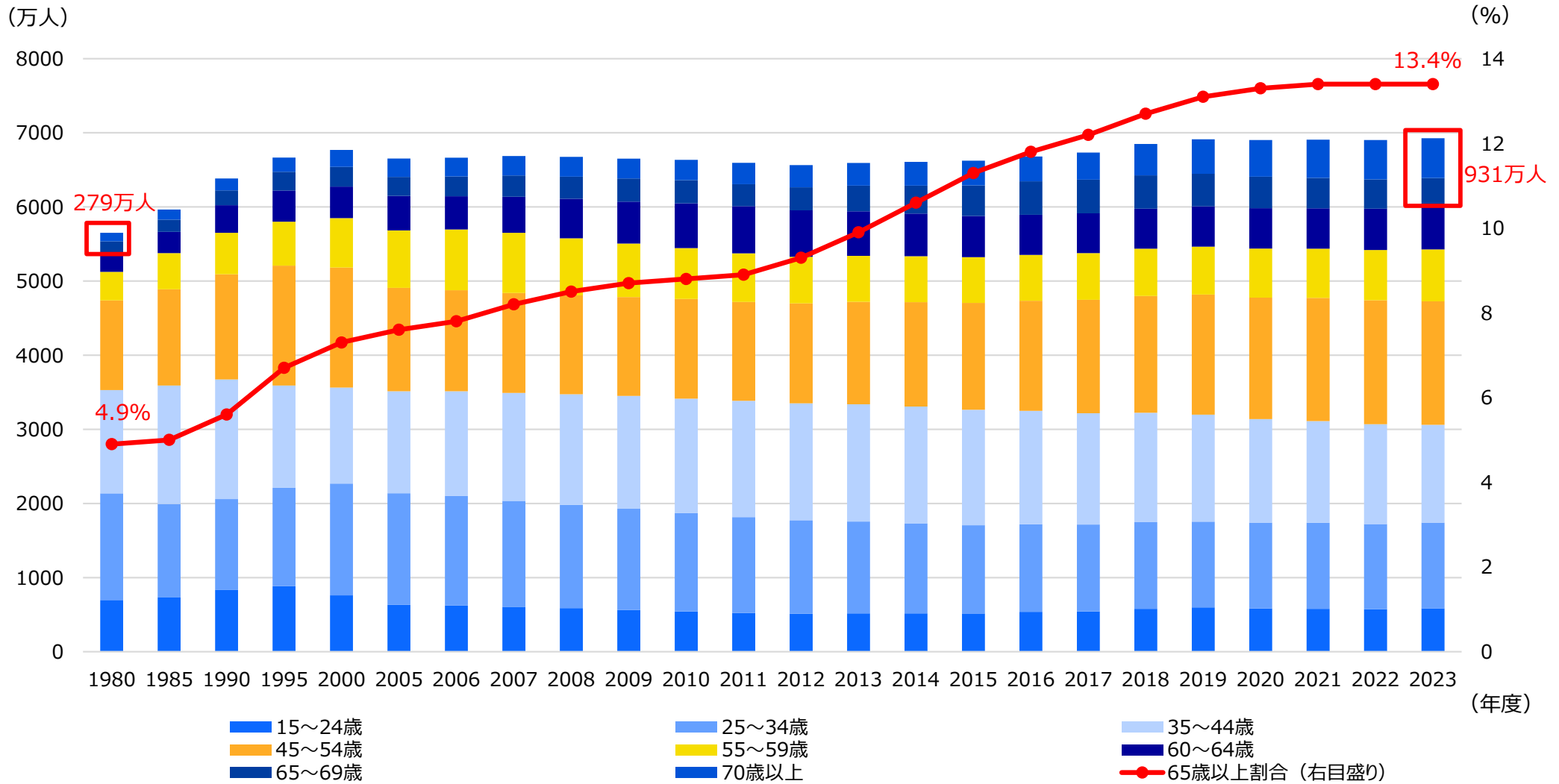
○ 健康寿命（日常生活に制限のない期間）は延伸し、平均寿命と比較しても伸びが大きい。健康寿命は、令和元年時点で男性が72.68年、女性が75.38年となっており、それぞれ平成22年と比べて伸びている（平成22年→令和元年：男性2.26年、女性1.76年）。さらに、同期間における健康寿命の伸びは、平均寿命の伸び（平成22年→令和元年：男性1.86年、女性1.15年）を上回っている。



● 平均寿命 ● 健康寿命

労働力人口の推移

○ 労働力人口に占める65歳以上の者の比率は上昇し、13.4%となっている。



(出所) 総務省「労働力調査」

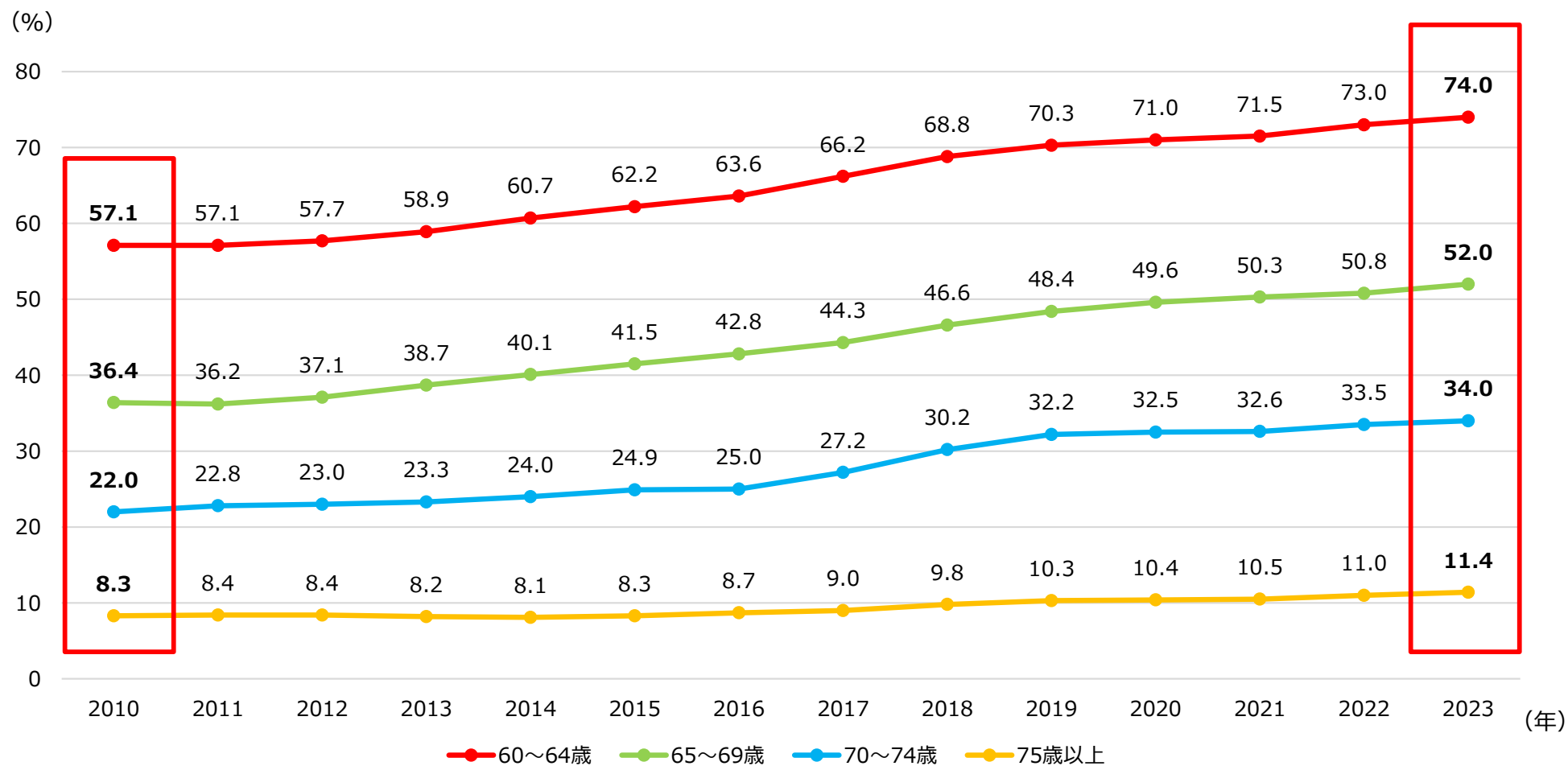
(注1) 年平均の値

(注2) 「労働力人口」とは、15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。

(注3) 平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

高齢者の就業率推移

- 高齢者の就業率は上昇傾向。就業率の推移を見ると、60～64歳、65～69歳、70～74歳、75歳以上では、2010年の就業率と比較して、2023年の就業率はそれぞれ16.9ポイント、15.6ポイント、12.0ポイント、3.1ポイント伸びている。



(出所) 総務省「労働力調査」

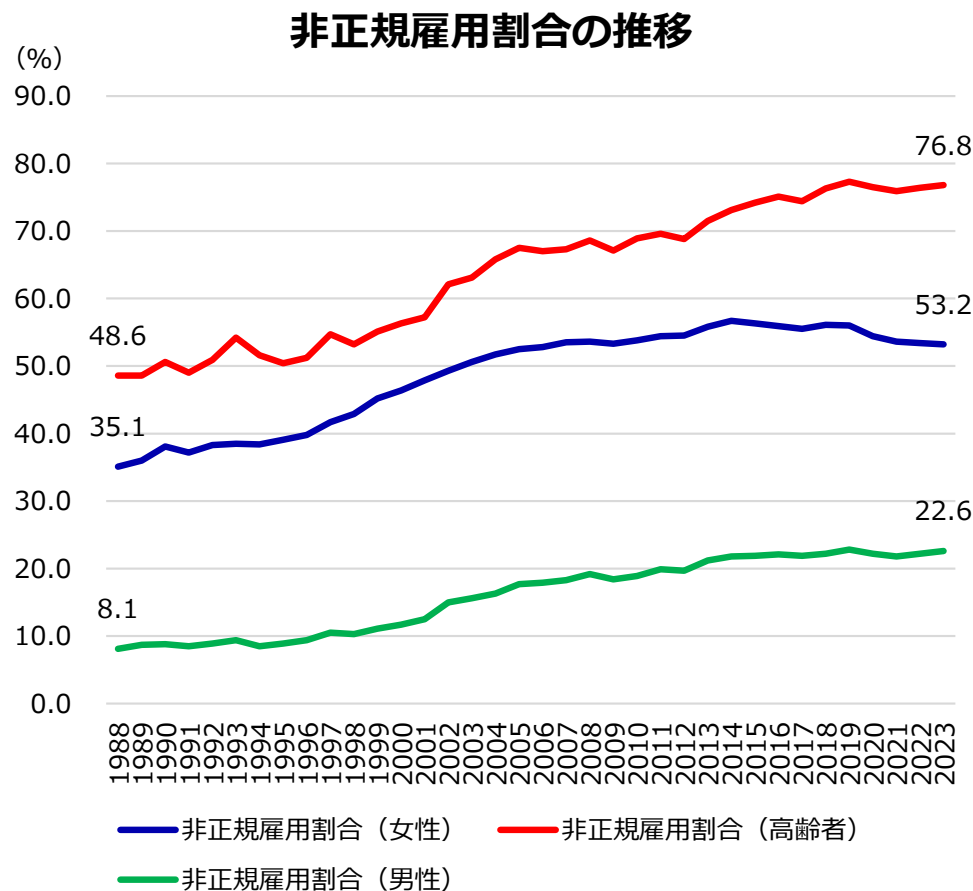
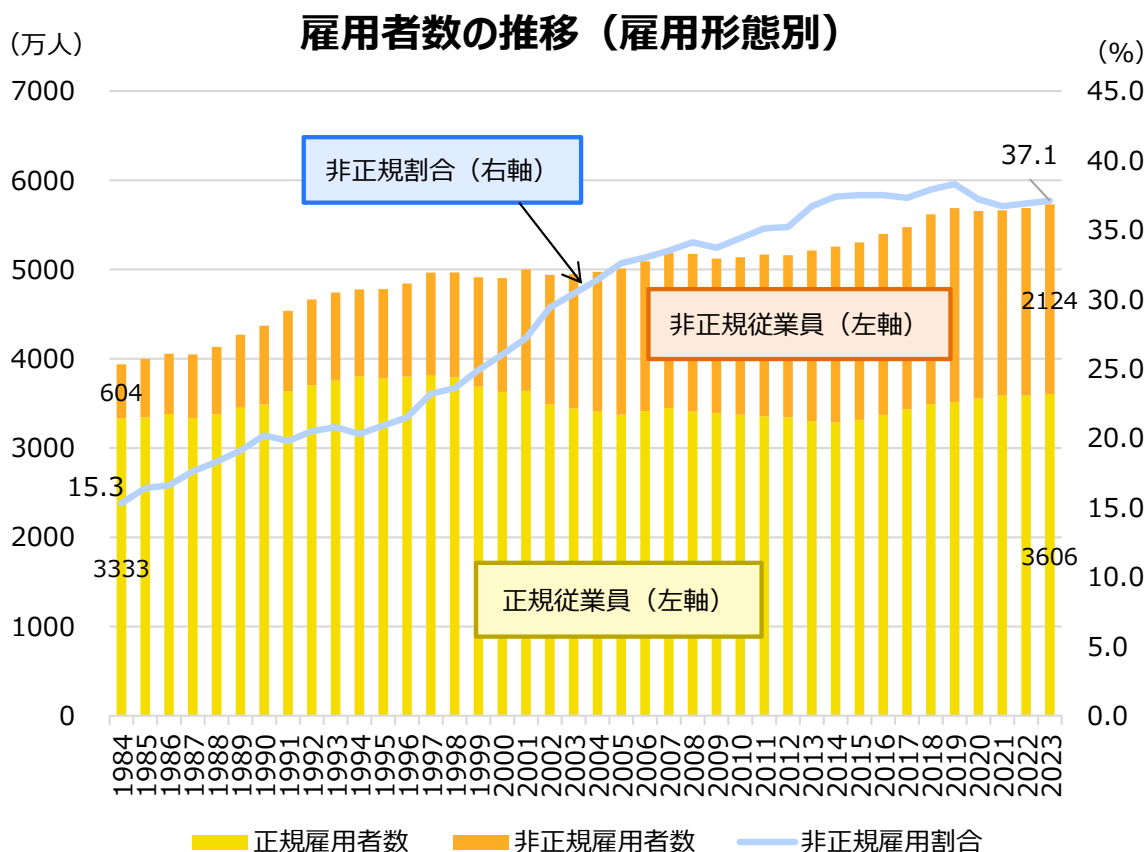
(注1) 年平均の値

(注2) 「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合をいう。

雇用者の動向（女性や高齢者の就業形態）

働き方やライフコースの変化

○ 平成に入り、全体の雇用者数が緩やかな増加を続ける中、そのペースを上回って非正規雇用が増大。女性や高齢者全体の労働参加が進む一方、非正規の形での労働参加が相対的に多い。



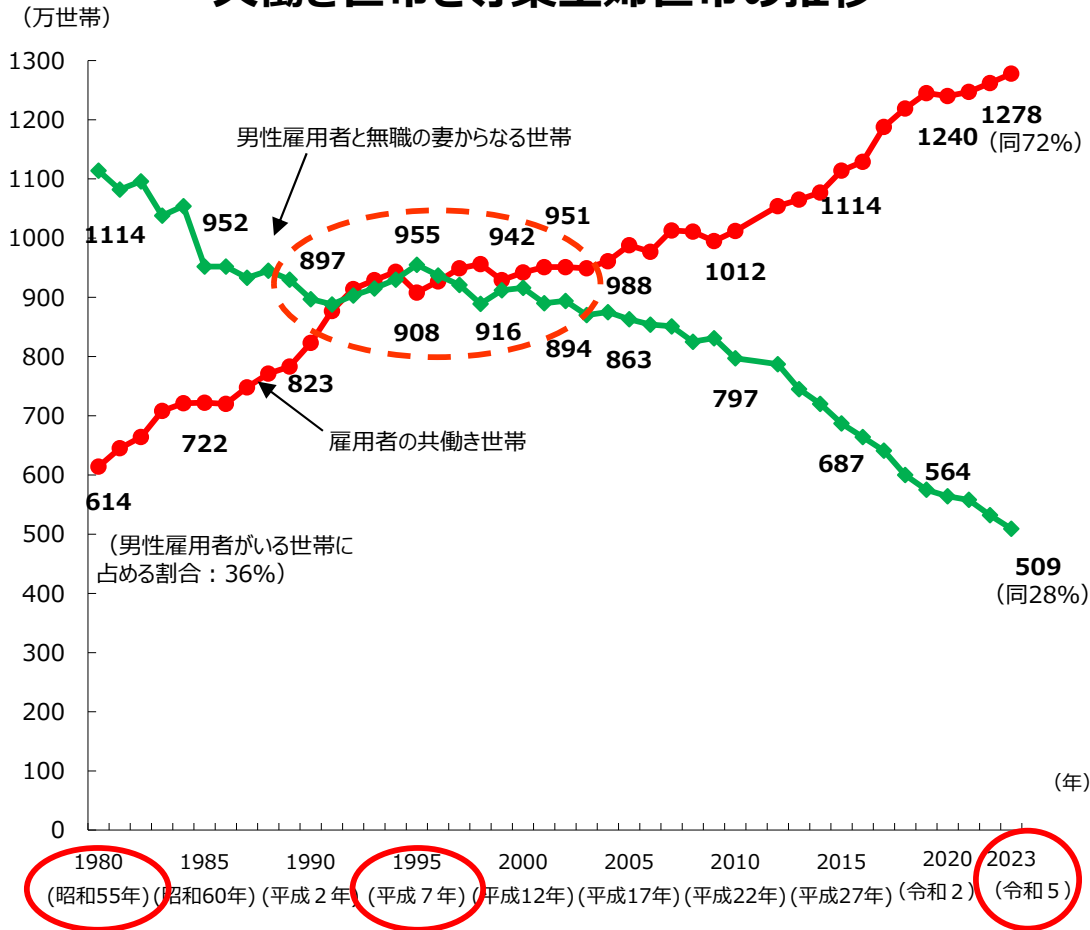
(出所) 総務省「人口推計」「労働力調査」

(注) 2001年以前は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査 詳細集計」
2023年の総人口の値は、9月1日の確定値を用いている。

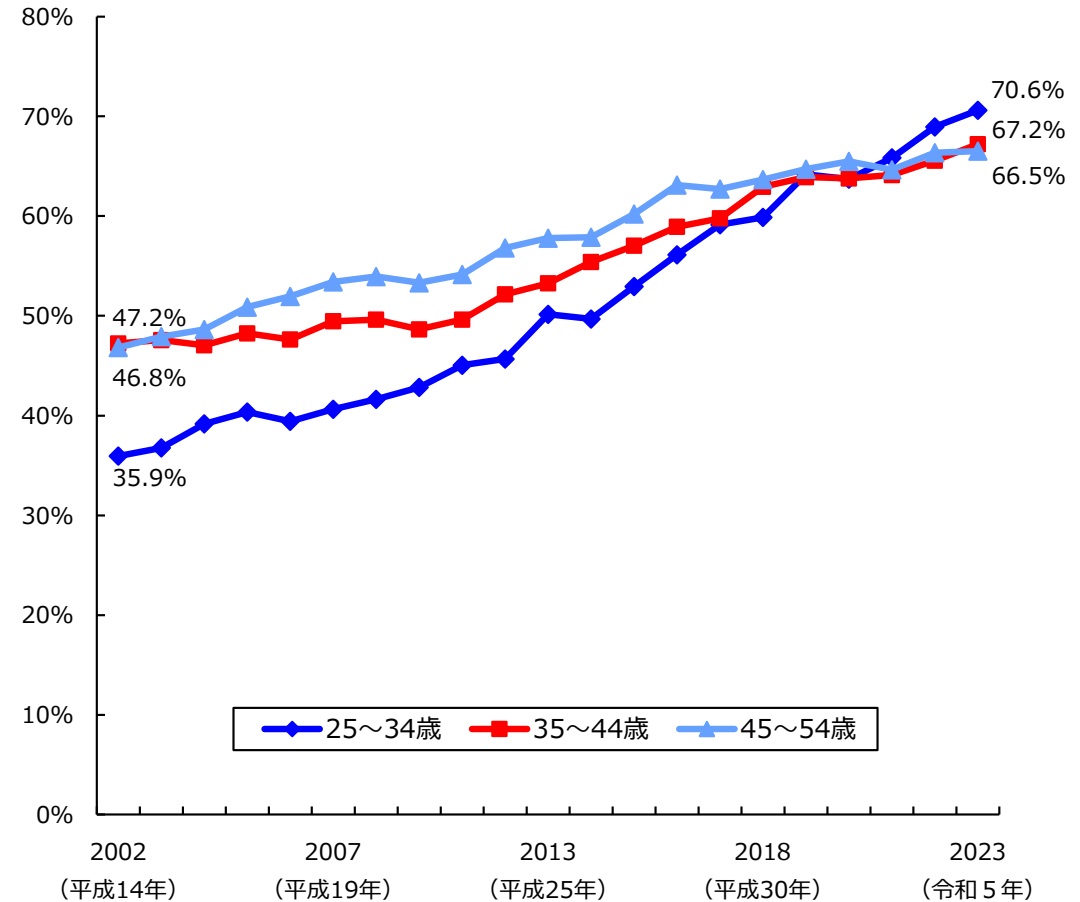
共働き世帯等の推移

- 共働き世帯は年々増加。男性雇用者がいる世帯に占める共働き世帯の割合は、1980年には36%であったが、1990年代に入ると、専業主婦世帯数と共働き世帯数が拮抗し、1997年以降は専業主婦世帯数を逆転した。2000年代に入ると、この傾向は更に鮮明となり、2023年には72%にまで上昇している。

共働き世帯と専業主婦世帯の推移



女性の年齢別共働き世帯の推移



(出所) 総務省「労働力調査特別調査」、「労働力調査（詳細集計）」

(注1) 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに雇用者の世帯。

(注2) 「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者数）の世帯。

(注3) 就業者から農林業及び自営業者・家族従業者は除いた。

(注4) 2011年は東日本大震災の影響により集計していない期間があるため、年次結果は公表されていない。

(備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細結果）」により作成。

2. 「労働力調査（詳細結果）」は年平均値である。

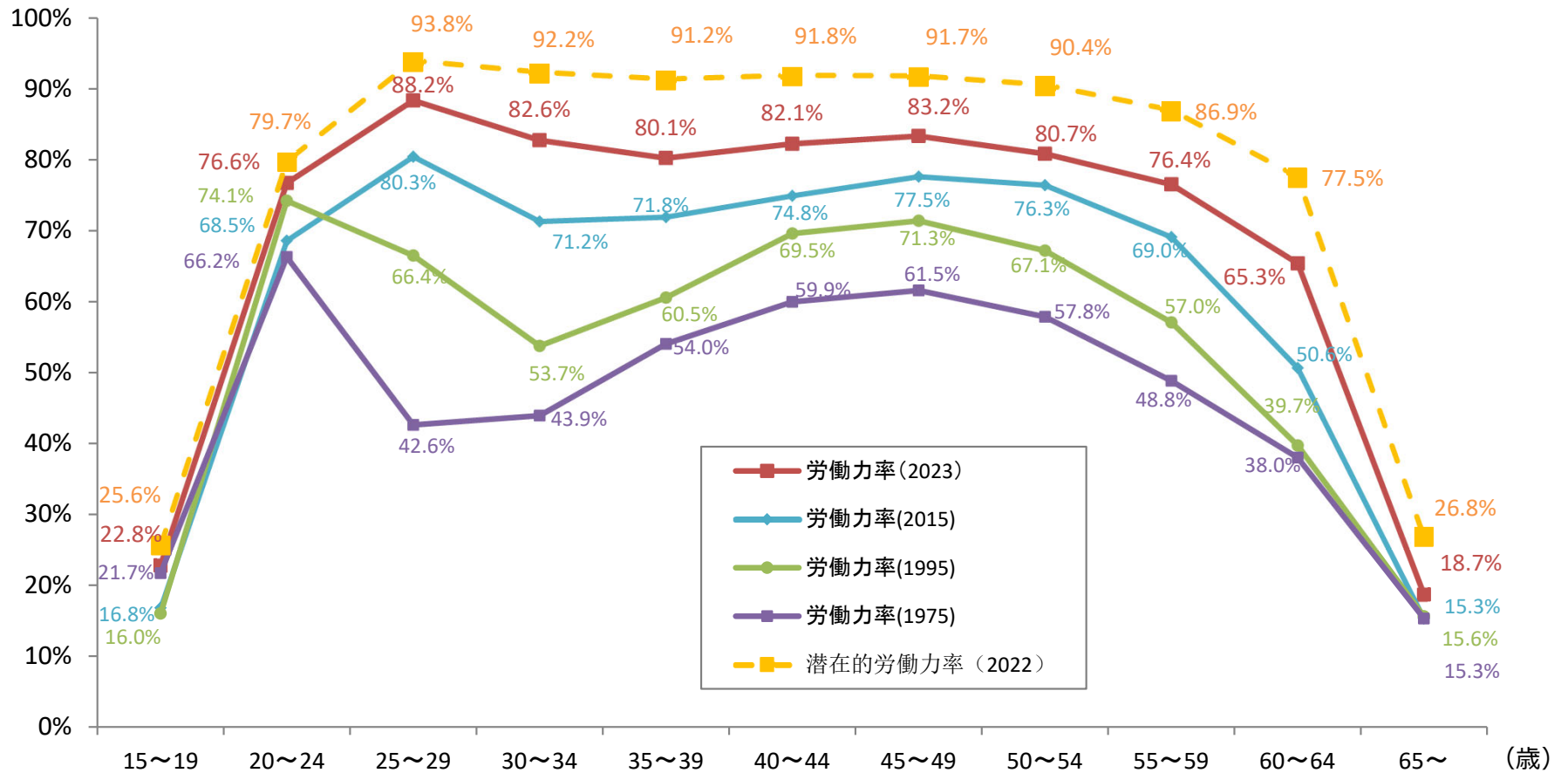
3. 「共働き世帯の割合（雇用者世帯）」とは、「夫婦ともに非農林業農業者の世帯」の割合である。

4. 2011年（平成23年）は東日本大震災の影響により集計していない期間があり、年次結果は公表されていない。

女性の労働力人口比率の変化

- 女性の年齢別労働力について、かつては20代後半～40代前半が低い、いわゆる「M字カーブ」状態にあったが、女性の就労拡大や結婚・出産時期の分散に伴い、そのカーブも年々緩やかとなっており、特に若い世代ほど、その傾向が顕著となっている。

女性の労働力人口比率の変化



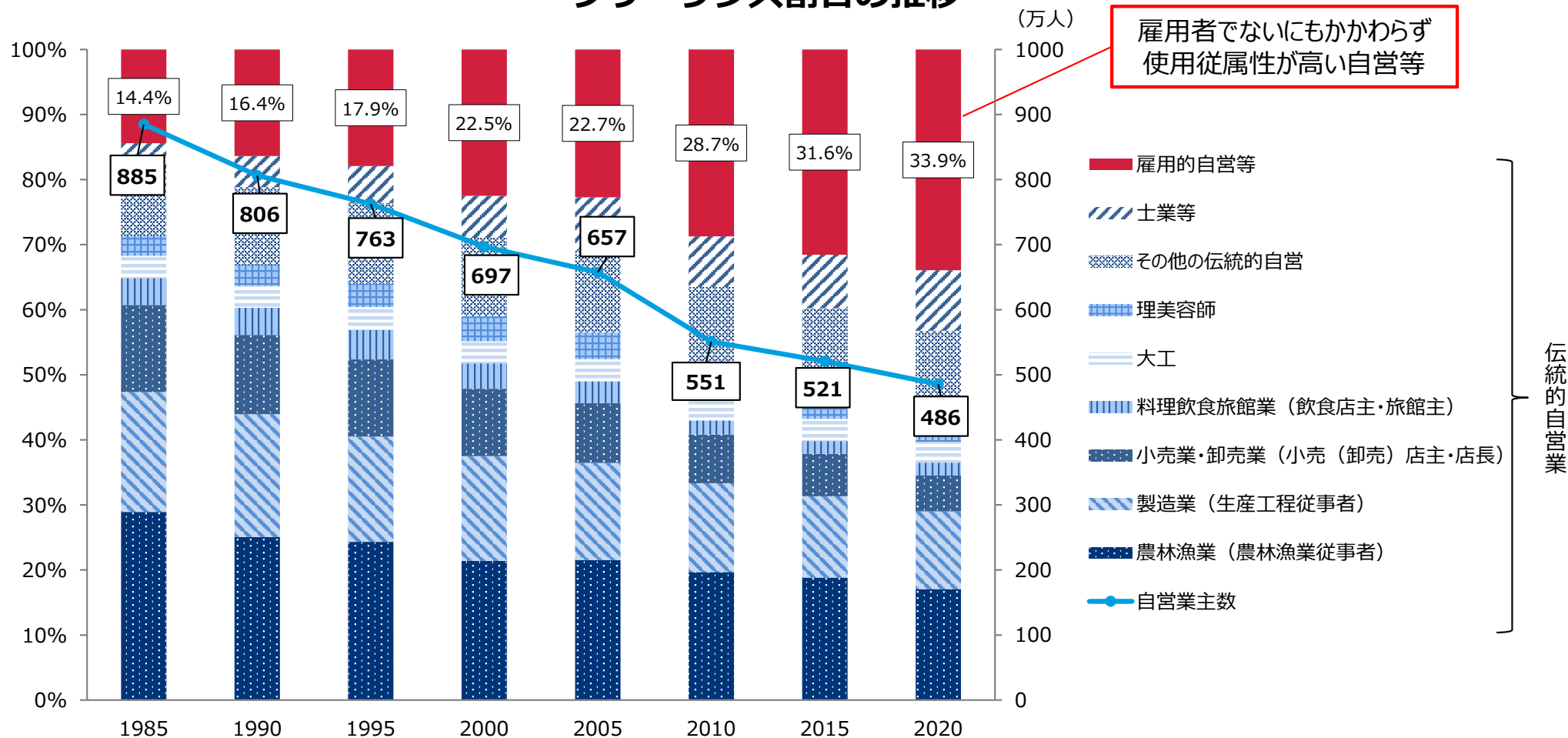
(出所) 総務省「労働力調査」

(注) 労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。潜在的労働力率は、15歳以上人口に占める潜在的労働力人口（労働力人口＋就業希望者）の割合。

フリーランスの現状

- 自営業者等においては、伝統的な自営業者数が数を減らしている一方、雇用者でないにもかかわらず、使用従属性が高い働き方をする者（フリーランス）の割合が上昇している。これらの動きにより、雇われない働き方が拡大し、雇用全体の流動化も進んでいる。

フリーランス割合の推移



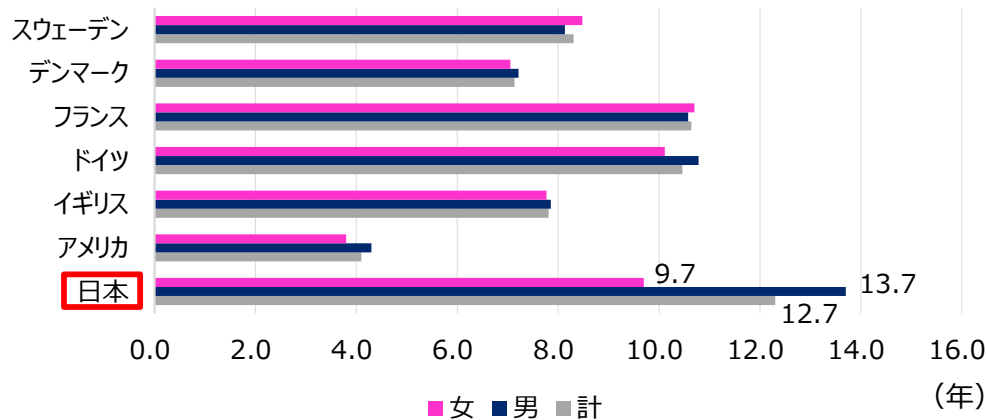
(出所) 総務省「国勢調査」

(注1) 山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)の区分によると、「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいう。「土業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいう。「雇用者でないにもかかわらず使用従属性の高い自営業等」とは、建築技術者やS E、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。

(注2) 「自営業主」は、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」。

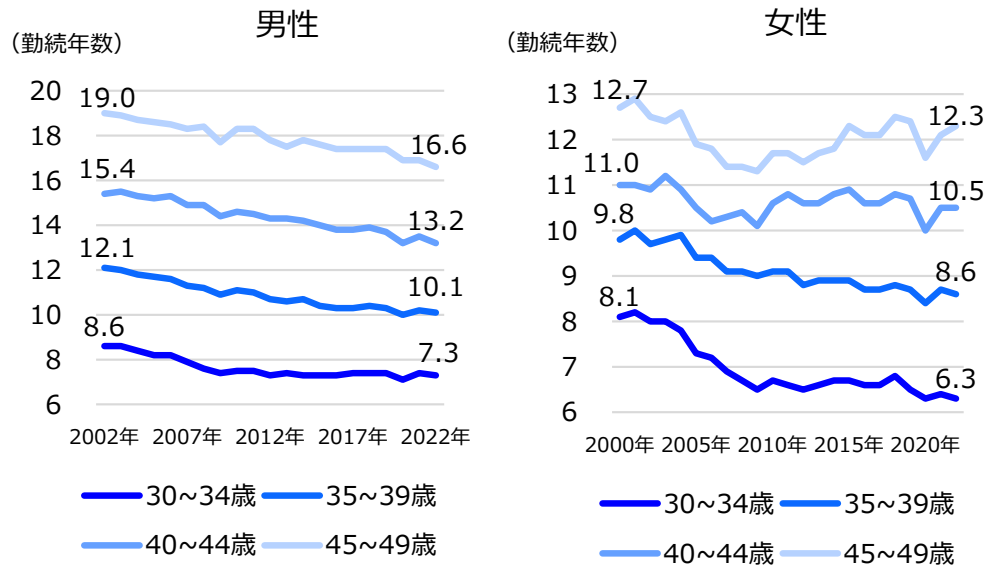
○ 日本の勤続年数は、他国と比較して長いですが、特に男性は近年低下傾向にある。また、転職者数及び転職者比率はコロナ禍で落ち込みを見せたものの、再び増加傾向にある。

勤続年数の国際比較（2021年）



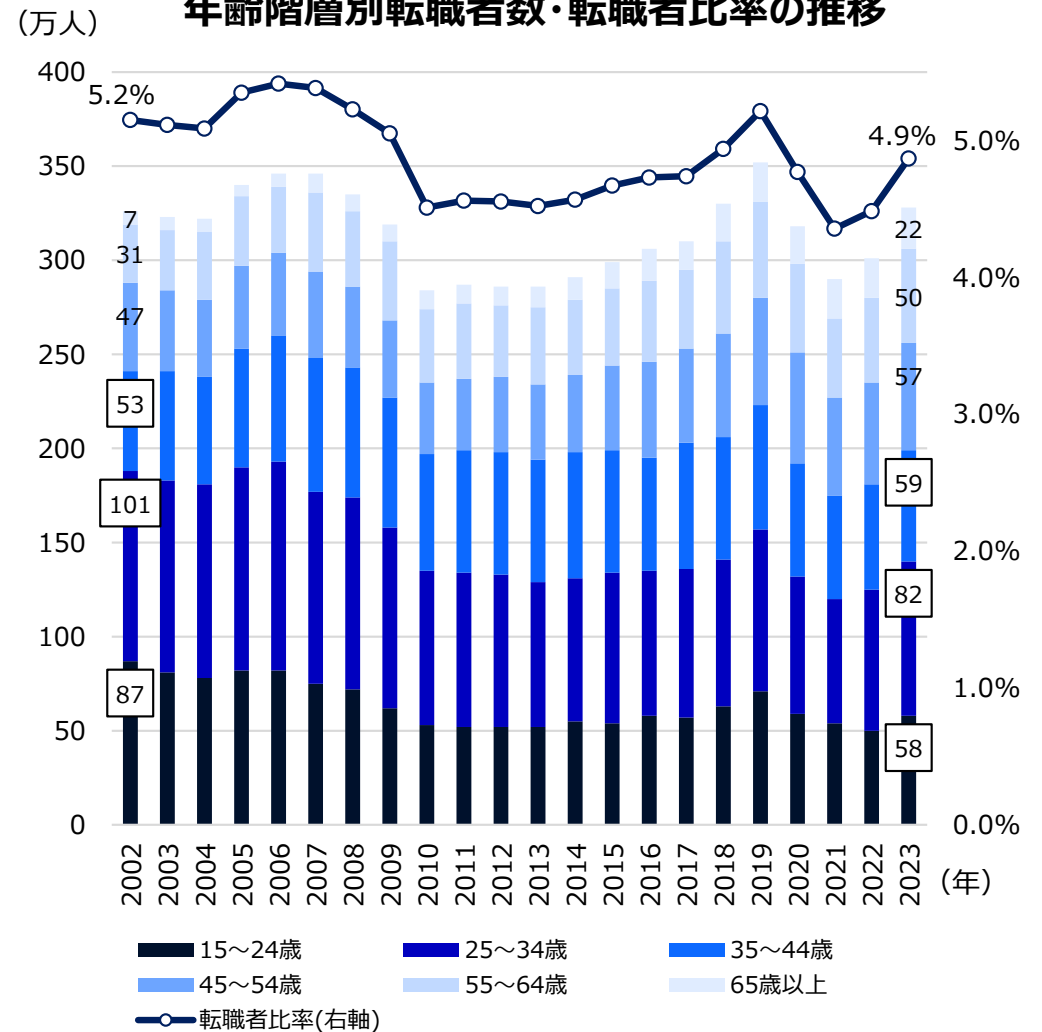
(出所) JILPT「データブック国際労働比較2023」

年齢階級別の平均勤続年数の推移



(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

年齢階層別転職者数・転職者比率の推移



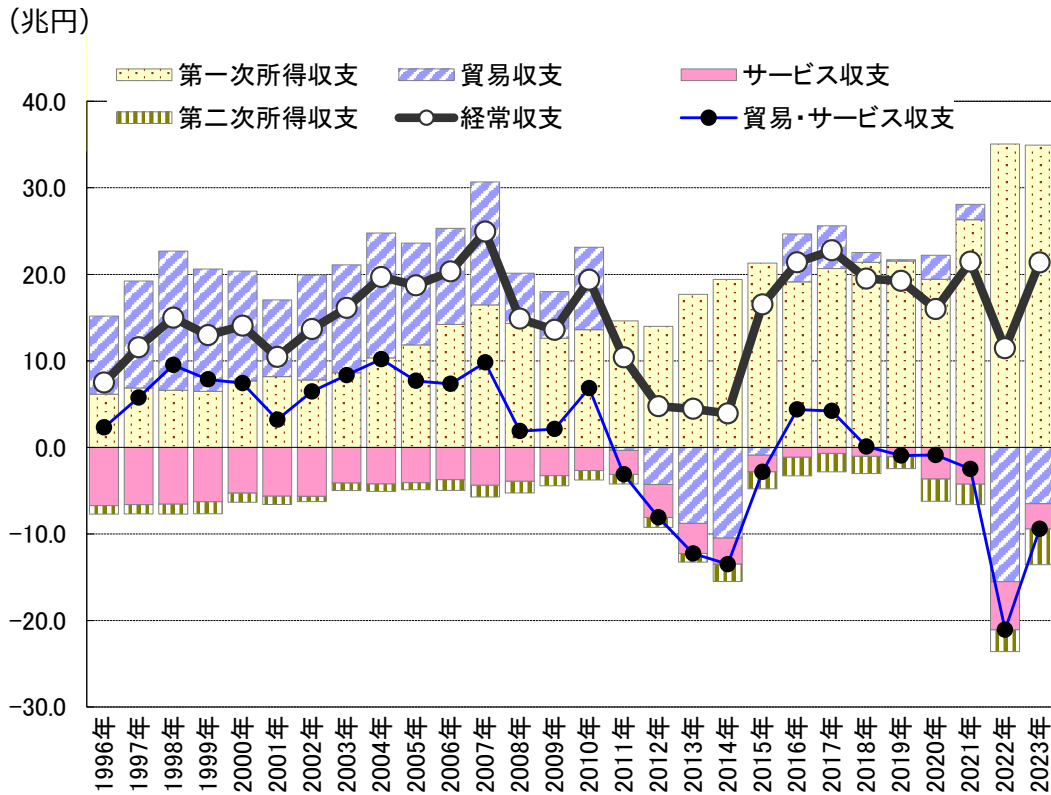
(注) 転職者とは、就業者のうち前職のある者で、過去1年間に離職を経験した者。
 転職者比率は、「転職者数÷就業者数×100」で算出。

(出所) 総務省「労働力調査」

企業の経済活動の変化

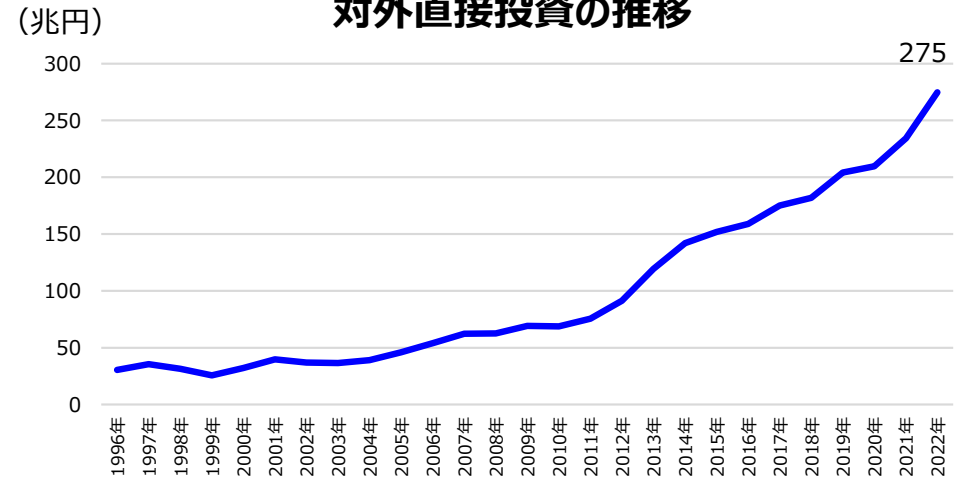
- 製造業の生産拠点の海外移転や資源価格の高騰の影響もあり、2022年の貿易収支が赤字に転じた一方、過去の経常黒字を背景とする対外投資の蓄積により、海外からの利子・配当等である第一次所得収支の黒字が拡大し、経常収支全体では黒字を維持。
- 海外現地法人を通じた海外での設備投資や海外企業に対するM&Aが著しく増加した結果、我が国の企業の対外直接投資は増加傾向にある。
- サービス収支については、好調なインバウンドを背景に旅行収支の黒字が2023年には過去最大規模となっている一方、デジタル分野などでは赤字が拡大している。

経常収支の推移

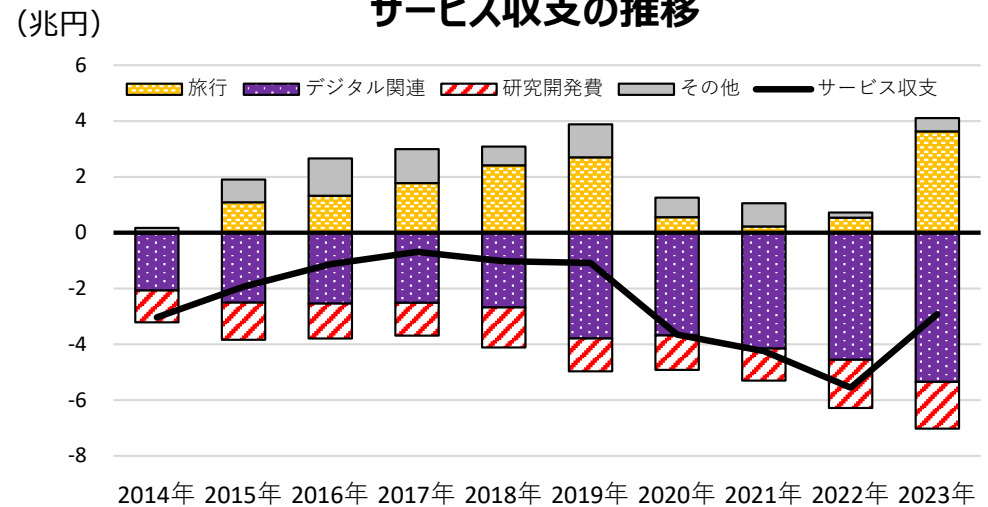


(注) 第一次所得収支：投資収益（直接投資収益、証券投資収益（配当金、債券利子等））等
 第二次所得収支：官民の無償資金協力、寄付、贈与の受払等
 (出所) 財務省「国際収支統計」、「本邦対外資産負債残高」

対外直接投資の推移

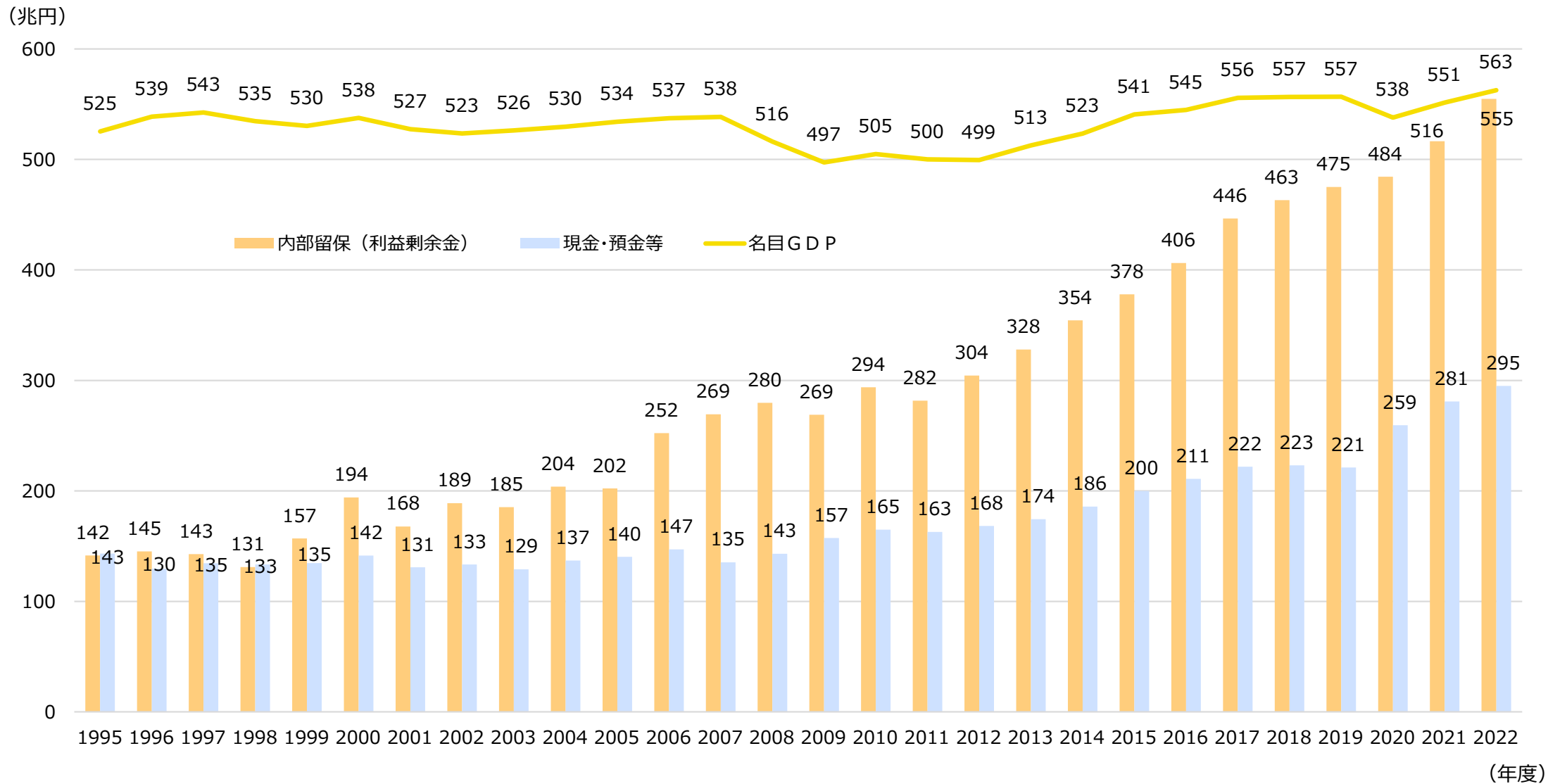


サービス収支の推移



利益剰余金及び現金・預金等の推移

○ 企業の内部留保（利益剰余金）と現金・預金等は増加傾向。

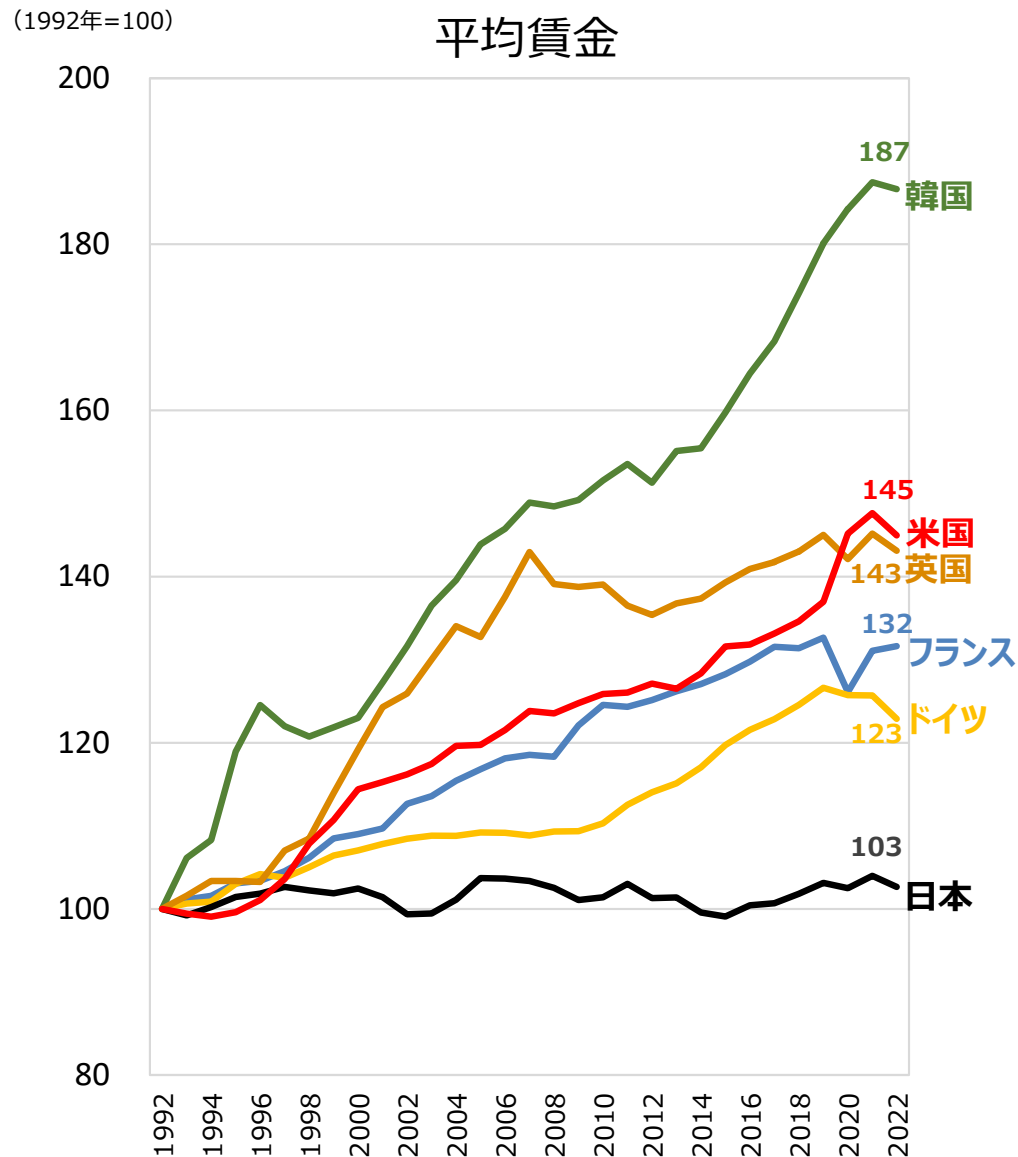
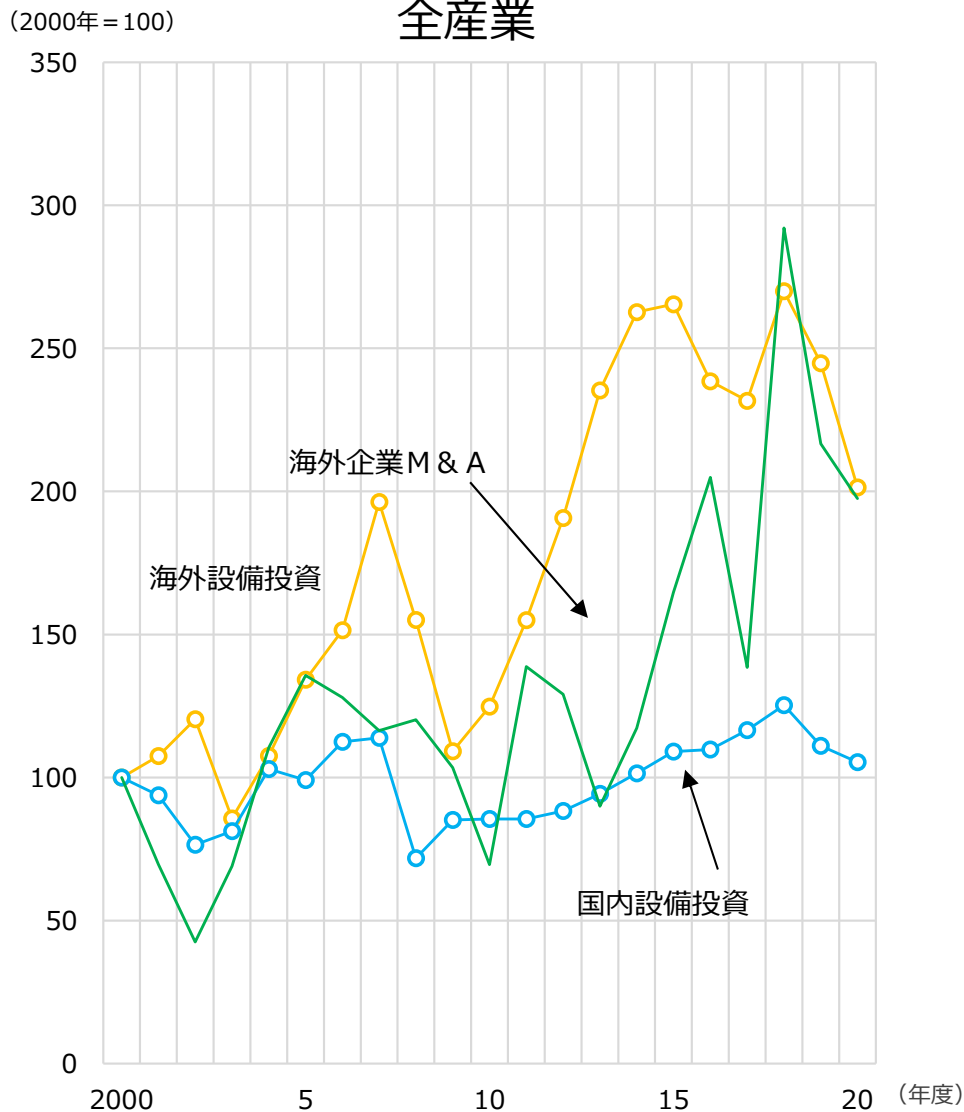


(出所) 財務省「法人企業統計」、内閣府「国民経済計算 (GDP統計)」

(注) 全規模・全産業 (金融・保険業除く) の数値。「現金・預金等」は現金・預金と有価証券 (流動資産) の合計。

海外・国内別にみた投資の動向及び平均賃金の国際比較

○ 中長期的に見ると、海外の設備投資が増加傾向である一方、国内設備投資は横ばいで推移。賃金の伸びは、国際的に大きく後れを取ってきた。



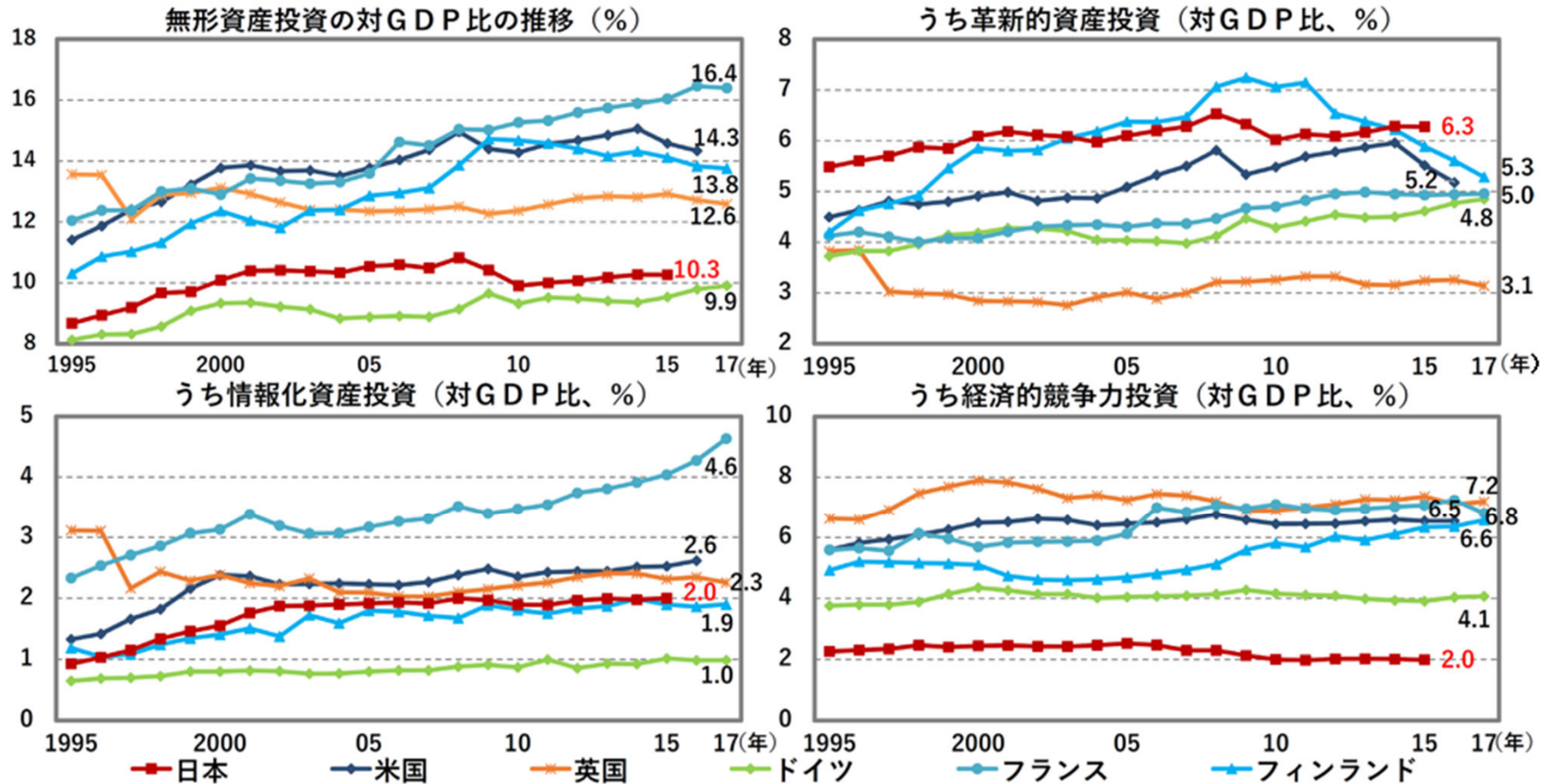
(注1) 経済産業省「海外事業活動基本調査」、財務省「法人企業統計年報」、Bloombergにより作成。
 (注2) 国内設備投資 = 土地を除く有形固定資産の増減額 + 減価償却費 + 特別減価償却費
 (注3) M & Aは日本企業による外国企業の買収が対象。
 (出所) 内閣府「令和4年度 年次経済財政報告」

(注) 購買力平価実績ベース。
 (出所) OECD database

無形資産投資の推移

- 無形資産投資全体の水準は、諸外国に比べて低水準で、特に、人的投資を含む「経済的競争力投資」（無形資産投資のうち、ブランド資産、マーケティング力、企業独自の人的資本形成の取組み、組織改革等）は、非常に低位で推移している。

無形資産投資とは、知識・技術や人的資本などの「見えない資産」への投資。革新的資産投資（研究開発投資等）、情報化資産投資（ソフトウェア投資等）、経済的競争力投資（人材投資、経営組織改革投資等）に大別される。

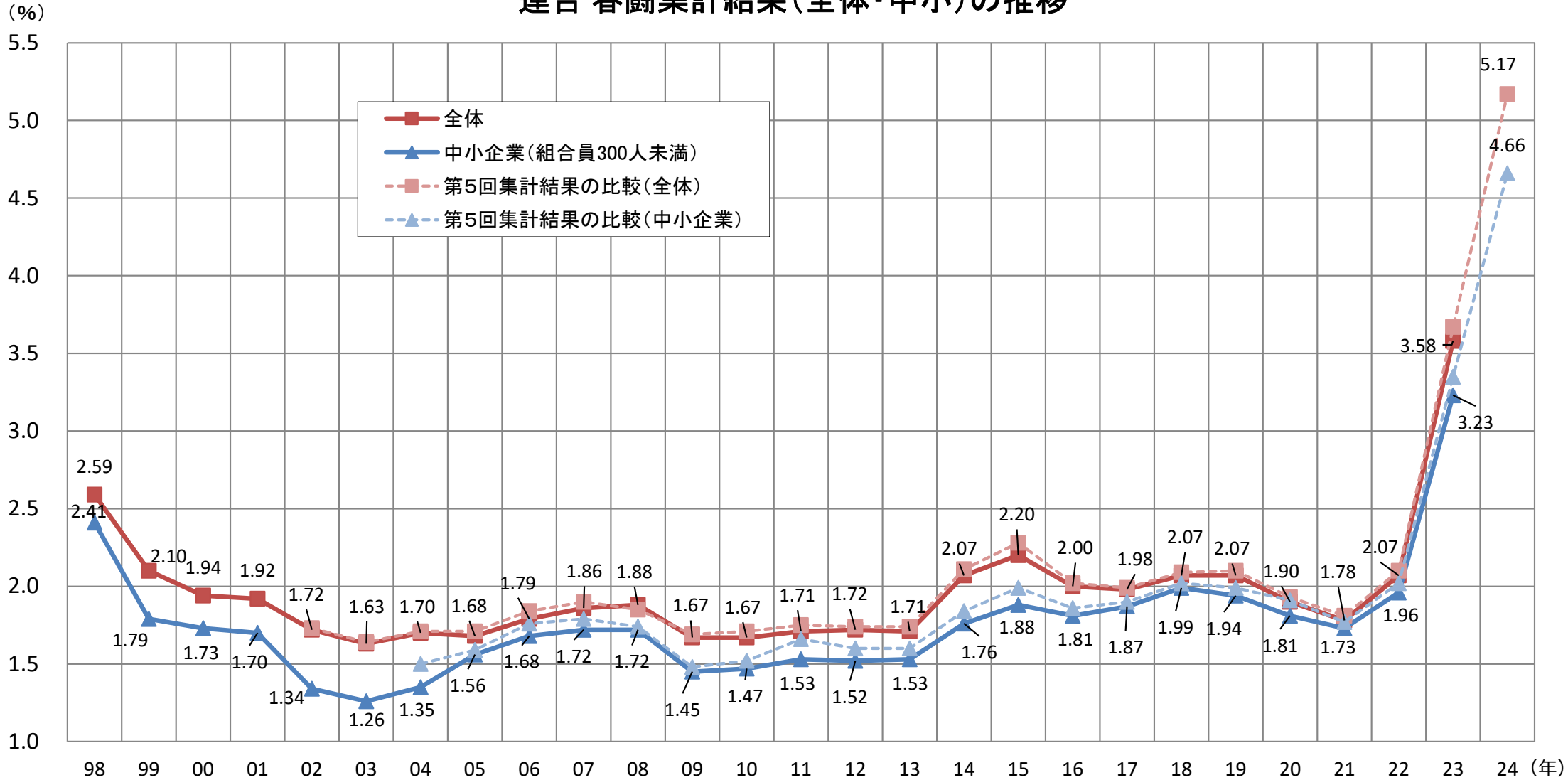


(注) 日本のデータはJIP2018プロジェクトの一環として宮川教授・外木准教授・滝澤教授で作成。日本以外のデータはINTAN-Investにより作成。日本以外のデータは不動産・公務・教育・医療・家内工業を除いた数値。国民経済計算における民間企業設備投資では、上記の無形資産のうち、研究開発、コンピューターソフトウェア、鉱物探査・評価、娯楽作品原本が対象。(出所) 内閣府「選択する未来2.0 参考資料」(2021年6月4日)

春闘による賃金引き上げ率の推移（連合）

○ 連合の調査によれば、2024年の春闘における第5回集計の賃金引き上げ率は（全体）5.17%（中小企業）4.66%
（昨年（2023年）の第5回集計：（全体）3.67%（中小企業）3.23%）

連合 春闘集計結果(全体・中小)の推移

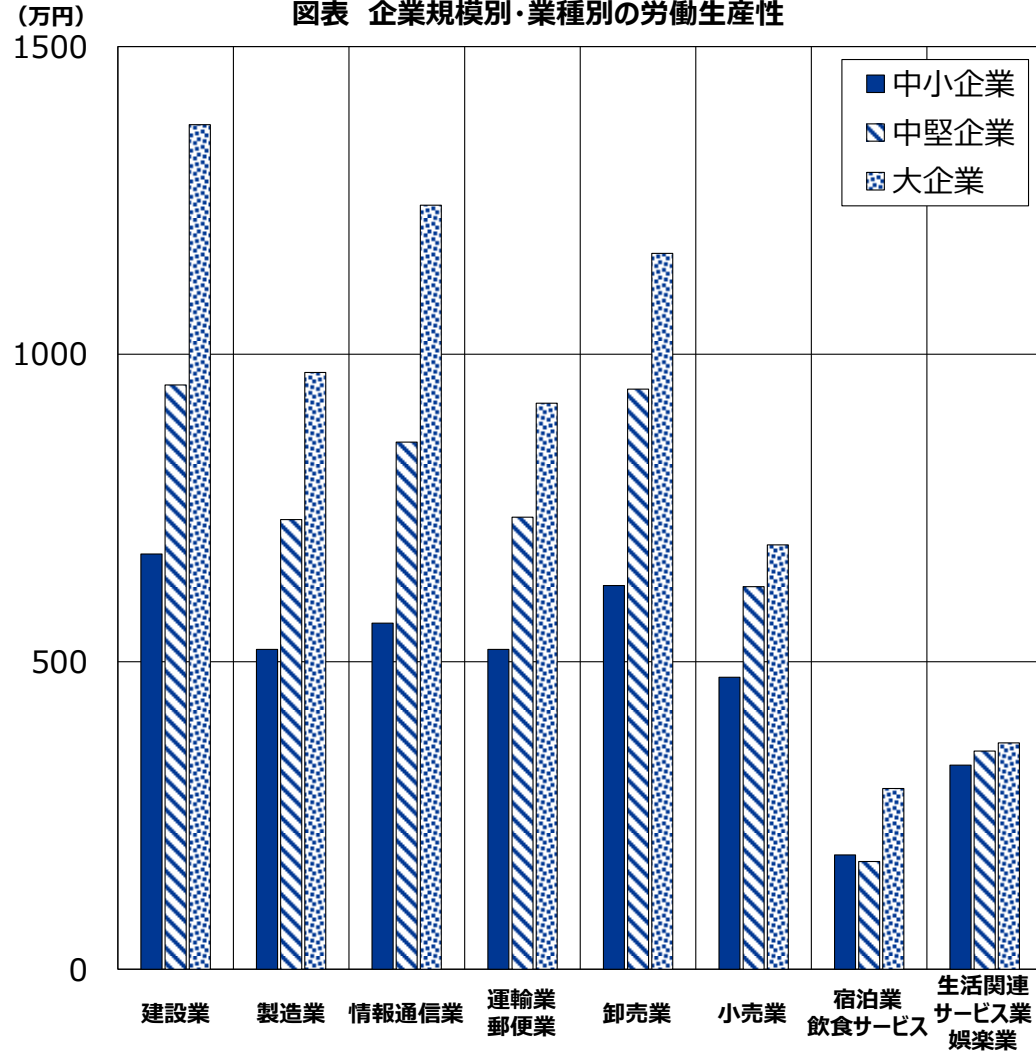


(注1) 2024年の集計組合数は3,733組合、集計組合員数は266.2万人。

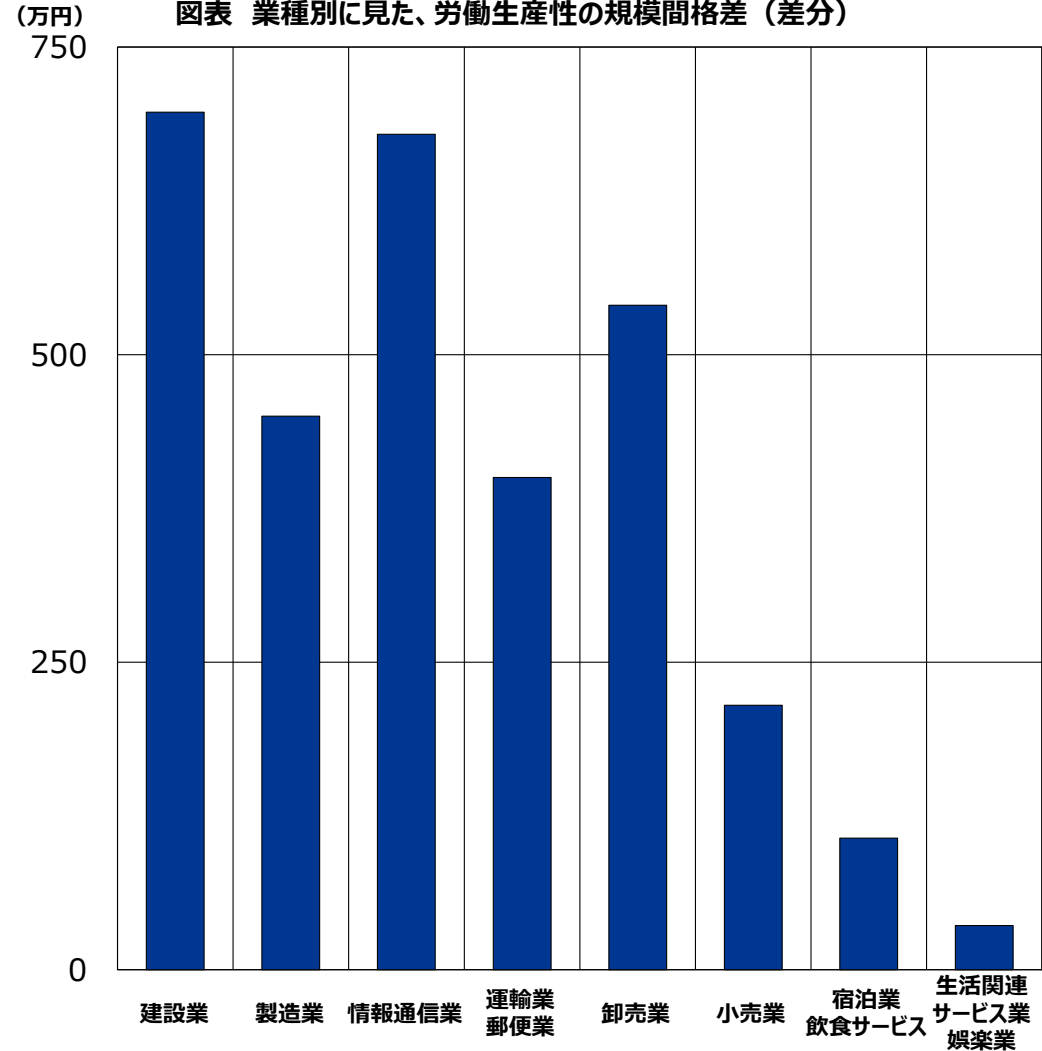
(注2) 第5回回答集計については、昨年及び今年の集計のみグラフに数字を記載。

- 業種にかかわらず、企業規模が大きくなるにつれて労働生産性が高くなる。
- 「建設業」や「情報通信業」、「卸売業」では大企業と中小企業の労働生産性の格差が大きい。
- 「小売業」や「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」では、大企業も含め業種全体での労働生産性が低いこともあり、企業規模間の格差は比較的小さい。

図表 企業規模別・業種別の労働生産性



図表 業種別に見た、労働生産性の規模間格差 (差分)

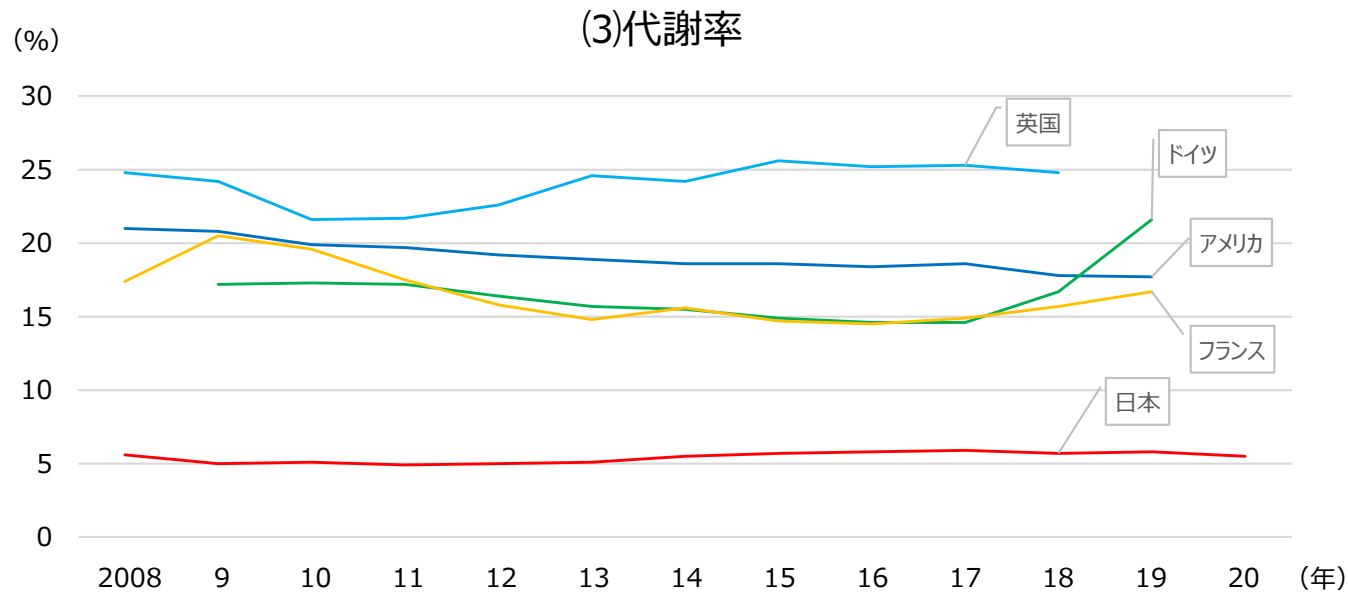
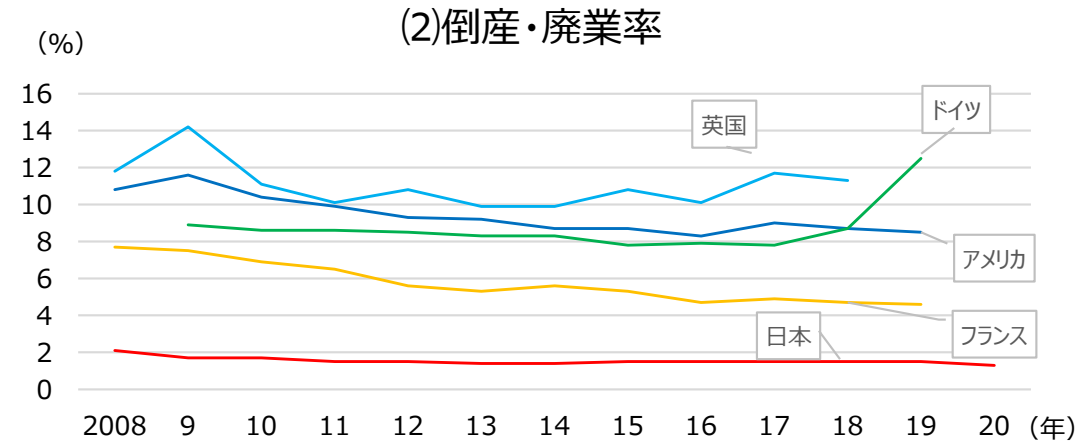
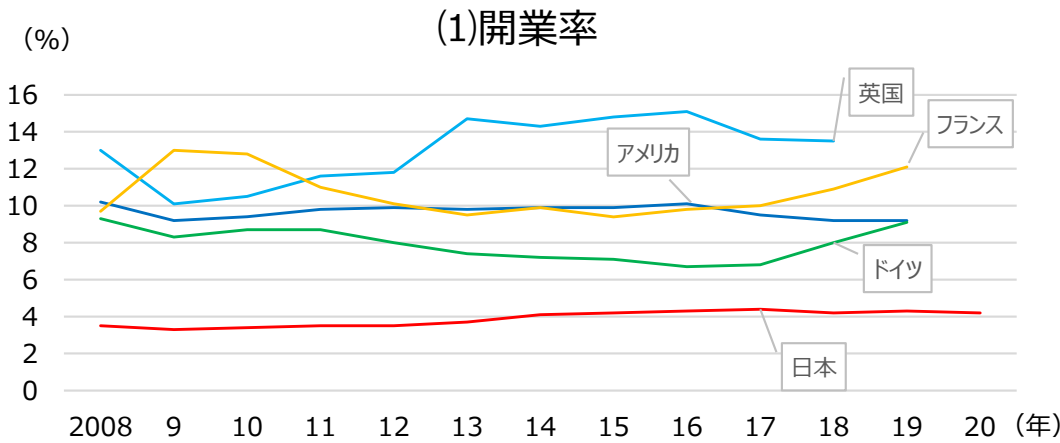


(出所) 中小企業庁編2022年版「中小企業白書」(資料:財務省「令和2年度法人企業統計調査年報」再編加工)。(注) 数値は中央値。ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満、中小企業とは資本金1億円未満とする。

(出所) 中小企業庁編2022年版「中小企業白書」(資料:財務省「令和2年度法人企業統計調査年報」再編加工)。(注) 数値は、大企業と中小企業の労働生産性(中央値)の差分を示している。

開廃業率の国際比較

○ 我が国における開業率や倒産・廃業率等は、いずれも諸外国に比べて低い水準。



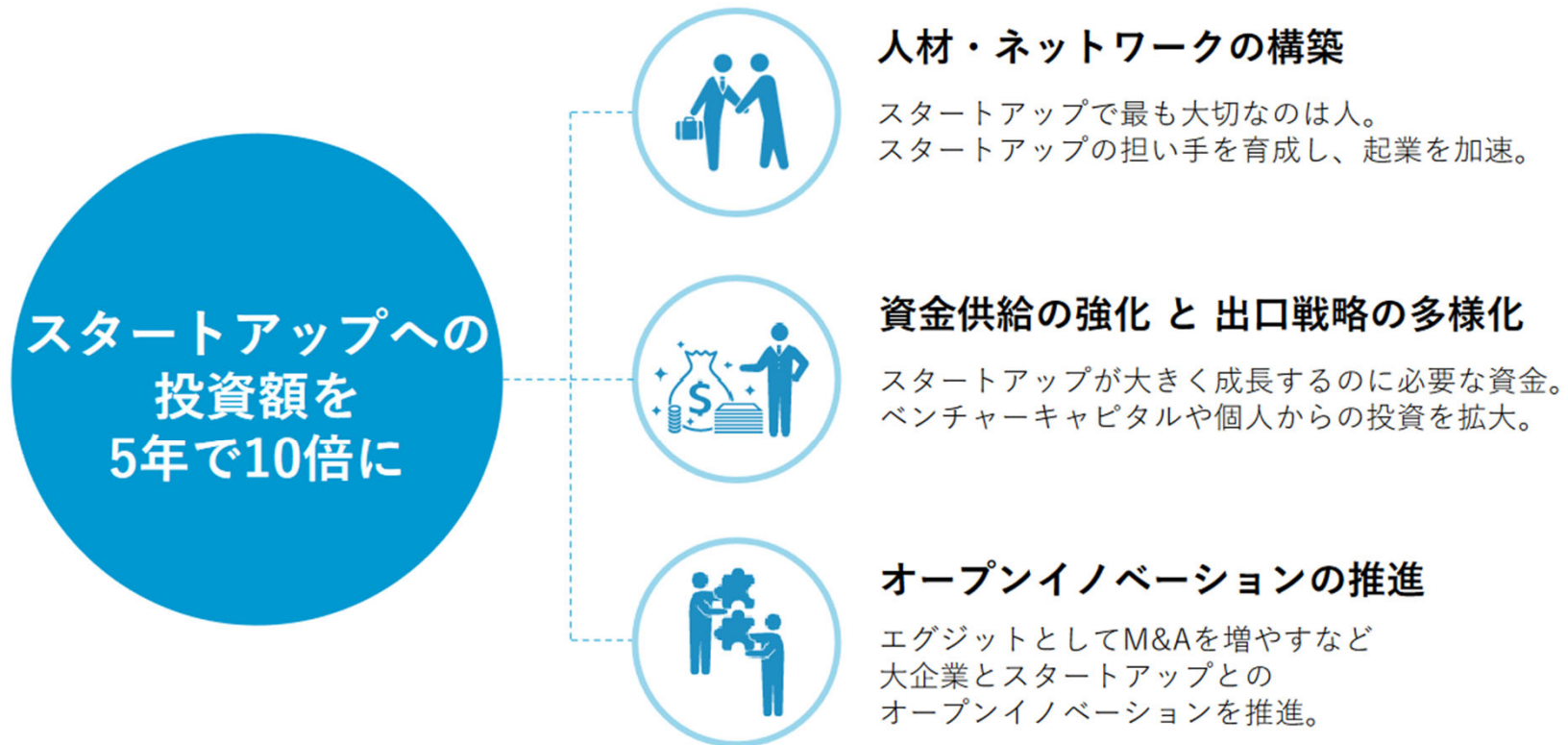
(注1) 開業率/倒産・廃業率は当年度に開業/倒産・廃業した事業所数を、当年度の事業所数で除したもの（アメリカのみ当年度および前年度の事業所数の平均値で除したもの）。代謝率は、開業率と廃業率の和。
 (注2) 法務省「登記統計」、国税庁「統計年報」、United States Census「Business Dynamic Statistics」、eurostat「Structural business statistics」により作成
 (出典) 内閣府「令和4年度 年次経済財政報告」

スタートアップの推進

- 新たな技術を用いたり、革新的なビジネスモデルを実践したりするスタートアップ企業は、日本経済を牽引する新たなグローバル産業を創出する可能性を秘めており、スタートアップエコシステム全体の底上げが不可欠であると考えられる。

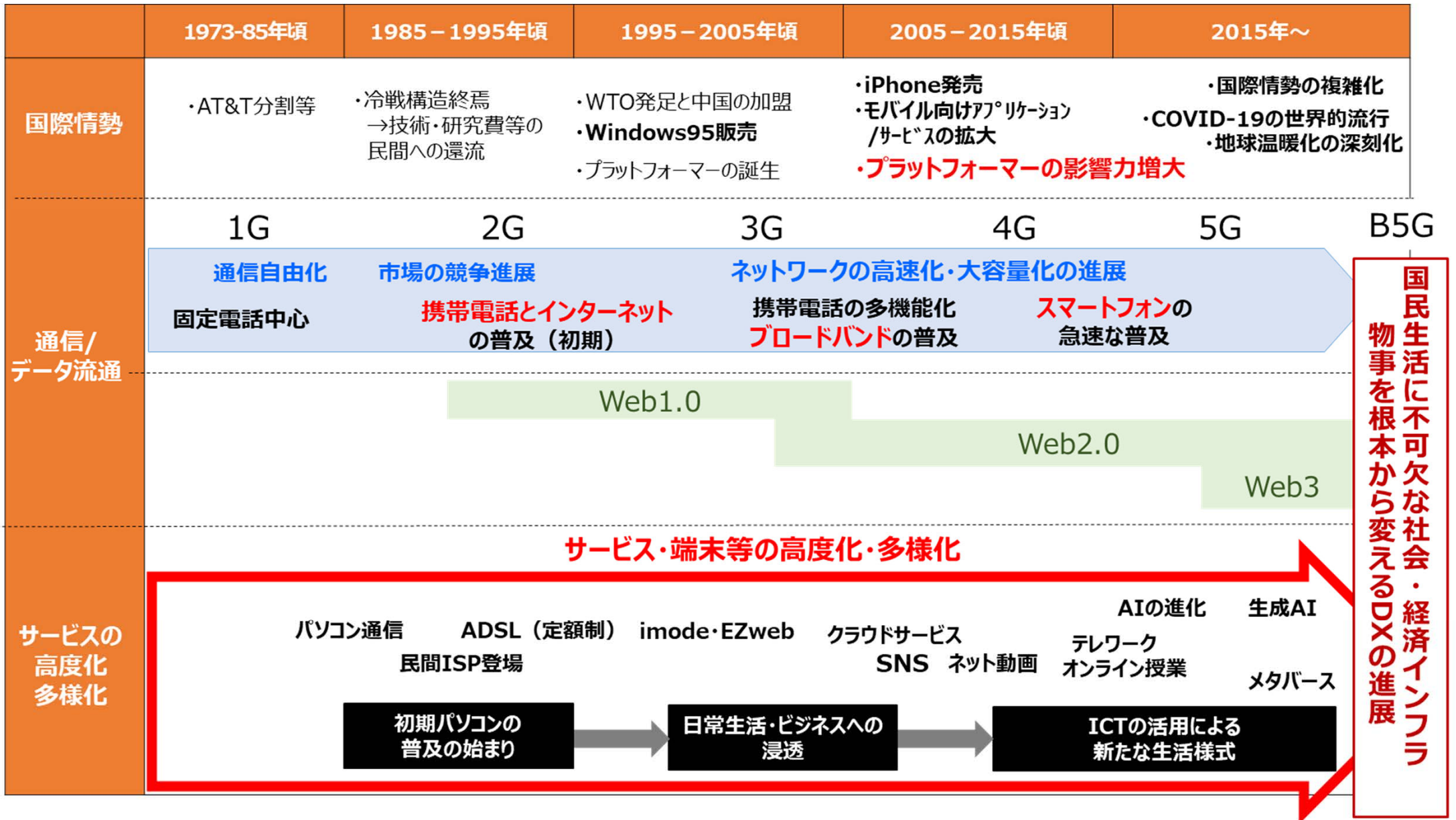
スタートアップ育成5か年計画

- 2022年1月の岸田総理の「スタートアップ創出元年」宣言を受けて、同年11月に、今後5年間の官民によるスタートアップ集中支援の全体像をとりまとめ。人材、資金、オープンイノベーションを計画の柱として位置付け、網羅的に課題を整理。



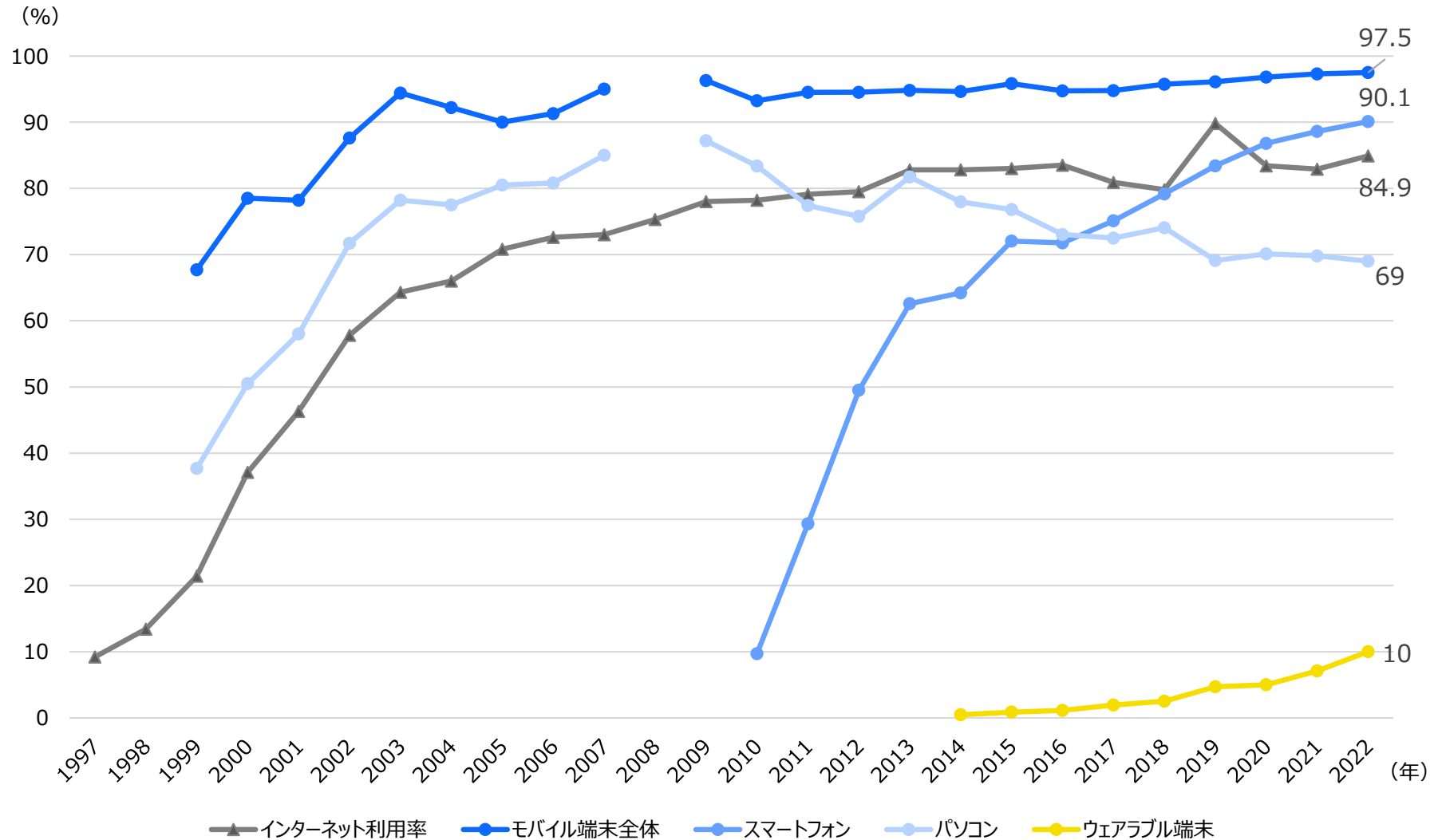
情報通信の変遷

○ 通信インフラの高度化やデジタルサービスの多様化等に伴い、データ流通も進展。



情報端末保有率・インターネット利用率の推移

○ インターネットやスマートフォンの普及などにより、情報の取得手段やコミュニケーション手段が急速に発展。さらにはウェアラブルデバイスをはじめとしたIoT機器の台頭など、国民生活におけるデジタル機器の利活用については時々刻々と変化してきている。



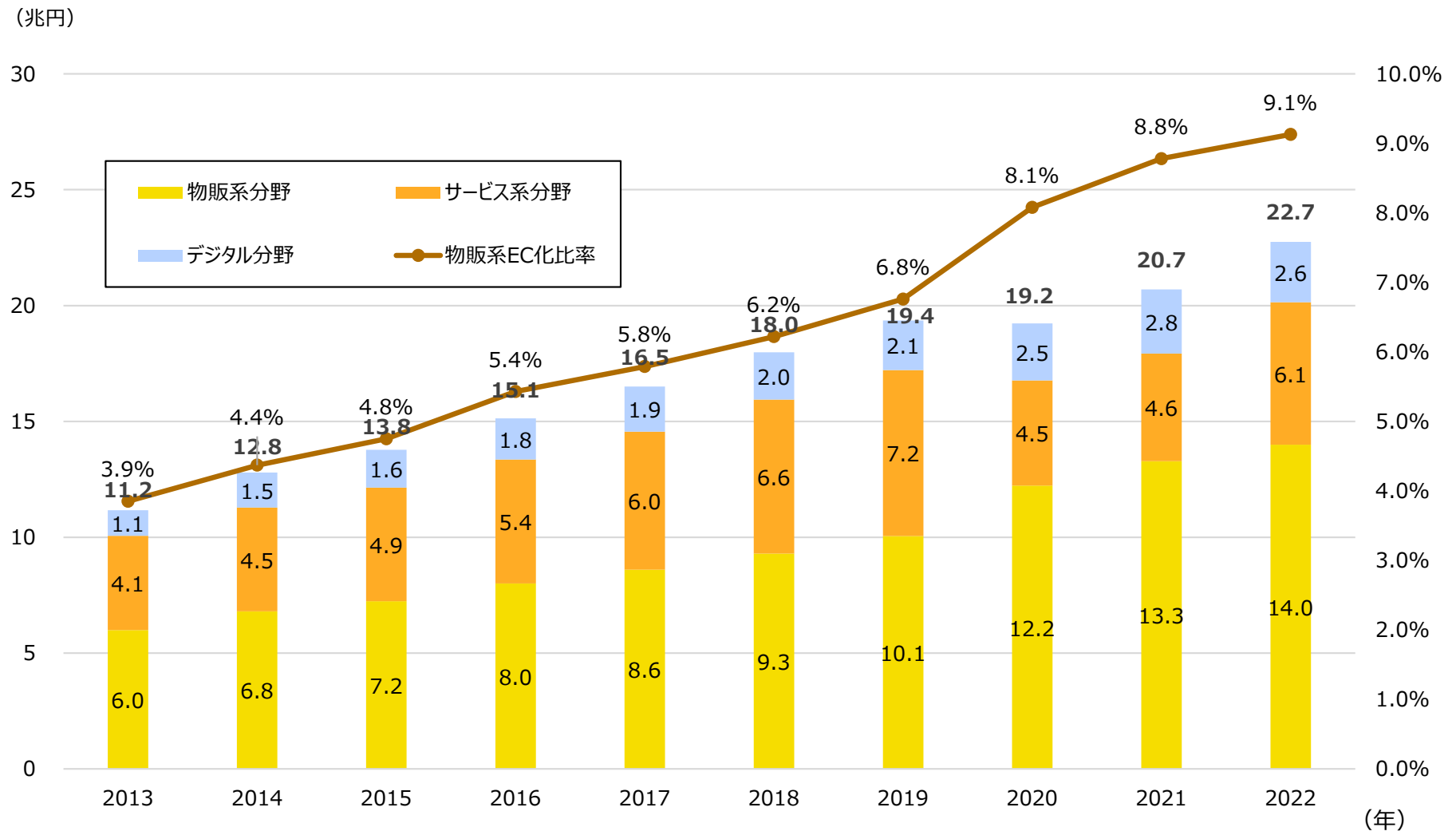
デジタルプラットフォームの台頭

- 約30年前は、世界の時価総額上位の過半数を製造業が占めていたところ、直近ではGAFAM等のデジタルプラットフォームが上位の過半数を占めている。

No.	1995年		2023年	
	企業名	時価総額 (億ドル)	企業名	時価総額 (億ドル)
1	エスコム	1,357	アップル	26,090
2	NTT	1,284	マイクロソフト	21,460
3	ゼネラルエレクトリック	1,203	サウジ・アラビアン・オイル	18,931
4	AT&T	1,031	アルファベット	13,302
5	エクソンモービル	1,000	アマゾン・ドット・コム	10,584
6	コカ・コーラ	939	エヌビディア	6,860
7	メルク	808	バークシャ・ハサウェイ	6,756
8	トヨタ自動車	794	テスラ	6,564
9	ロシュ・ホールディングス	778	メタ・プラットフォームズ	5,494
10	アルトリア・グループ	754	ビザ	4,753

- 商品の購入や金融等の様々な取引はオンラインで行うことが増加しており、特に2020年に新型コロナの世界的な拡大が始まって以降は、外出の自粛要請などの影響もあり、経済のデジタル化が加速し、ECの市場規模も拡大している。

BtoCのEC市場規模の推移

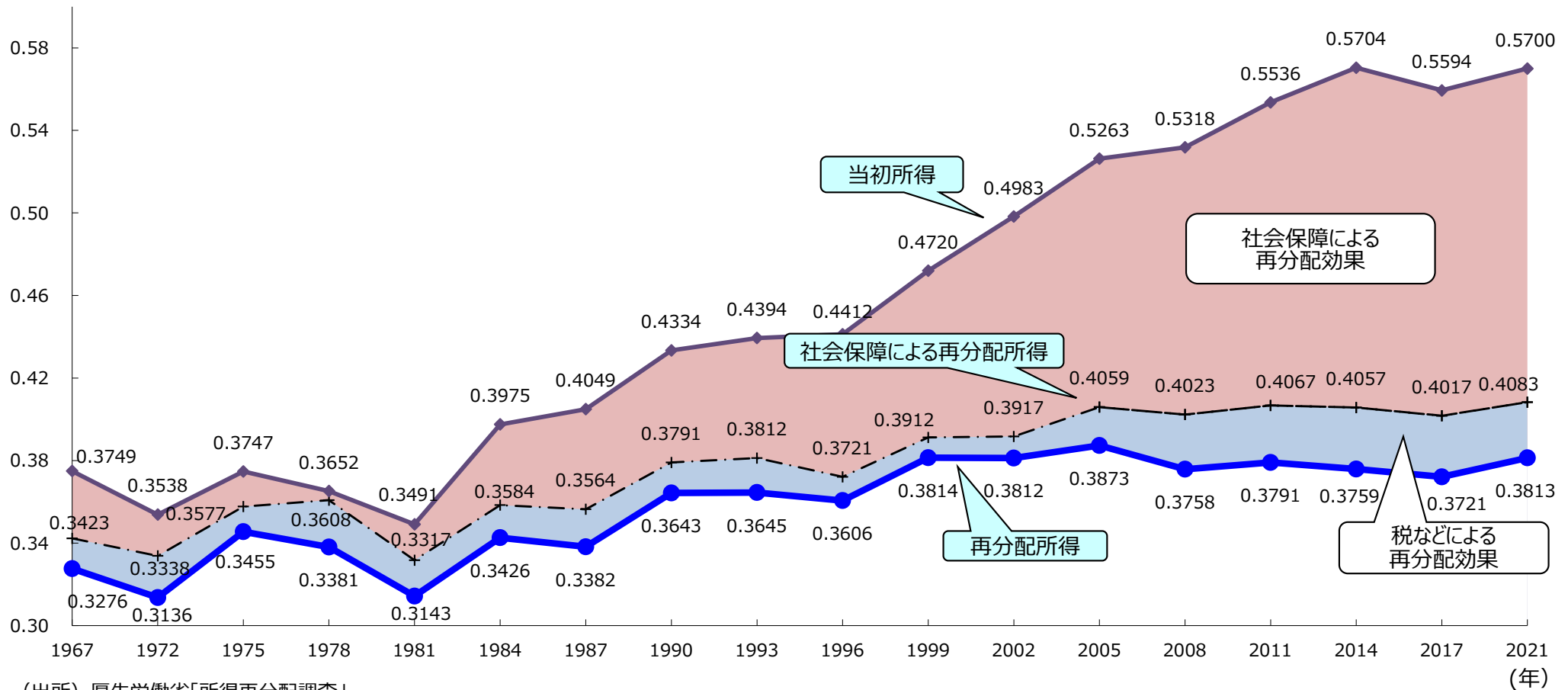


(出所) 経済産業省「令和4年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」

ジニ係数の変化

格差をめぐる状況の変化

○ ジニ係数の変化を時系列で見ると、当初所得では概ね上昇傾向にあるが、再分配所得ではほぼ横ばいで推移している。



(出所) 厚生労働省「所得再分配調査」

(注1) 「当初所得」は、雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付（仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額）の合計額であり、公的年金等社会保障給付金は含まれていない。

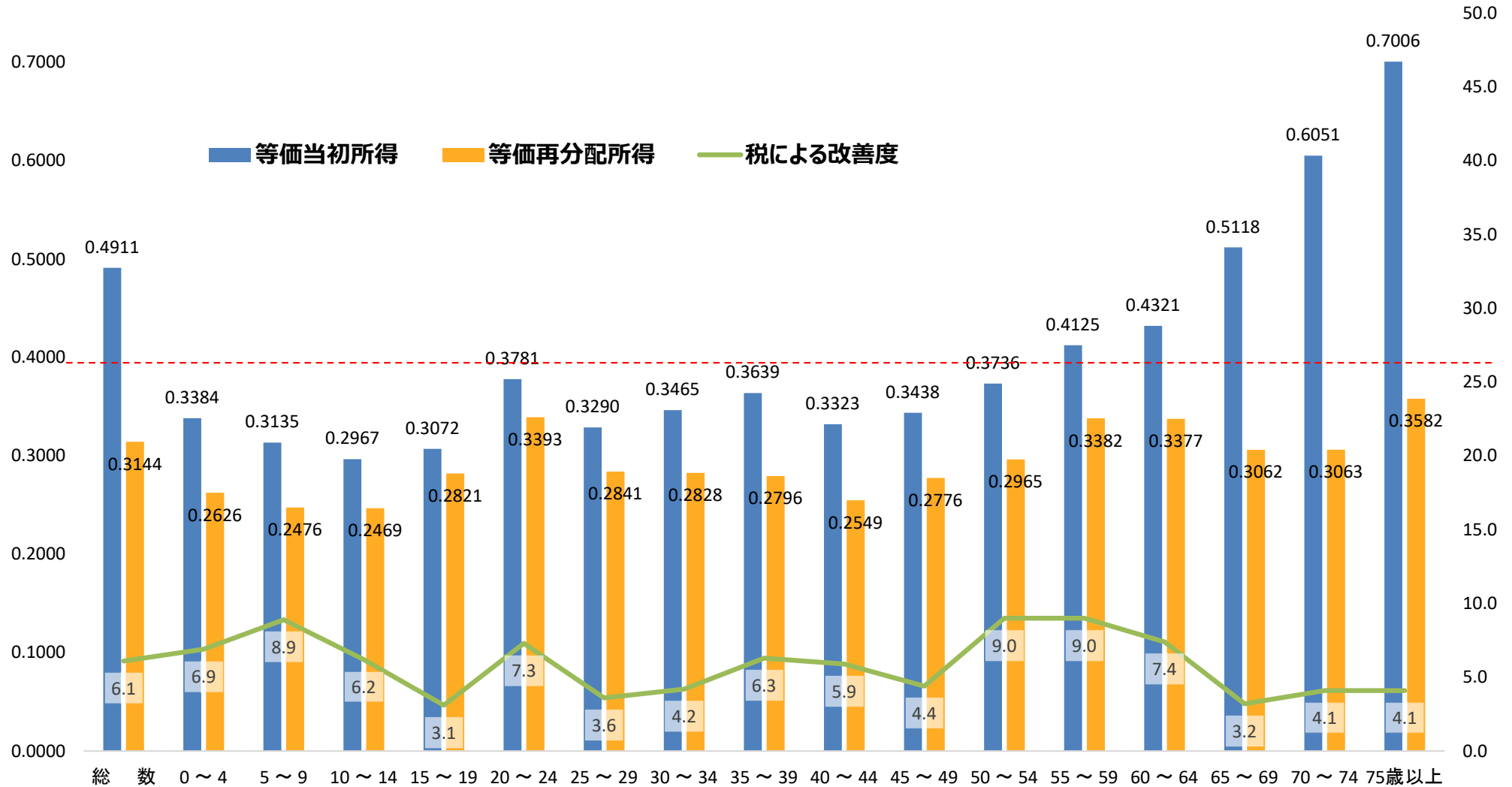
(注2) 「社会保障による再分配所得」は、2002年以前は当初所得に現物給付、社会保障給付金を加え、社会保険料をひいたものであり、2005年以降は当初所得に社会保障給付金を加え、社会保険料をひいたものである。

(注3) 「再分配所得」は、当初所得から税金・社会保険料を控除し、社会保障給付（現金・現物）を加えたものである。

世帯員の年齢階級別のジニ係数

格差をめぐる状況の変化

○ 等価当初所得は55歳未満では概ね0.3~0.4程度で安定しているが、55歳以上では0.4を超え、年齢が上がるにつれ徐々に上昇。一方、等価再分配所得はいずれの年齢階級でも0.3程度と安定している。

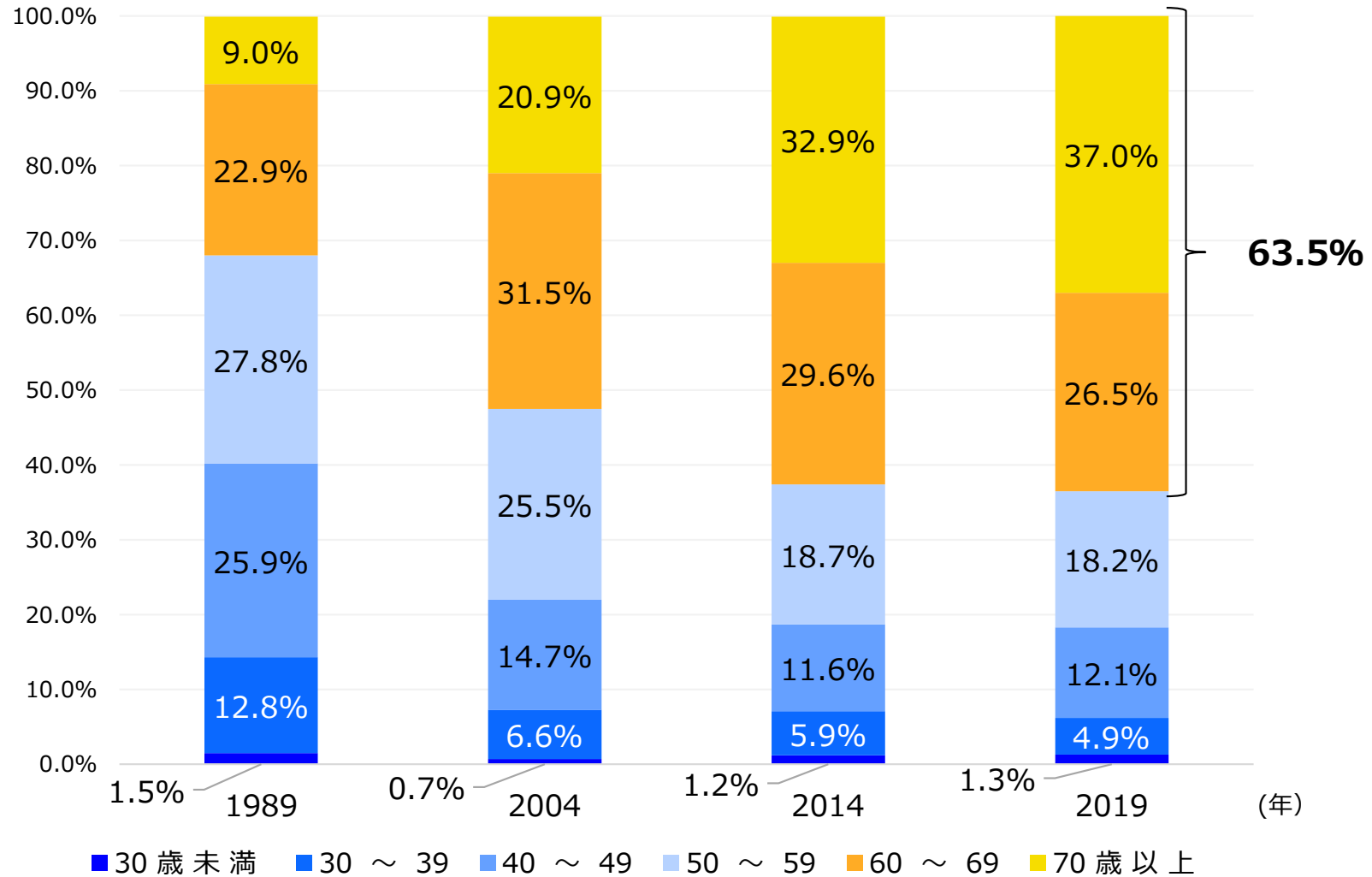


(出所) 「所得再分配調査 (令和3年)」

世代別の金融資産の分布状況

格差をめぐる状況の変化

- 家計で保有する金融資産（貯蓄現在高）のうち、世帯主の年齢が60歳以上の世帯が保有する割合が増加し、2019年には63.5%となっている。



(出所) 内閣府「令和5年版高齢社会白書」(総務省「全国家計構造調査」より)

(注1) このグラフで言う金融資産とは、貯蓄現在高を指す。

(注2) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

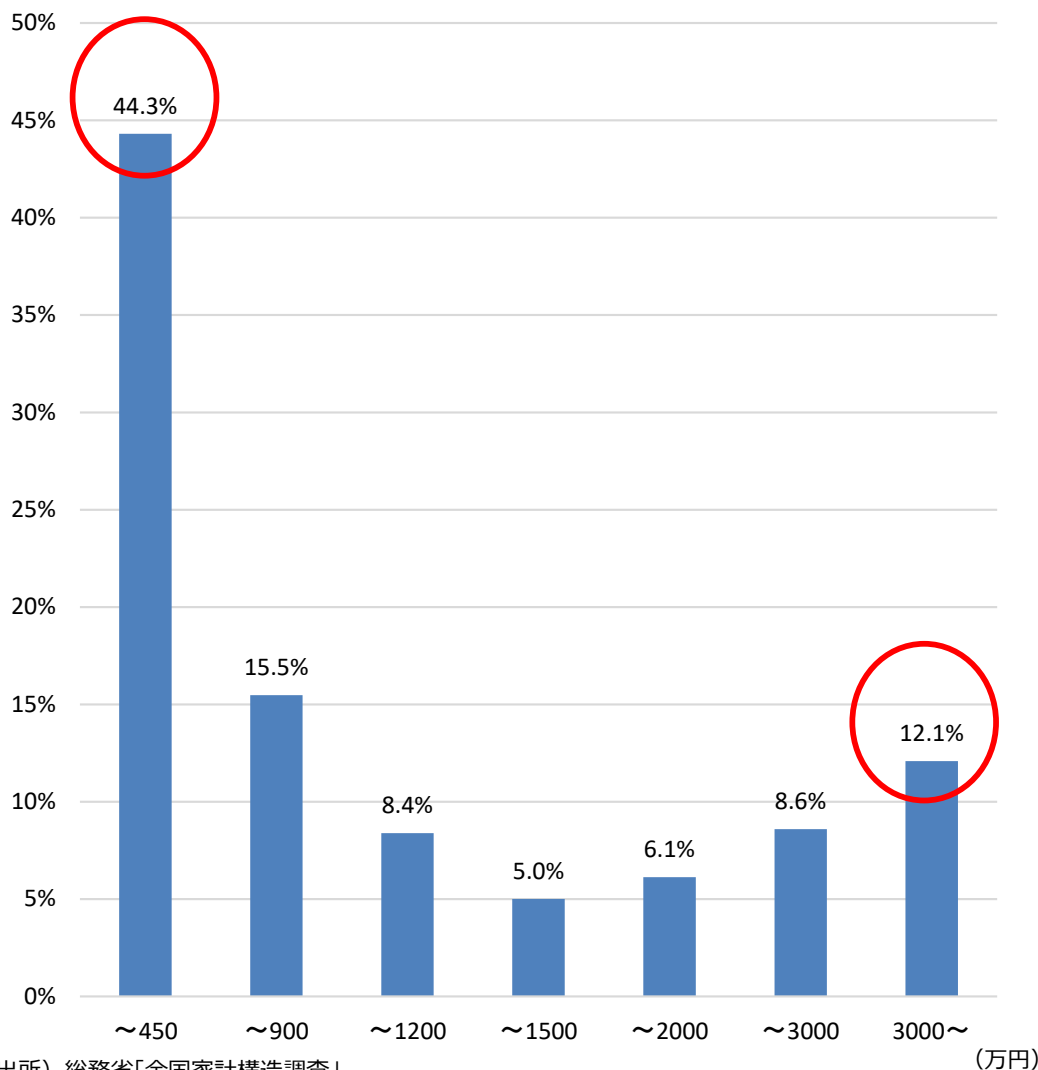
(注3) 平成26年度以前は「全国消費実態調査」として実施しており、集計方法等が異なる。平成26年については、令和元年と同様の集計方法による遡及集計を施しているが、それ以前の結果についてはこの限りではないので比較する際には注意が必要である。

高齢者世代内の金融資産の分布状況

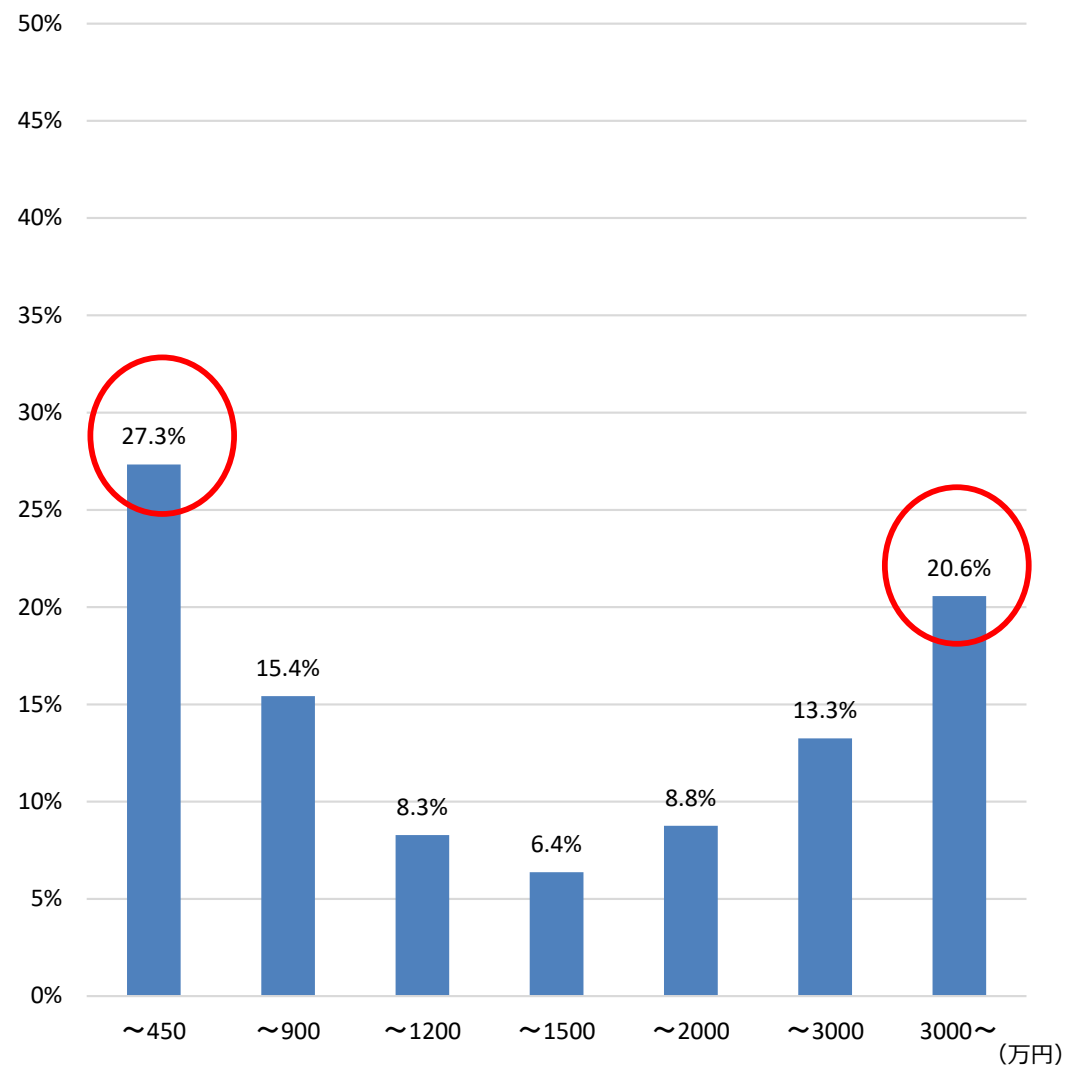
格差をめぐる状況の変化

- 高齢世代内の金融資産（貯蓄現在高）をみると、単身世帯、夫婦世帯のいずれも、最も資産の少ない層（450万円未満）と、もっとも資産の多い層（3000万円以上）の割合が高く、資産保有が二極化している。

高齢者単身世帯の金融資産（貯蓄現在高）分布（2019年）



高齢者夫婦世帯の金融資産（貯蓄現在高）分布（2019年）

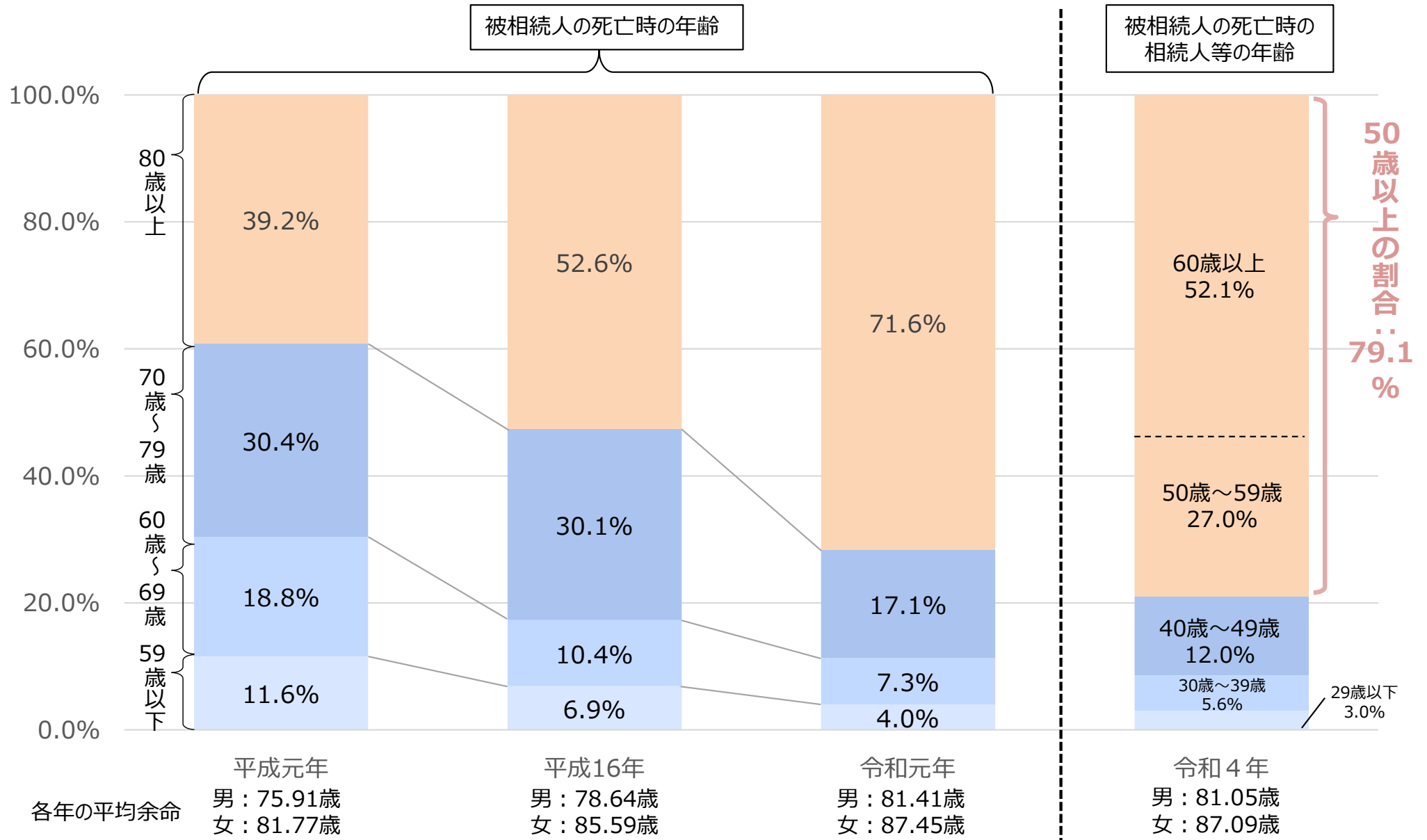


(出所) 総務省「全国家計構造調査」

(注) 高齢者夫婦世帯は、「夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯」。

被相続人・相続人の年齢

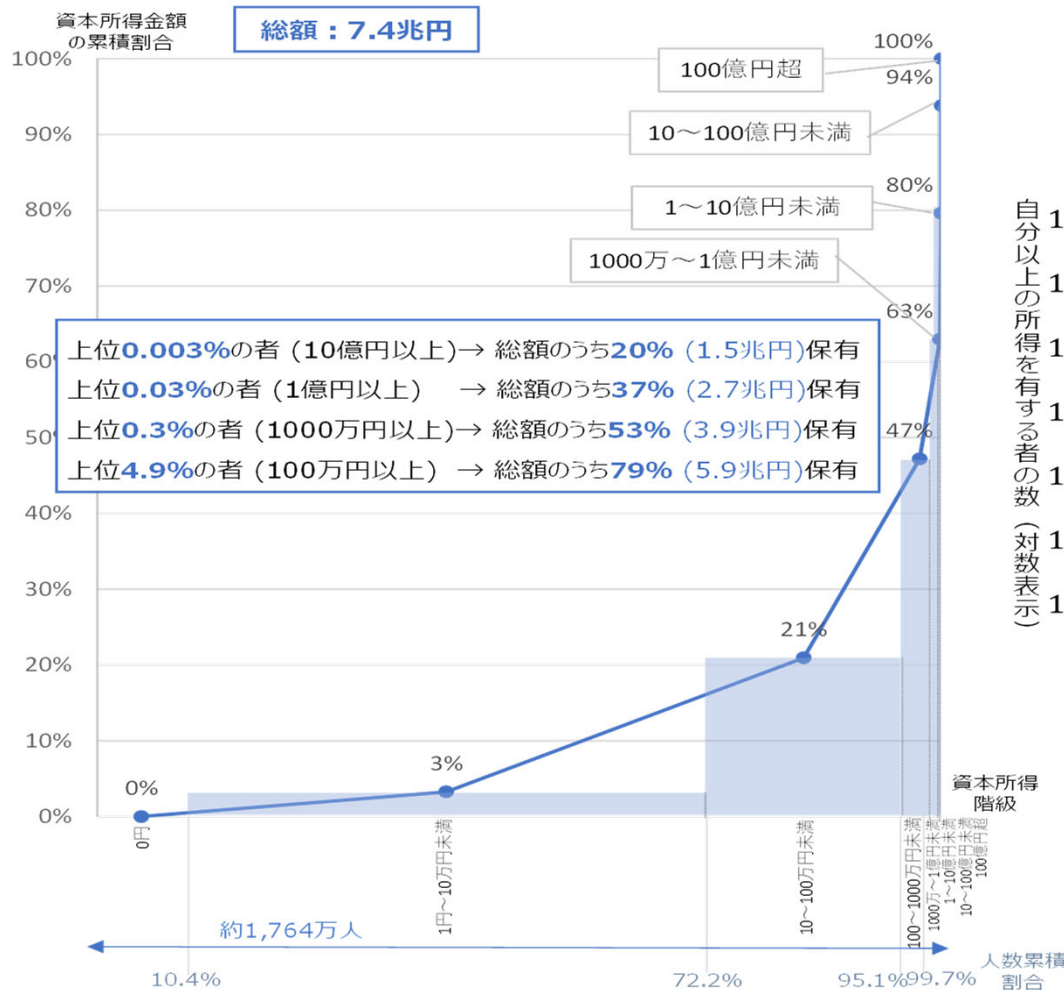
○ 被相続人は高齢化しており、相続人も、60歳以上の者は5割以上、50歳以上の者は約8割となっている。相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況（老老相続）。



(出所) 年齢の分布については主税局調べ。平均余命については厚生労働省「簡易生命表」

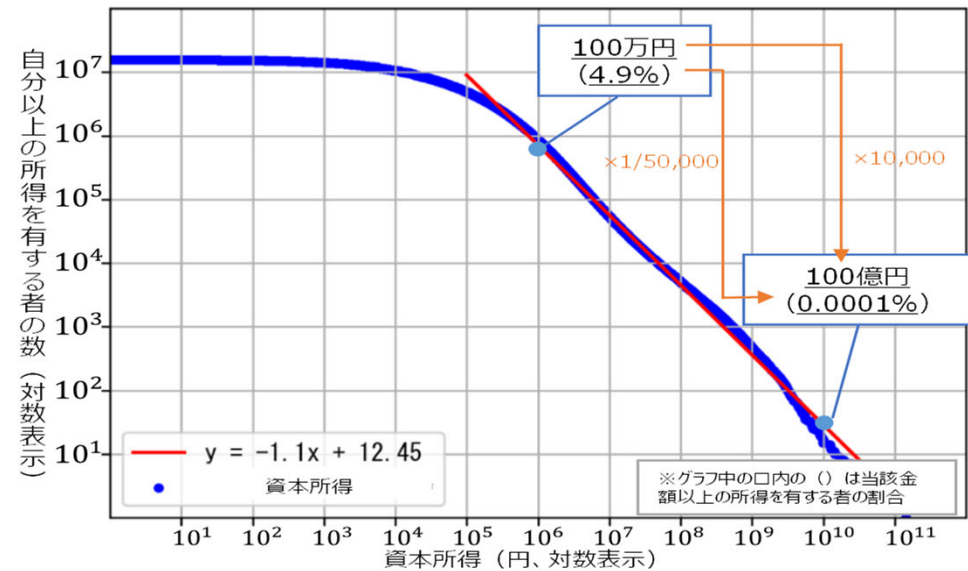
資本所得の分布状況（所得階層別）

- 資本所得の分布について分析を行ったデータ（令和元年分）によると、全体では約1,764万人が約7.4兆円の資本所得を得ており、そのうち上位0.3%の者（資本所得1,000万円以上を保有する者）が総額のうち53%（約3.9兆円）を得ているといった偏りの状況がある。
- 100万円弱から100億円前後の範囲では、所得の分布に大きな格差が認められる。



上位0.003%の者（10億円以上）→ 総額のうち20%（1.5兆円）保有
 上位0.03%の者（1億円以上）→ 総額のうち37%（2.7兆円）保有
 上位0.3%の者（1000万円以上）→ 総額のうち53%（3.9兆円）保有
 上位4.9%の者（100万円以上）→ 総額のうち79%（5.9兆円）保有

資本所得の所得分布は、100万円弱～100億円前後の範囲で近似的にパレート分布に従う（パレート指数は約1.1）



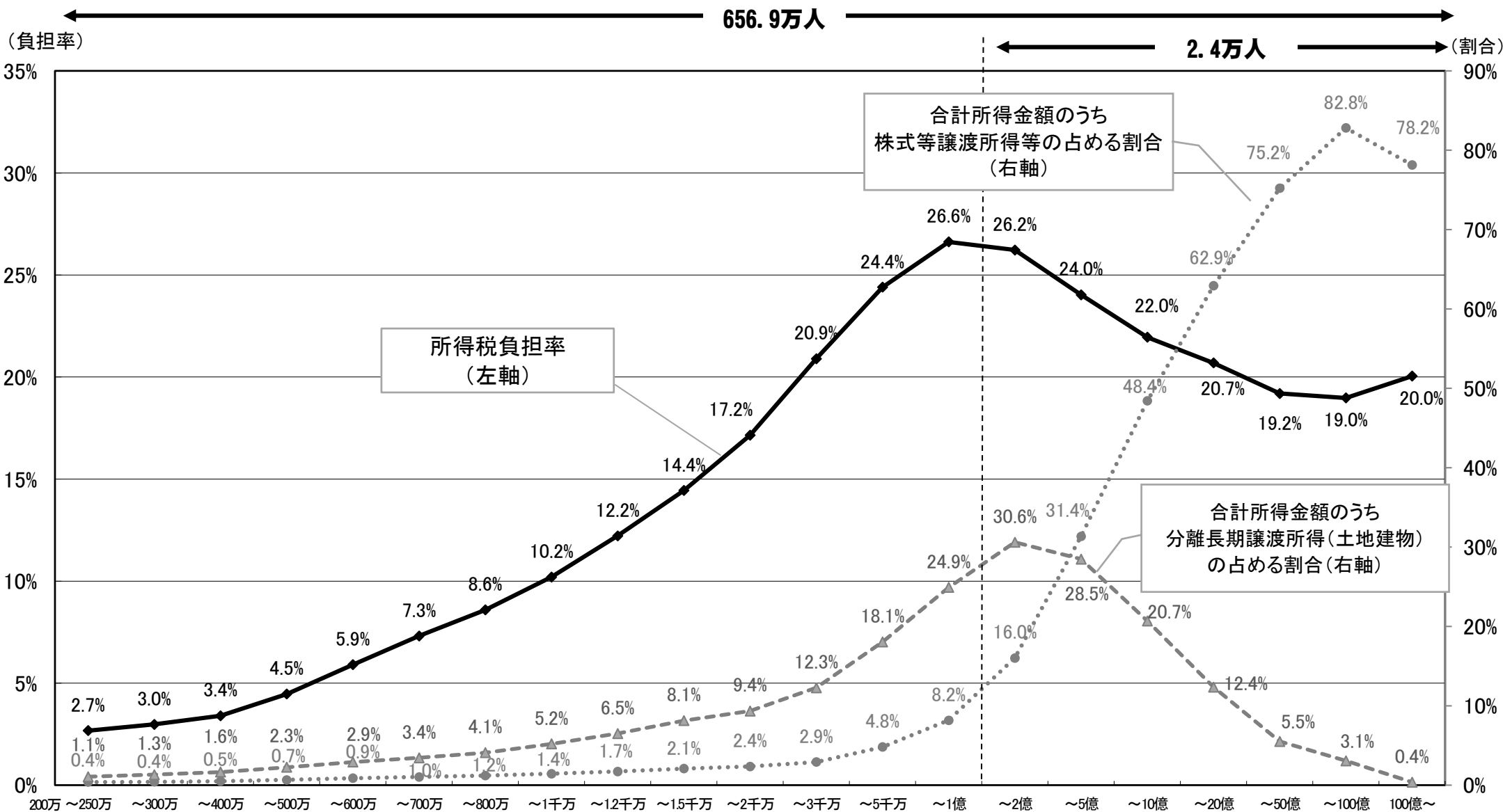
- **パレート分布**：一定以上の所得等の偏りについて、経験則として、このような形に近似できるといわれている分布のこと。
- **パレート指数**：所得（横軸）と逆累積分布（縦軸）の対数をとりプロットした場合の近似直線の傾き。「パレート指数が小さいほど、高所得層内の格差が大きい」との指摘がされている。

(注1) 令和元年分の確定申告書や特定口座年間取引報告書、配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書、株式等の譲渡の対価等の支払調書のデータをもとに、財務省において作成。
 (注2) 「資本所得」には、上場株式、非上場株式、公募投資信託、特定公社債等の譲渡所得、配当所得、利子所得等のうち、以下のものが含まれる。一方、預貯金の利子や非上場株式等の配当、少額投資非課税制度（NISA制度）の非課税口座における配当・譲渡益等は含まれていない。
 ・特定口座内の取引により発生したもの ・一般口座内の上場株式の取引により発生したもの
 ・その他の取引により発生したもので分離課税の対象となっているものうち、確定申告がされたもの（公募投資信託及び特定公社債の配当・利子所得を除く）
 (注3) 横軸は各資本所得階級であり、各資本所得階級毎の人数割合を基に横軸幅を設定（分布人数が多いほど棒グラフの横軸の幅が広い）。折れ線グラフは、各資本所得階級の人数の中央値をプロットしたものである。

申告納税者の所得税負担率

格差をめぐる状況の変化

- 高所得者層ほど所得に占める株式等や土地建物の譲渡所得の割合が高いことから、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 一億円を超えたばかりの層では土地建物の長期譲渡所得の割合が高い一方、高所得者層になればなるほど株式等の譲渡所得等の占める割合が高い。

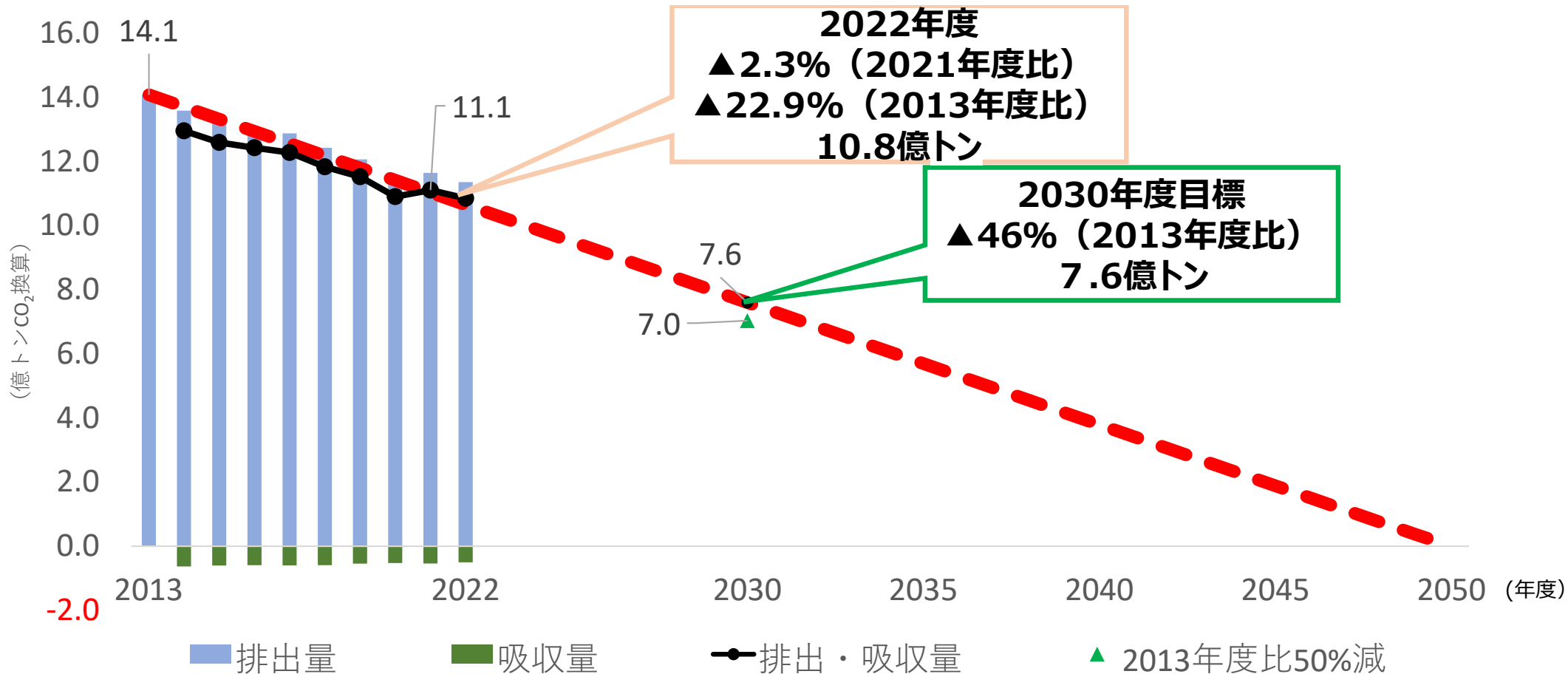


(備考) 令和3年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。
また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

(合計所得金額:円)

- 政府は、2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すこと、2021年4月には「2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年度比）、さらに50%の高みに向けた挑戦の継続」を表明。
- 2022年度までに▲22.9%（▲3.2億トン、2013年度比）の削減がなされたが、引き続き目標達成のための取組みを進めていく必要。



- 気候変動問題への対応が課題であり、エネルギー情勢も変化中、カーボンニュートラルの達成を目指すとともに、エネルギーの安定供給を確保するため、GXに向けた取組みが進められている。令和5（2023）年2月にはGXに関する政府の基本的な考え方を取りまとめた「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定された。

1. はじめに

（前略）過去、幾度となく安定供給の危機に見舞われてきた我が国にとって、産業革命以来の**化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する、「グリーン・トランスフォーメーション」（以下「GX」（Green Transformation）という。）は、戦後における産業・エネルギー政策の大転換を意味する。**

既に欧米各国は、（中略）国家を挙げた脱炭素投資への支援策、新たな市場やルール形成の取組を加速しており、GXに向けた脱炭素投資の成否が、企業・国家の競争力を左右する時代に突入している。

周囲を海で囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、脱炭素関連技術に関する研究開発が従来から盛んであり、日本企業が技術的な強みを保有する分野も多い。こうした技術分野を最大限活用し、GXを加速させることは、エネルギーの安定供給につながるとともに、我が国経済を再び成長軌道へと戻す起爆剤としての可能性も秘めている。

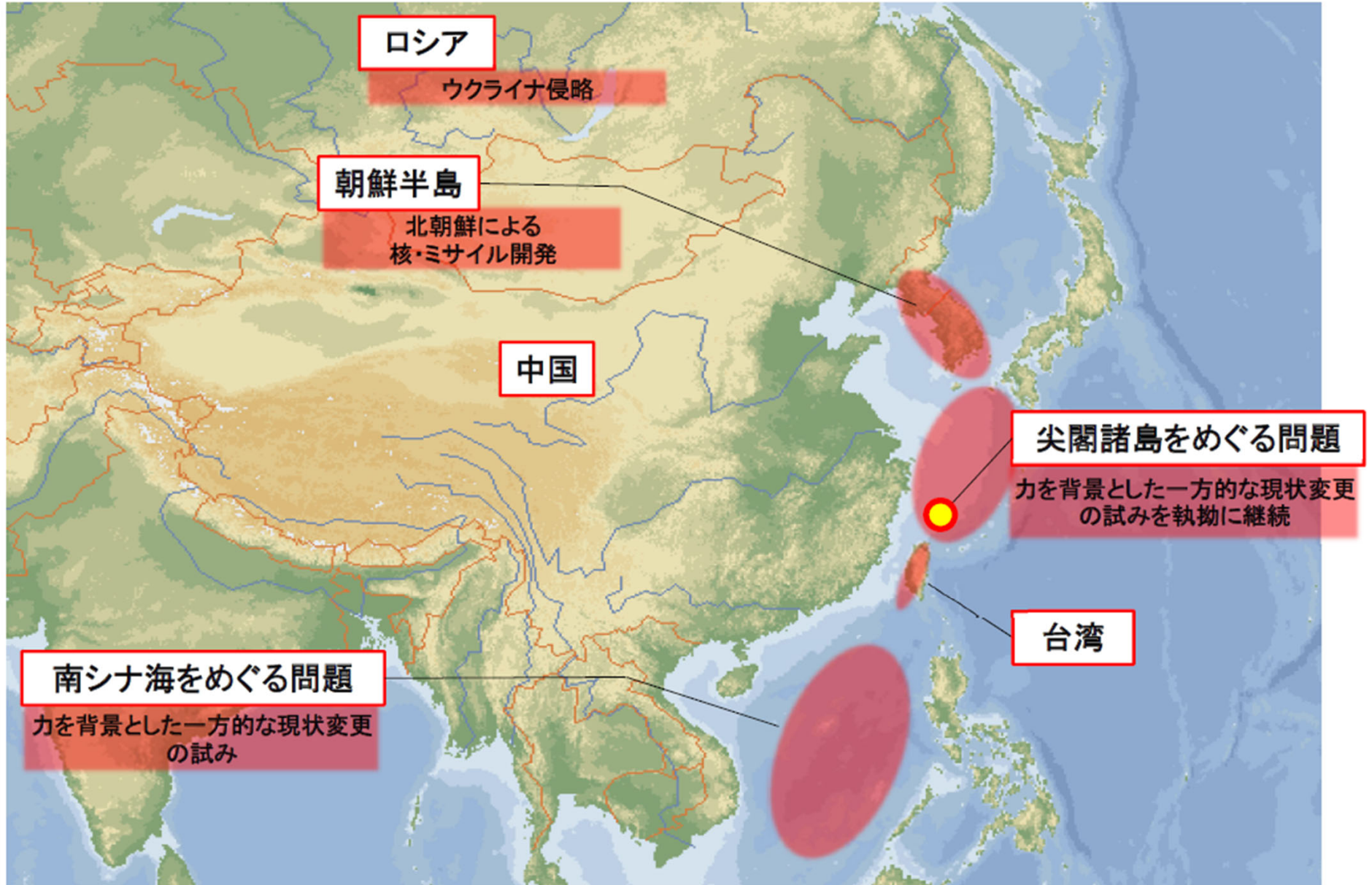
民間部門に蓄積された英知を活用し、世界各国のカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本の産業競争力を再び強化することを通じて、経済成長を実現していく必要がある。

GXの実現を通して、2030年度の温室効果ガス46%削減や2050年カーボンニュートラルの国際公約の達成を目指すとともに、安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現、さらには、我が国の産業構造・社会構造を変革し、将来世代を含む全ての国民が希望を持って暮らせる社会を実現すべく、GX実行会議における議論の成果を踏まえ、今後10年を見据えた取組の方針を取りまとめる。（後略）

（出所）「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月閣議決定）

我が国を取り巻く安全保障環境の変化

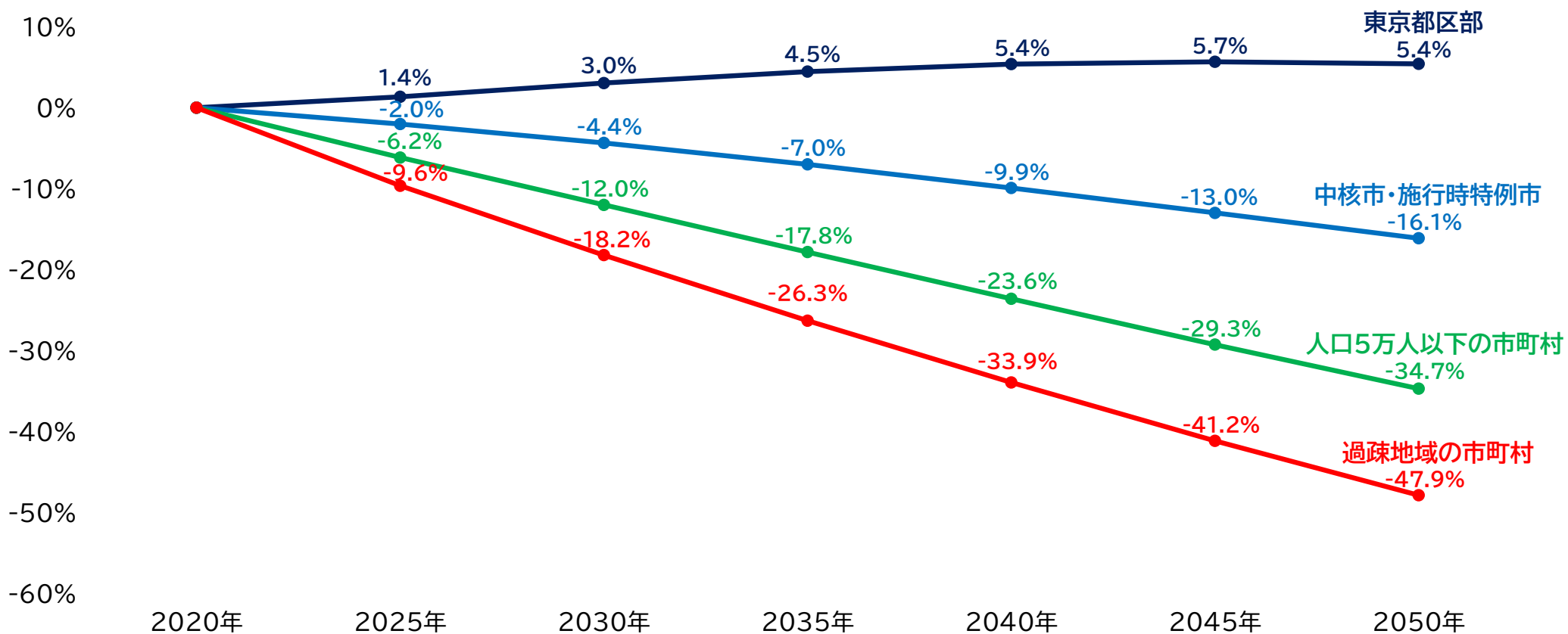
- 我が国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している。我が国周辺では軍備増強が急速に進展し、ロシアのウクライナ侵略など、力による一方的な現状変更の圧力が強まっている。



(出所)「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」国家安全保障局提出資料(令和4年9月30日)

○ 人口減少は都市部よりも小規模な市町村においてより急速に進むと予測されている。

地域ごとの人口推移



(注) 福島県いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の13市町村を除く1,728市区町村(789市、東京23区、736町、180村)を対象。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023年)推計)」

地方創生の取組み

- 令和5（2023）年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定。デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化の加速を目指す。

総合戦略(2027年度までの5か年計画)の基本的考え方

- 「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、各地域の優良事例の横展開を加速化する。
- これまでの地方創生の取組についても、改善を加えながら推進する。

施策の方向

地方の社会課題解決

- ① 地方に仕事をつくる**
 - ・ 中小・中堅企業DX、地域の良質な雇用の創出等、スマート農業、観光DX 等
- ② 人の流れをつくる**
 - ・ 移住の推進、関係人口の創出・拡大、地方大学・高校の魅力向上 等
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる**
 - ・ 結婚・出産・子育ての支援、少子化対策の推進 等
- ④ 魅力的な地域をつくる**
 - ・ 地域生活圏、教育DX、医療・介護DX、地域交通・物流・インフラDX、防災DX 等

国によるデジタル実装の基礎条件整備

- ① デジタル基盤の整備**
 - ・ デジタルインフラの整備、デジタルライフライン全国総合整備計画、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大 等
- ② デジタル人材の育成・確保**
 - ・ デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成 等
- ③ 誰一人取り残されないための取組**
 - ・ デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現 等



政策間連携・施策間連携・地域間連携の推進

(政策間連携)

- ・ デジタル行財政改革会議における議論の進展や、「デジタル行財政改革中間とりまとめ」なども踏まえつつ、規制改革を始めとする政策と連携しながら、一体的に推進 等

(施策間連携)

- ・ 各省による重点支援や地方支分部局の活用等による伴走型支援等を通じて、地域が目指す将来像の実現を支援 等

(地域間連携)

- ・ 自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用の取組を促進 等

地域DXの推進

- 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づき、デジタル人材の確保・育成やデジタル技術の活用、住民との接点（「フロント」）の改革※など、財政の効率化等につながるデジタル化の取組を推進。
（経済財政運営と改革の基本方針2023） ※ オンライン申請の推進・強化や多様な窓口の実現など
- 地域からデジタル改革、デジタル実装を進め、地方分散型社会の実現、地域社会の持続可能性の確保等を図り、その結果、地域が抱える課題が解決され、一つ一つの地域において長らく大切に培われてきた地域の魅力が向上する社会の実現を目指す。（デジタル社会の実現に向けた重点計画）

地域DXの推進

自治体DX

フロントヤード改革

- ・ オンライン申請など住民との接点の多様化・充実化
 - ・ データ対応の徹底等による窓口業務の改善
- 等

バックヤード改革

- ・ 基幹業務システムの標準化・共通化
- 等

デジタル社会の基盤の整備

- ・ マイナンバーカードの利便性向上による活用促進
- 等

データドリブンな行政経営

- ・ 利活用しやすい統計データ等の整備
 - ・ データ利活用のノウハウ提供支援
- 等

⇒ **住民の利便性向上に加え、業務改革により人的資源を最適配分し、政策立案能力向上へ**

地域社会DX

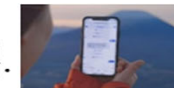
ドローン

買い物弱者支援のためのドローンを活用した物流システムの構築
（長野県伊那市）



観光（自治体間連携）

多言語翻訳 AIチャットボットを活用した外国人への情報発信強化
（北海道蘭越町・ニセコ町・倶知安町）



医療

マイナンバーカードを利用した医療・介護施設での患者データ確認、カードの共通診察券化
（高知県宿毛市）



保育

マイナンバーカードにより園児の登降園を管理
（高知県宿毛市）



自動運転

高精細映像のリアルタイム伝送による自動運転バスの安全性向上
（群馬県）



郵便局

へき地の郵便局でのオンライン診療
（石川県七尾市）



⇒ **人口減少等による地域の担い手不足等をはじめとする全国各地域における地域課題解決を促進**

自治体におけるDX推進体制構築の促進

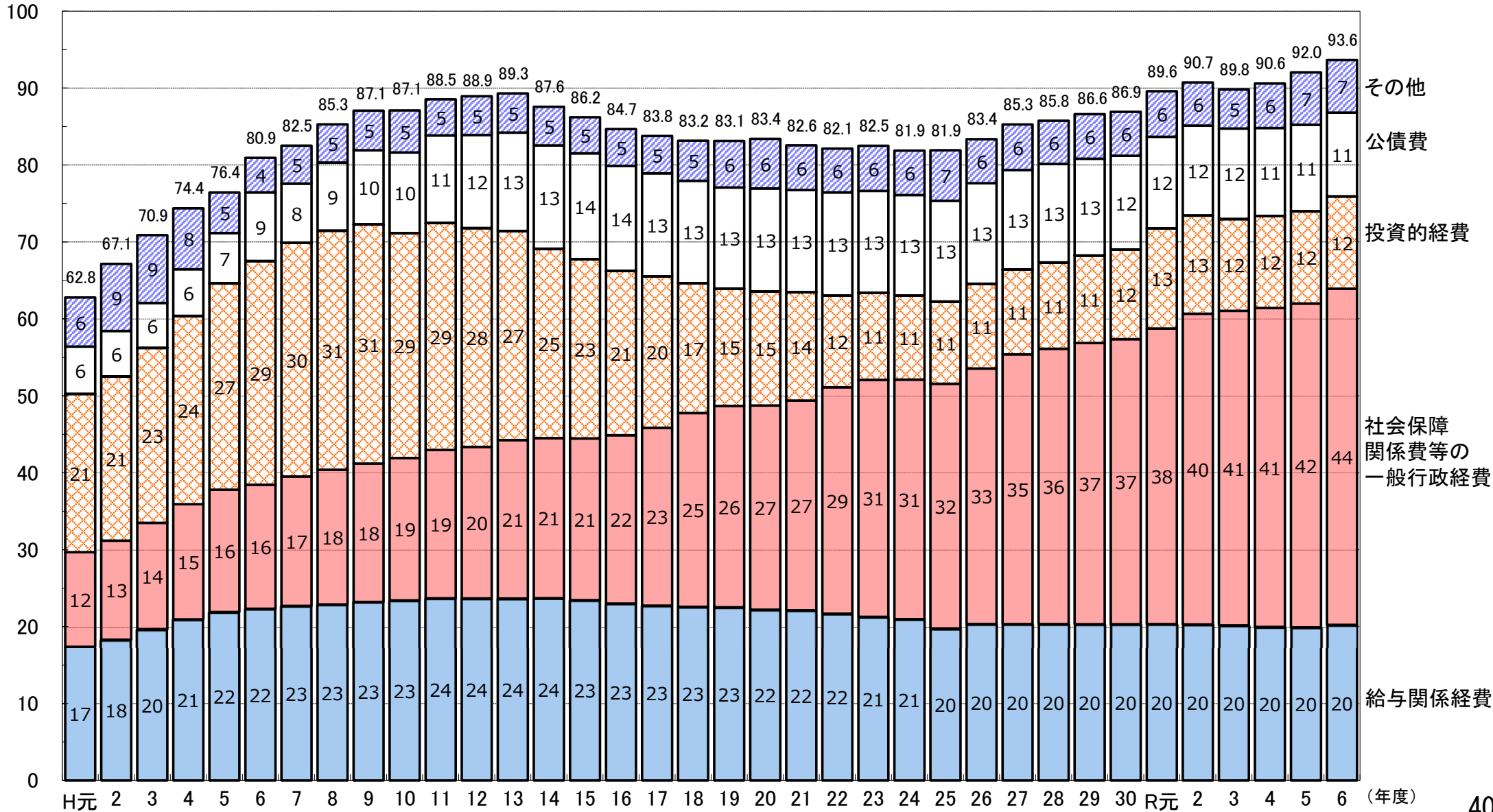
デジタル人材の確保・育成の推進

情報通信環境の整備

地方財政計画の歳出の推移

○ 少子高齢化の進展等により、介護、医療、子育て等の社会保障サービスの提供など、地方公共団体が対応しなければならない課題は増加。

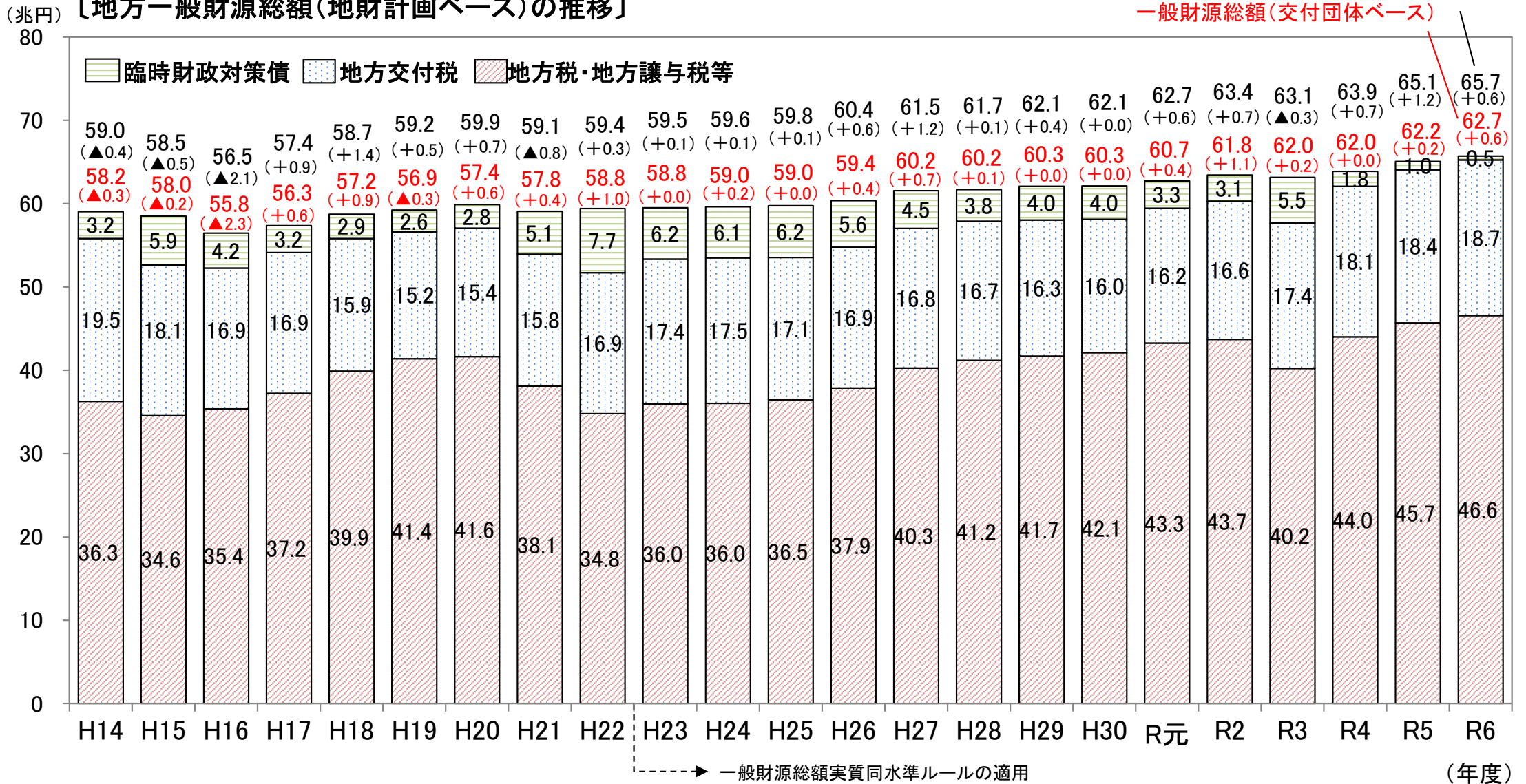
(兆円)



地方一般財源総額の推移

○ 地方公共団体が、それぞれの地域の実情に応じて住民の暮らしを支える役割を安定的に担っていくためには、持続可能な地方税財政基盤を構築することが必要。

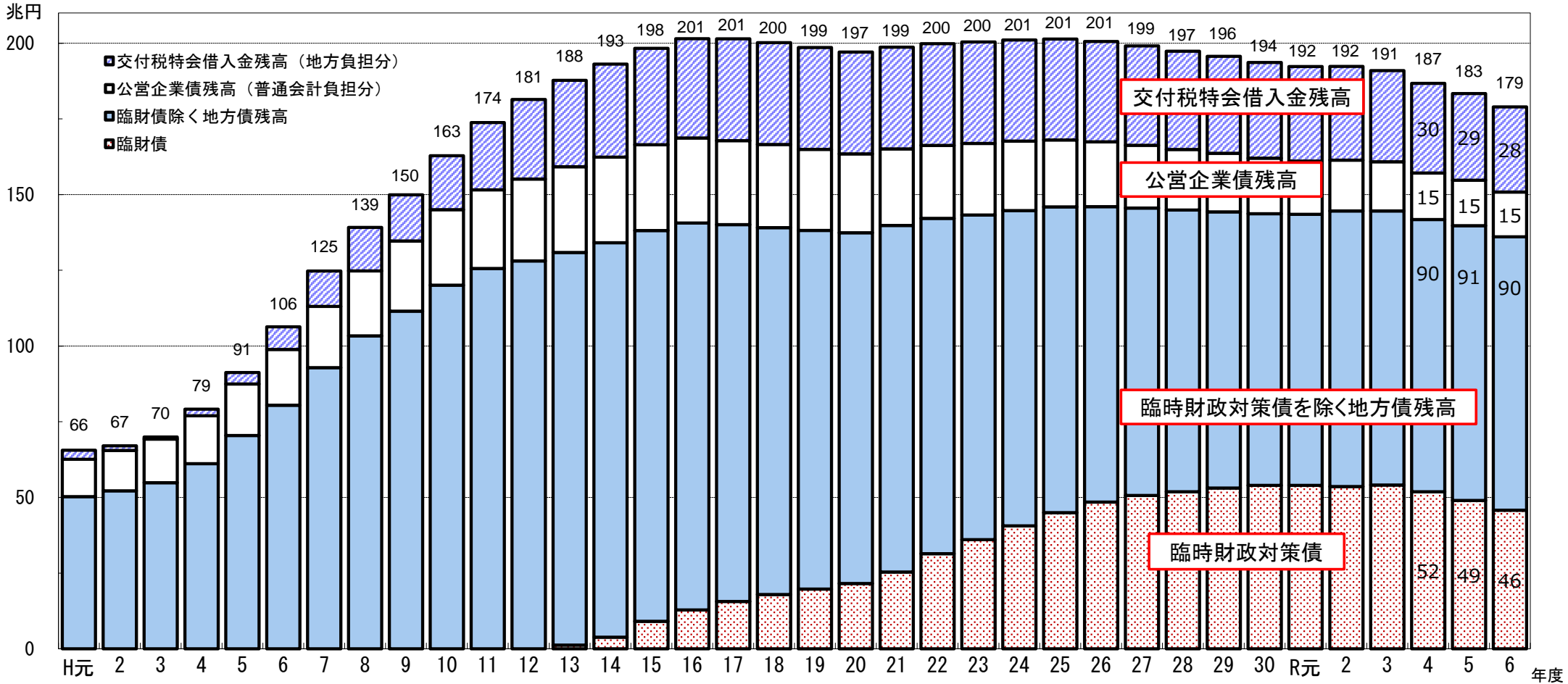
〔地方一般財源総額(地財計画ベース)の推移〕



※ R3年度の地方税・地方譲与税等及び一般財源総額は、R2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

地方財政の借入金残高の状況

○ 令和6年度末時点で臨時財政対策債や交付税特別会計借入金などの地方の借入金残高が約179兆円となるなど、依然として厳しい財政状況にある。



※1 地方の借入金残高は、令和4年度までは決算ベース、令和5年度及び令和6年度は地方財政計画等に基づく見込み。

※2 表示未満は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

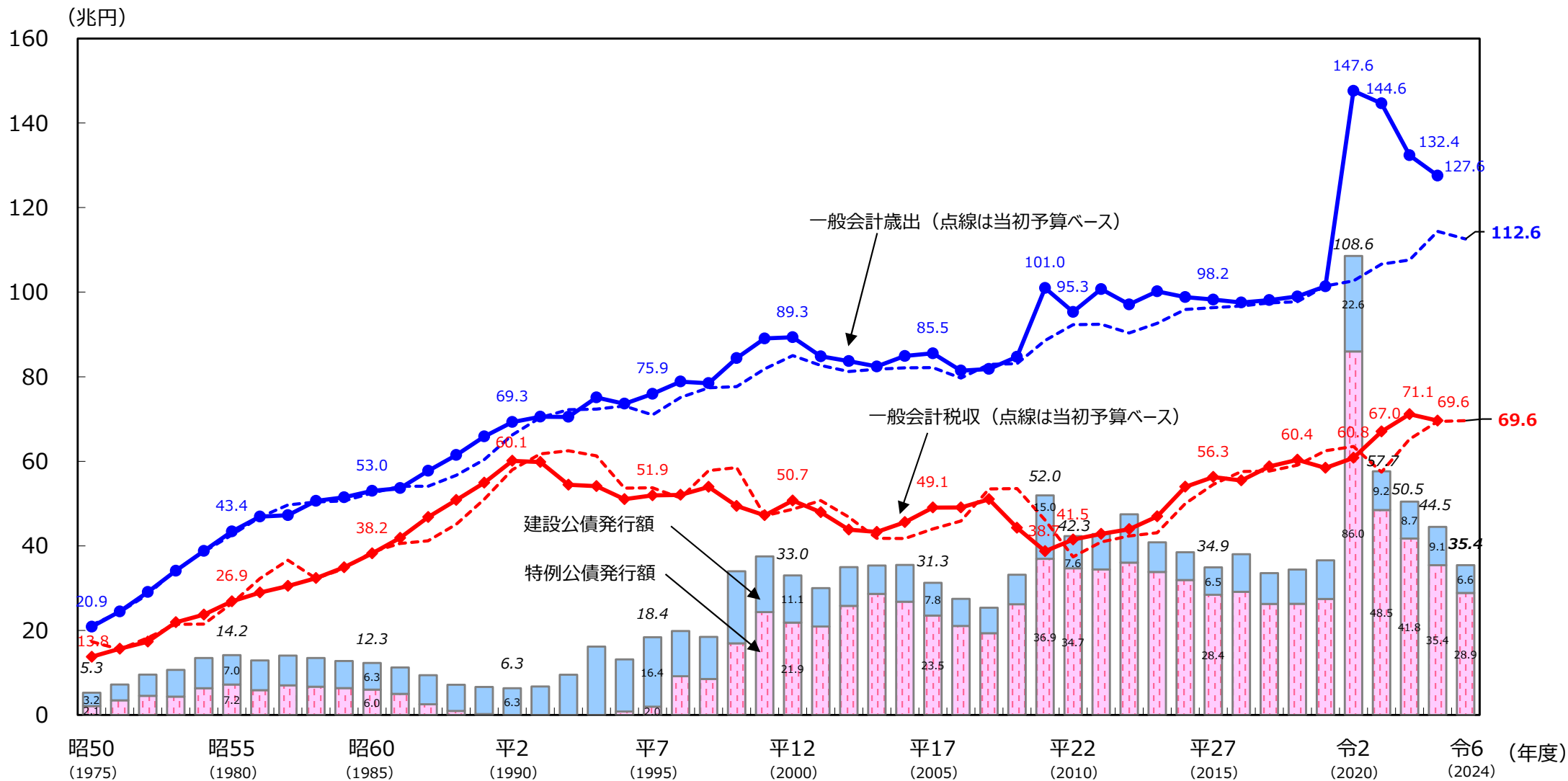
(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	22	21	21	21	21

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

我が国財政の構造的な悪化

○ 我が国財政は歳出が税収を上回る状況が続いており、その差は借金（建設公債・特例公債）によって賄われている。



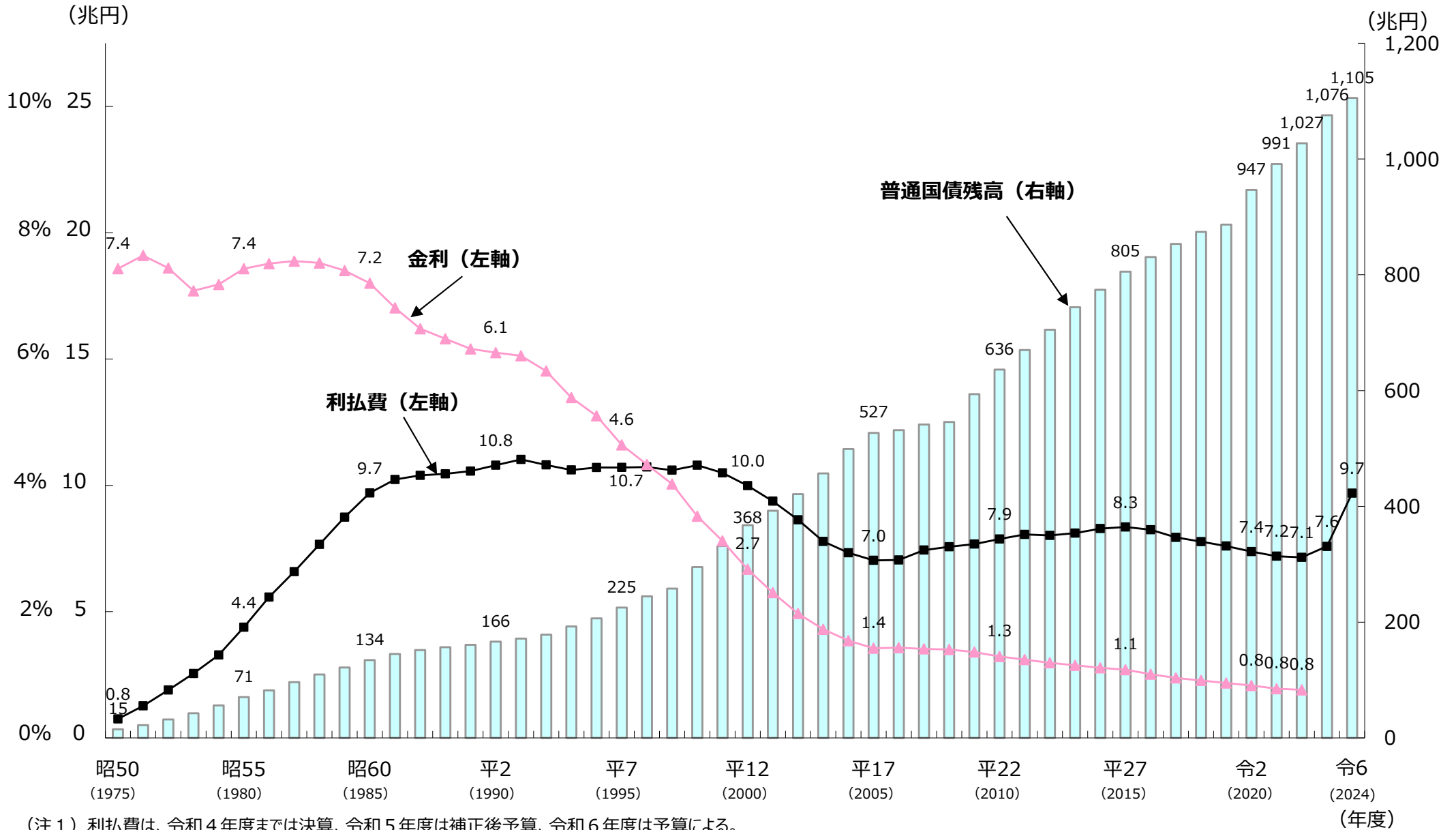
(注1) 令和4年度までは決算、令和5年度は補正後予算、令和6年度は予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

(注3) 令和5年度の歳出については、令和6年度以降の防衛力整備計画対象経費の財源として活用する防衛力強化資金繰入4.4兆円が含まれている。

利払費と金利の推移

○ 普通国債残高は1,000兆円を超えており、金利が上昇すれば利払費が大幅に増えることとなる。

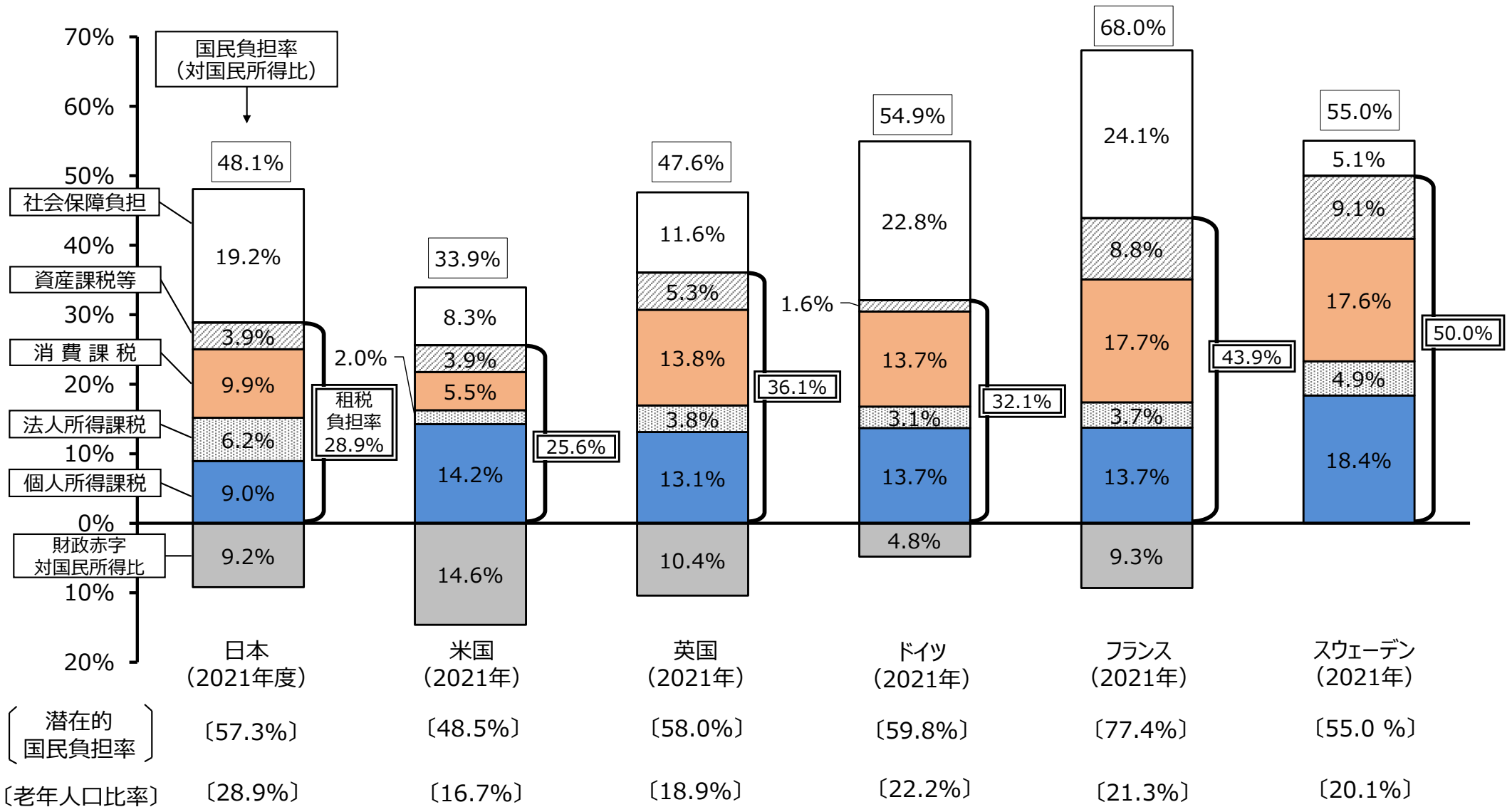


(注1) 利払費は、令和4年度までは決算、令和5年度は補正後予算、令和6年度は予算による。

(注2) 金利は、普通国債の利率加重平均の値を使用。

(注3) 普通国債残高は各年度3月末現在高。ただし、令和5年度は補正後予算、令和6年度は予算に基づく見込み。

諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の比較



〔注1〕 国民負担率は租税負担率と社会保障負担率を足したものの。潜在的国民負担率は国民負担率と財政赤字対国民所得比を足したものの。

〔注2〕 日本は令和3年度（2021年度）実績。諸外国は、OECD “Revenue Statistics”、“National Accounts”、“Economic Outlook 114”による。

〔注3〕 租税負担率は、国税及び地方税の合計の数値。また、個人所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

〔注4〕 財政収支は、一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。ただし、日本については、社会保障基金を含まず、米国については、社会保障年金信託基金を含まない。

〔注5〕 老年人口比率は、日本は総務省「人口推計」、諸外国は国際連合 “World Population Prospects 2022”による。

〔注6〕 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

令和6年度（2024年度）政府経済見通しの概要

- 令和5年度（2023年度）は、半導体の供給制約の緩和等に伴う輸出の増加やインバウンド需要の回復等から外需がけん引し、GDP成長率は実質で1.6%程度、名目で5.5%程度と見込まれる。
- 令和6年度（2024年度）は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の進捗に伴い、個人消費や設備投資等の内需がけん引する形で、GDP成長率は実質で1.3%程度、名目で3.0%程度と見込まれる。

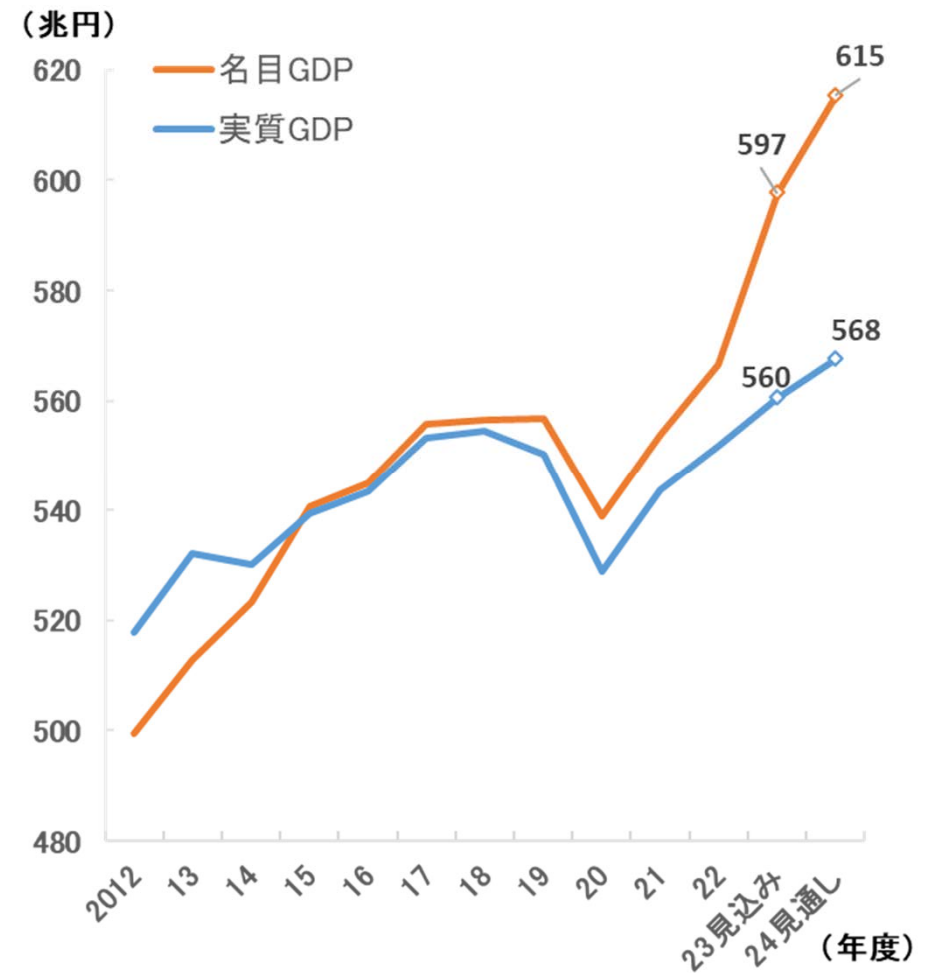
主要経済指標

(前年度比、%、%程度)

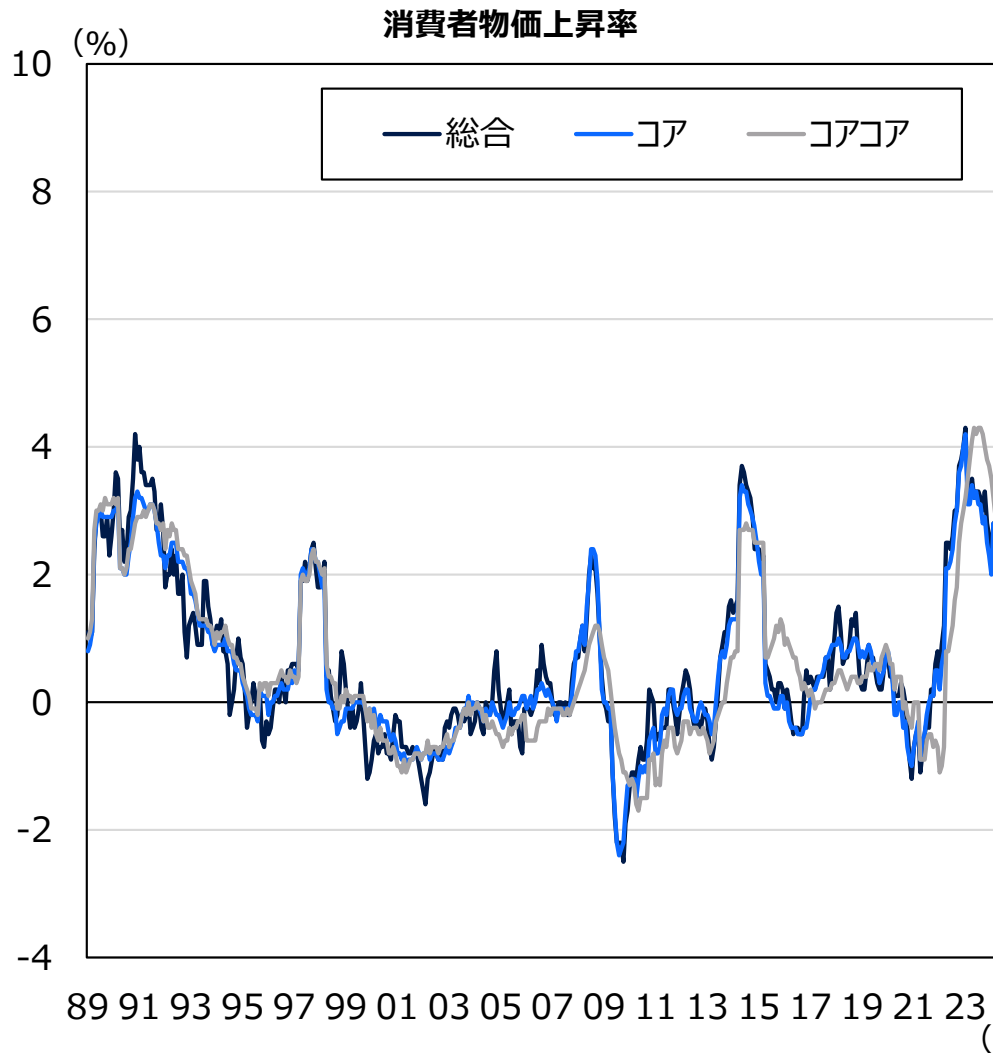
	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 実績 見込み	令和6年度 (2024年度) 見通し
実質GDP	1.5	1.6	1.3
民間消費	2.7	0.1	1.2
民間企業設備	3.4	0.0	3.3
政府支出	▲0.1	0.9	0.7
政府最終消費支出	1.4	0.7	0.0
公的固定資本形成	▲6.1	1.9	3.5
内需寄与度	2.0	0.2	1.4
外需寄与度	▲0.5	1.4	▲0.1
名目GDP	2.3 566兆円	5.5 597兆円	3.0 615兆円
国民所得	3.3	5.5	2.7
雇用者報酬	2.4	3.1	2.7
財産所得	12.1	6.9	4.4
企業所得	3.9	13.9	2.3
GDPデフレーター	0.8	3.8	1.7
消費者物価（総合）（注）	3.2	3.0	2.5
完全失業率	2.6	2.6	2.5

(注) うち「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響は2023年度▲0.6%pt程度、2024年度+0.6%pt程度。

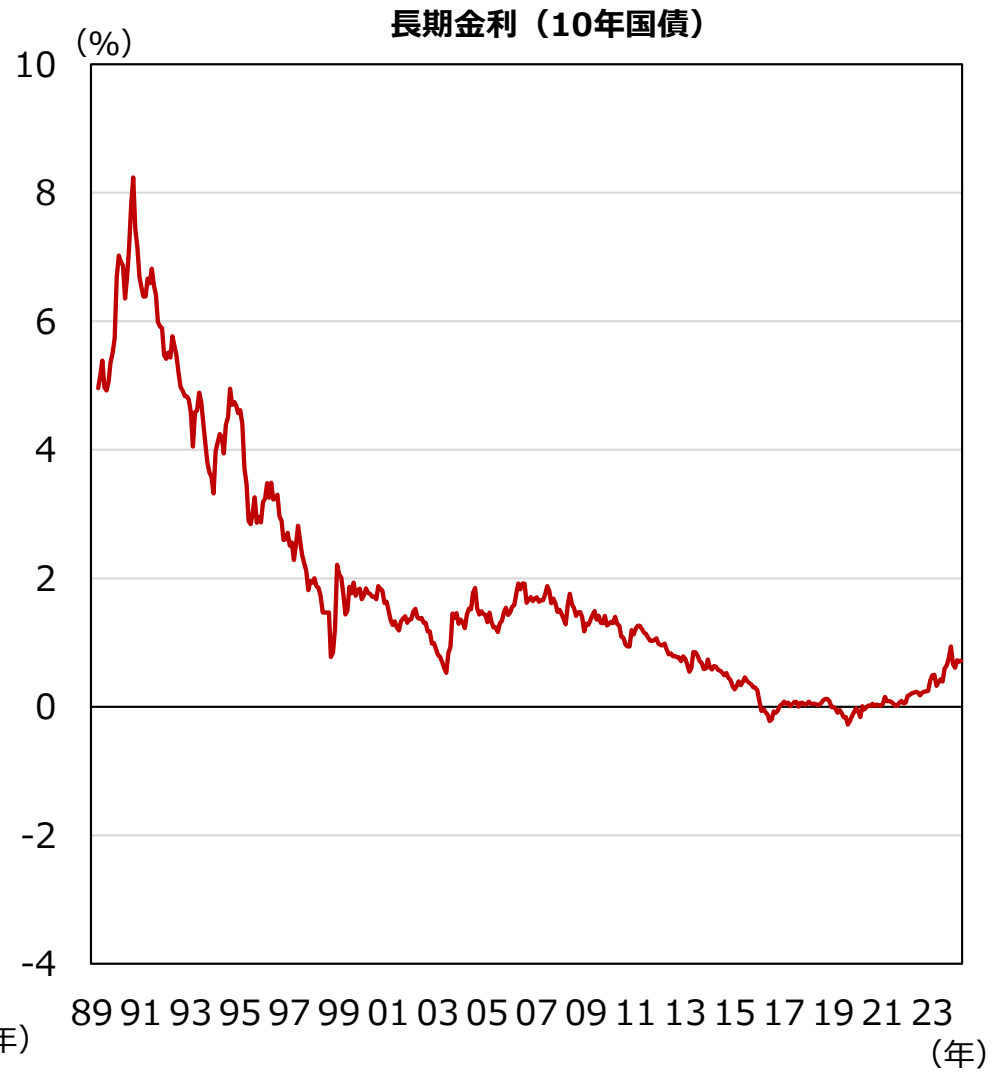
名目GDPと実質GDP



消費者物価・長期金利の推移（平成～現在）



(出所) 総務省「消費者物価指数」

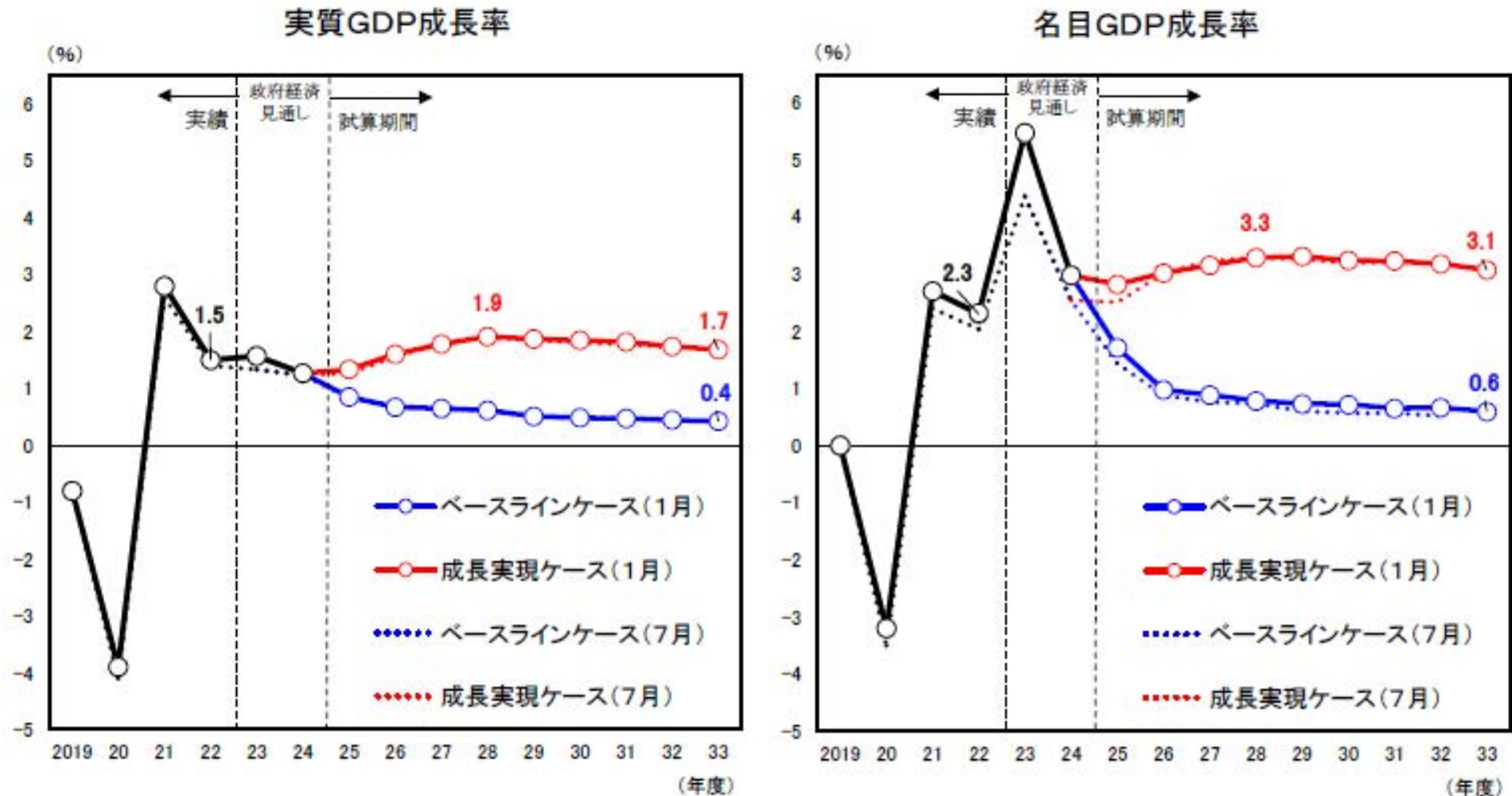


(出所) Bloomberg

(注) 1989年4月以降について記載。

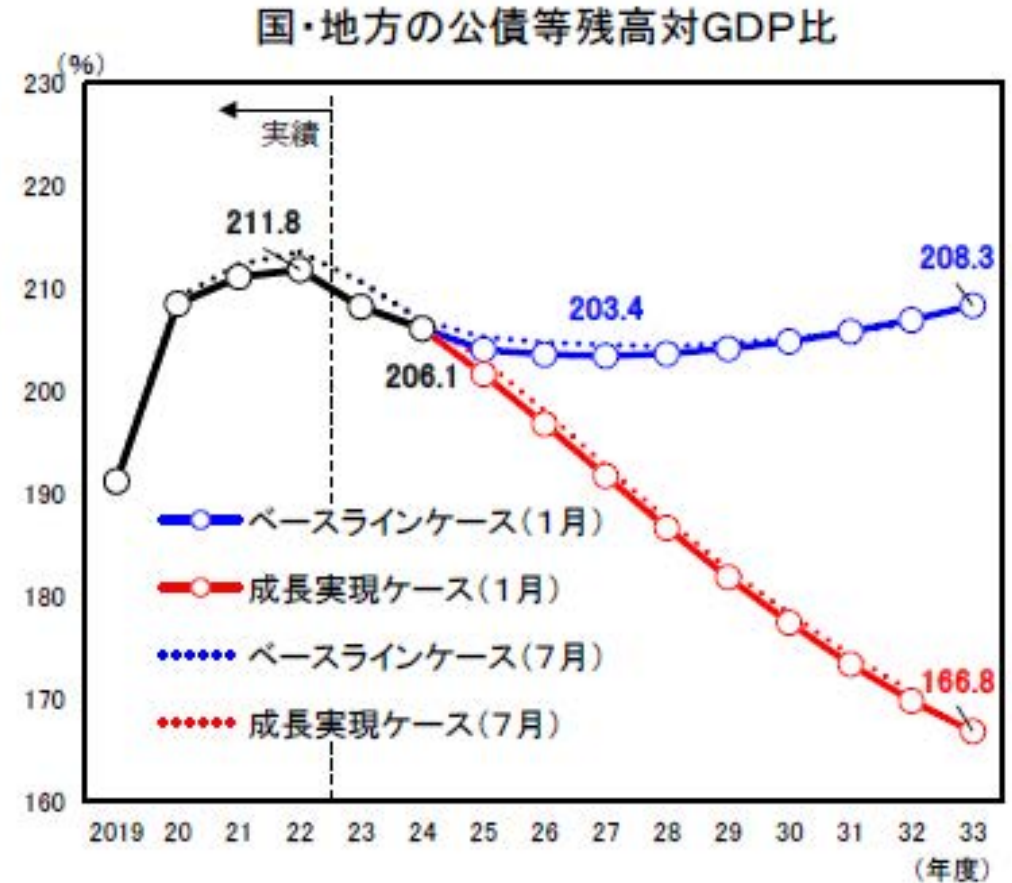
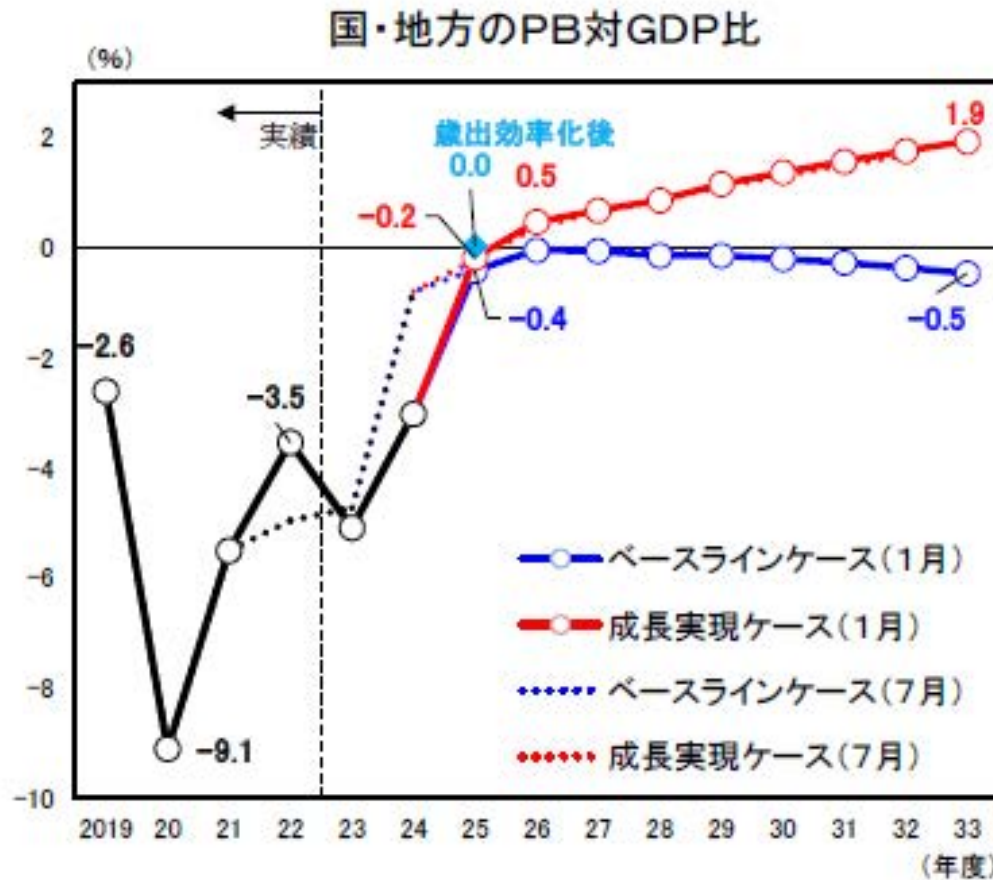
経済の中長期的な展望

- ベースラインケース：全要素生産性（TFP）上昇率が直近の景気循環の平均並み（0.5%程度）で将来にわたって推移するシナリオ。中長期的に実質・名目0%台半ばの成長。
- 成長実現ケース：TFP上昇率が、デフレ状況に入る前の期間の平均1.4%程度まで高まるシナリオ。中長期的に実質2%程度、名目3%程度の成長。



財政の中長期的な展望

- 国・地方のPB対GDP比については、累次の経済対策によって歳出が増加したが、民需が拡大するなか、2024年度までに対策にかかる歳出の大半が執行されることから、2025年度に改善。いずれのケースにおいても、2025年度に赤字が残るが、成長実現ケースでは、歳出効率化努力を継続した場合、2025年度のPB黒字化が視野に入る。
- 公債等残高対GDP比については、ベースラインケースでは2020年代後半に上昇に転じる。成長実現ケースではPBが黒字化する中で徐々に低下する。



EBPMの取組の強化

経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日）

第4章 中長期の経済財政運営

1. 中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営

（効果的・効率的な支出の推進とEBPMの徹底強化）

持続的な経済成長を実現するためには、全体最適を目指した資源配分が重要であり、歳出全体を通じた優先順位の明確化や、成果指向の支出の徹底が必要である。

このため、EBPMの取組の徹底強化に当たっては、あらゆる予算事項について、事後的な検証が可能な形で事前にKPIの設定と政策効果を検証するためのエビデンス・成果の提出を求め、政策の優先順位の見える化を進める。特に、本年度の予算編成過程からEBPMを導入した行政事業レビューシートを積極的に活用することで、全ての予算事業に共通して基礎的なEBPMを導入する。また、エビデンスによって効果が裏付けられた政策やエビデンスを構築するためのデータ収集・整備等の拡充を図る。

EBPMの裾野の拡大が図られる中、その成果も踏まえ、経済・財政一体改革のこれまでの取組を通じて十分に進捗していない重要課題に関する評価・分析を進めるとともに、予算規模・政策体系等を踏まえてメリハリのあるPDCAを実行し、本年末に新経済・財政再生計画改革工程表を改定する。（後略）

令和6年度与党税制改正大綱（令和5年12月14日）

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

（前略）今後とも、経済社会の構造変化を踏まえつつ、働き方への中立性の確保、世代間・世代内の公平の実現、デジタル化の活用による納税者利便の向上などの観点から、中長期的な税制の検討を進める。その際、行動変容を促す税制措置の効果分析等、EBPM（証拠に基づく政策立案：Evidence Based Policy Making）の取組みを着実に強化する。併せて、経済を立て直し、そして財政健全化に向けて取り組む中で、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を築いていく。

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

我々は、今、大きな時代の転換点にある。

3年にわたったコロナ禍は、世界中の人々の考え方を変え、国際的な産業構造の転換を加速させた。ロシアのウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化は世界の分断を深めている。その大転換の時代に、各国が、変化の先にある「新しい世界」を目指し果敢な挑戦を始めている中、わが国はさらに、四半世紀続いたデフレからの脱却という難題に挑んできている。長きに亘るデフレ構造に慣れてしまったため、デフレ脱却の生みの苦しみである物価高を前にして、生活や事業活動に不安を覚えている方も多い。

しかし、デフレ下では、良い製品を生み出しても、高く売れず、働きが評価されず、賃金も上がらず、経済も成長しない。さらにその状態が四半世紀に及んだ結果、世界の物価・賃金との差が拡大した。いわゆる「安いニッポン」である。デフレ構造に逆戻りするわけにはいかない、このことを社会の共通認識とする必要がある。**30年ぶりの高水準の賃上げ、過去最大の民間投資など、日本経済は明らかに動き始めた。デフレ脱却・構造転換に向けた千載一遇のチャンスを逃さぬよう、この動きを止めることなく、より多くの方が享受できるようさらに拡げていく必要がある。**

継続的に賃金が増えることで、生活に対する安心が育まれ、働けば報われると実感できる社会、新しい挑戦の一步を踏みだそうという気持ちが生まれる社会、こうしたマインドが地方や中小企業にまで浸透するような社会を築かねばならない。

それが、この数年間でわが国が達成すべき政治課題であると我々は考えている。

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

(2) 今後の個人所得課税のあり方

① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

例えば、退職金や私的年金の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないといった指摘がある。

また、多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要であるが、退職所得課税については、勤続年数が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが転職などの増加に対応していないといった指摘もある。

こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。

私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢の70歳への引上げや拠出限度額の引上げについて、令和6年の公的年金の財政検証にあわせて、所要の法制上の措置を講ずることや結論を得るとされていることも踏まえつつ、老後に係る税制について、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

第三 検討事項

- 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

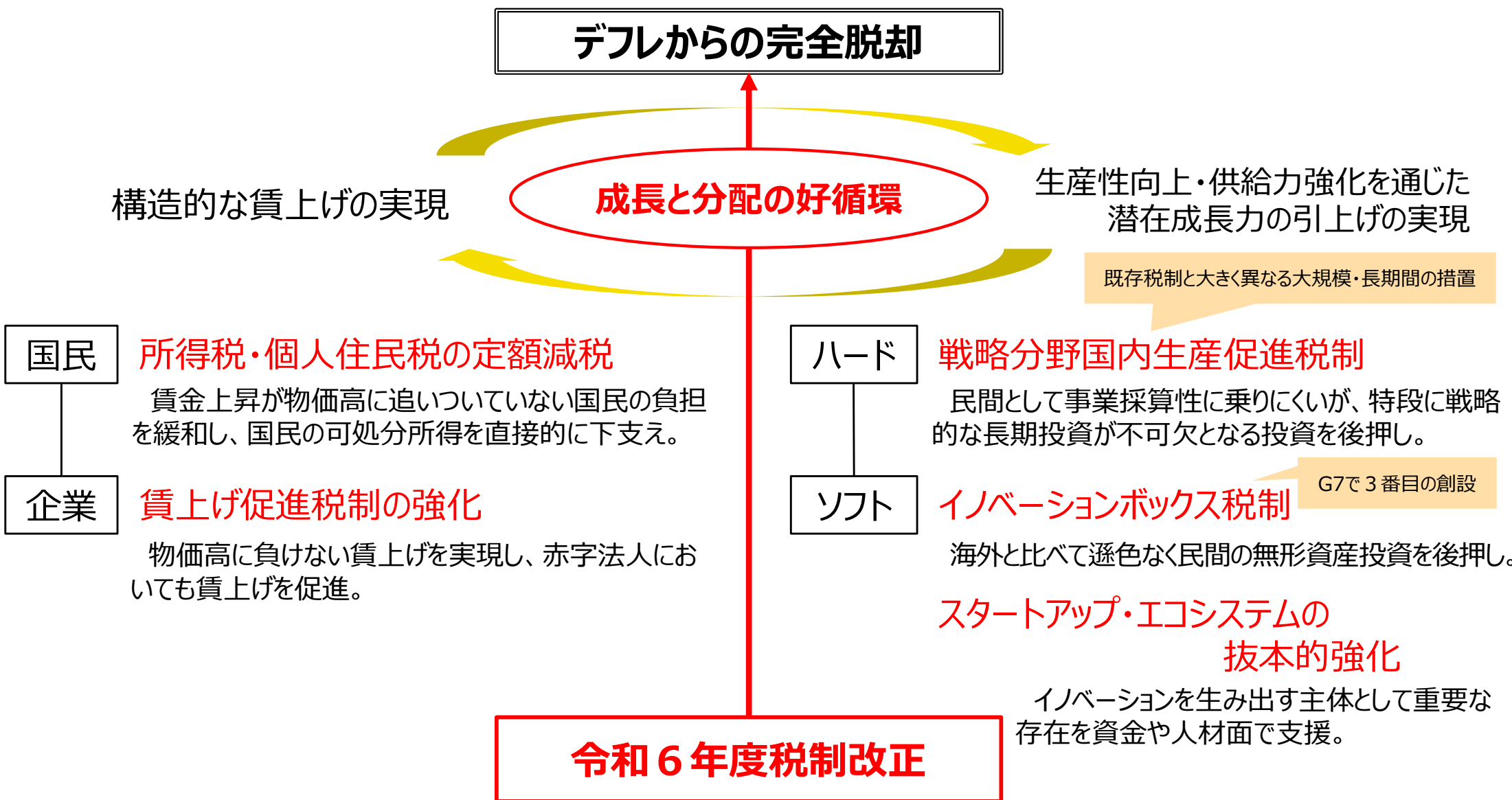
(2) 今後の個人所得課税のあり方

② 人的控除をはじめとする各種控除の見直し

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、個人所得課税における人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。

令和6年度税制改正の全体像①

○ デフレからの完全脱却に向けて、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げと成長力の強化・高度化に資する投資の拡大によって、消費と投資の力強い循環につなげていくべく、所要の措置を講ずる。



令和6年度税制改正の全体像②

- 物価上昇を上回る賃金上昇の実現を最優先の課題としつつ、人口減少、経済のグローバル化など、国内外の経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直しを実施。

